

第4編

工事（業務）成績

第1 北海道開発局請負工事成績評定要領

平成4年4月1日 北開局工第2号

最終改正 令和5年4月1日 北開局工管第7号

(目的)

第1条 この要領は、北海道開発局の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、次の各号に掲げる事項に基づき行うものとする。

- (1) 工事成績（工事の施工状況、目的物の品質等を評価したもの）
- (2) 工事の技術的難易度（構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価したもの）

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 工事成績の評定者は、北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和43年8月24日北開局工第37号。以下「実施要領」という。）第3条に定める技術検査官並びに北海道開発局請負工事監督規程（平成元年6月7日北開局工第17号）第3条に定める総括監督員及び主任監督員
- (2) 工事の技術的難易度の評定者は、北海道開発局本局（以下「本局」という。）にあっては保全指導・監督室長、開発建設部にあっては当該工事を担当する事務所、事業所等の長（実施要領第3条第1項第2号に定める事務所等の長をいう。以下「事務所等の長」という。）又は開発建設部本部担当事業課長

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる技術検査官が2人以上いる場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

2 評定は、別記様式第1「工事成績評定表」及び別記様式第2「工事技術的難易度評価表」（以下「評定表等」という。）によって行うものとする。

(評定表等の提出等)

第6条 工事成績の評定者のうち技術検査官は技術検査実施の都度、総括監督員及び主任監督員は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

3 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表等を支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）の契約した工事については、開発監理部長、営繕部長又は開発建設部長に、分任支出負担行為担当官又はこの代理官（以下「分任官」という。）の契約した工事については、当該工事を担当する事務所（北海道開発局組織規則（平成13年国土交通省令第22号）第99条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）の長に提出するものとする。

4 事務所の長は、分任官の契約した工事の評定表等を受理した時は、遅滞なくその写しを開発建設部長に提出するものとする。

- 5 評価表等の保管は、本官の契約した工事のうち、本局分にあつては技術・評価課長が、開発建設部分にあつては契約課長（札幌開発建設部にあつては契約企画課長又は契約業務課長）が、分任官の契約した工事は当該工事を担当する事務所の長が行うものとする。

（評価結果の通知）

第7条 開発建設部長及び事務所の長（以下「部長等」という。）は、評価者から評価表等の提出があつた場合、別に定めるところにより、当該工事の受注者に対して評価の結果を遅滞なく通知するものとする。

- 2 評価表等が営繕部長に提出された場合、前項に定める通知は開発監理部長が行うものとする。

（評価の修正）

第8条 部長等は、評価の結果を通知した後、その修正の必要があると認める場合は、評価を修正し、その結果を当該工事の受注者に遅滞なく通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 前2条による通知を受けた受注者は、通知日から14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、通知をした者に対して評価の内容についての説明を書面により求めることができる。

- 2 部長等は、説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

- 3 第1項に掲げる事項については、前2条の規定による通知において明らかにするものとする。

（再説明請求等）

第10条 前条第2項の回答を受けた受注者は、説明に係る回答を受けた日から14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、本局において契約した工事にあつては局長に対して、開発建設部において契約した工事にあつては当該開発建設部長に対して、書面により再説明を求めることができる。

- 2 前項による再説明を求められたときは、局長にあつては北海道開発局入札監視委員会の審議を、開発建設部長にあつては各開発建設部入札監視委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

- 3 第1項に掲げる事項については、前条第2項の規定による回答において明らかにするものとする。

年 月 日作成

工 事 成 績 評 定 表

担当課所名

1 完 成 検 査

2 既済部分検査第 回

3 中間技術検査第 回

部 長	次長(総務)	次長(技術)	技術管理官	契約課長	工事検査官	主管課長	事務所長	事務所副所長	事業所長
工 事 名			工事番号						
契 約 金 額			当初： 円			最終： 円			
工 期			当初： 年 月 日 ～ 年 月 日 最終： 年 月 日 ～ 年 月 日						
完 成 年 月 日			年 月 日						
完 成 技 術 検 査 年 月 日			年 月 日						
既 済 部 分 技 術 検 査 年 月 日			第 1 回 年 月 日 第 3 回 年 月 日 第 2 回 年 月 日 第 回 年 月 日						
中 間 技 術 検 査 年 月 日			第 1 回 年 月 日 第 3 回 年 月 日 第 2 回 年 月 日 第 回 年 月 日						
受 注 者 名									
現 場 代 理 人 氏 名									
主 任 技 術 者 氏 名									
監 理 技 術 者 氏 名									
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名									
主任技術評価官 所属・氏名							① 点(小数第 1 位)		
総括技術評価官 所属・氏名							② 点(小数第 1 位)		
第 1 回既済部分技術検査官 所属・氏名							③ 点(小数第 1 位)		
第 2 回既済部分技術検査官 所属・氏名							③ 点(小数第 1 位)		
第 3 回既済部分技術検査官 所属・氏名							③ 点(小数第 1 位)		
第 1 回中間技術検査官 所属・氏名							③ 点(小数第 1 位)		
第 2 回中間技術検査官 所属・氏名							③ 点(小数第 1 位)		
第 3 回中間技術検査官 所属・氏名							③ 点(小数第 1 位)		
完 成 技 術 検 査 官 所 属 ・ 氏 名							④ 点(小数第 1 位)		
⑤ 法 令 遵 守 等			点(小数第 1 位)						
⑥ 評 定 点 合 計			点(整数)						

(注) 1 決裁欄は、組織の形態に合わせて使用する。

2 既済部分及び中間技術検査があった場合 評定点合計 ⑥ = (① × 0.4 + ② × 0.2 + ③ × 0.2 + ④ × 0.2) ⑤

既済部分及び中間技術検査がなかった場合 評定点合計 ⑥ = (① × 0.4 + ② × 0.2 + ④ × 0.4) - ⑤

3 既済部分及び中間技術検査が 2 回以上あった場合、評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

4 一部完成の場合は、総括監督員、主任監督員及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定表と金額により加重平均を行い記入する。

5 総括監督員、主任監督員及び技術検査官の評定点は小数第 1 位までとする。

6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

7 法令遵守等は、総括監督員が記入する。

8 工事が完成したときは工事技術的難易度評価表の別記様式第 2 - 1 ~ 2 - 6 - 2 のうちいずれかを添付する。

別記様式第2-1

工事技術的難易度評価表（河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事）

年 月 日作成

開発建設部 ○○事務所

入札契約方式				契約金額（最終）	
工事名				工期（最終）	～
工事番号				CORINS登録番号	—
受注者名					
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
工事区分 (構造物分類等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
- 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に — を記入する。
- 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別記様式第2－2

工事技術的難易度評価表（電気通信設備工事）

年 月 日作成

入札契約方式				開発建設部	〇〇事務所
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	－
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 設備条件		①設備種別			
		②設備規模			
		③その他			
2. 設備技術特性		①設備仕様			
		②施工方法			
		③その他			
3. 設備設置条件		①設置環境			
		②設置構造物			
		③その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
設備区分 (構造物分類等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

- 注)
- 1) 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
 - 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に － を記入する。
 - 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別記様式第2-3

工事技術的難易度評価表（港湾・漁港・空港工事）

年 月 日作成

開発建設部

〇〇事務所

入札契約方式					
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	—
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②地質			
		③地形			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤工事区域			
		⑥作業用道路・ヤード			
		⑦供用規制			
		⑧その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
工事区分 (構造物分類等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
- 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に — を記入する。
- 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別記様式第2-4

工事技術的難易度評価表（機械設備工事）

年 月 日作成

開発建設部 ○○事務所

入札契約方式					
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	－
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 設備条件		①設備種別			
		②設備規模			
		③その他			
2. 設備技術特性		①施工技術			
		②その他			
3. 設備据付条件		①設備環境			
		②土木構造物			
		③その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
設備区分 (構造物分類等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
- 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に－を記入する。
- 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別記様式第2-5-1

工事技術的難易度評価表（農業工事 土木）

年 月 日作成

開発建設部 ○○事務所

入札契約方式					
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	—
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
工事区分 (構造物分類等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
- 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に — を記入する。
- 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別記様式第2-5-2

工事技術的難易度評価表（農業工事 施設機械）

年 月 日作成

開発建設部 ○○事務所

入札契約方式					
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	－
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 設備条件		①設備種別			
		②設備規模			
		③その他			
2. 設備技術特性		①施工技術			
		②その他			
3. 設備据付条件		①設備環境			
		②土木構造物			
		③その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
設備区分 (構造物分類等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
- 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に ー を記入する。
- 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

工事技術的難易度評価表（営繕工事 建築）

年 月 日作成

開発建設部 ○○事務所

入札契約方式					
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	－
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 建物条件		①規模			
		②構造			
		③形状			
		④その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①支持地盤			
		②山留め・止水			
		③気象・海象			
		④その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
建物機能 （建物例等）		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
- 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に－を記入する。
- 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

工事技術的難易度評価表（営繕工事 設備）

年 月 日作成

開発建設部 ○○事務所

入札契約方式					
工事名				契約金額（最終）	
工事番号				工期（最終）	～
受注者名				CORINS登録番号	－
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 設備システム 種別条件*1		①システム種別			
		②システム規模			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 設備システム 複合条件		①システム間複合度			
		②システム複雑度			
		③その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
建物機能 (建物例等)		()	技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

注)

- 1) 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
 2) 小項目の評価で該当がないものには、欄に ー を記入する。
 3) 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。
 4) *1：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

第2 北海道開発局請負工事成績評定通知実施要領

平成8年6月7日 北開局工第42号

最終改正 令和6年2月8日 北開局工管第211号

(目的)

第1条 この要領は、北海道開発局の所掌する請負工事の成績評定及び技術的難易度評価（以下「評定等」という。）の通知に関し必要な事項を定め、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 通知の対象とする工事は、北海道開発局請負工事成績評定要領（平成4年4月1日付け北開局工第2号。以下「評定要領」という。）第2条に規定された評定の対象工事すべてとする。

(評定等の通知)

第3条 部長等（評定要領第7条第1項に定める部長等をいう。以下同じ。）は、評定者から評定表等（評定要領第5条第2項に定める評定表等をいう。以下同じ。）が提出されたときは、当該工事の受注者に対して工事成績評定及び技術的難易度評価について別記様式第1により速やかに通知するものとする。

2 営繕部長に提出された評定表等については、評定要領第7条第2項に定めるとおり、前項に規定する方法に準じて取り扱うものとし、通知は開発監理部長が行うこととする。

3 前2項により通知を行ったときは、別記様式第1について、速やかに公表するものとする。

4 前3項の規定は、評定要領第8条に基づき評定を修正した場合について、準用する。

(説明請求)

第4条 前条により通知を受けた受注者は、通知日から14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に評定等についての説明を書面により部長等に求めることができる。

(説明請求の提出)

第5条 前条の書面の提出先は、本局の本官（評定要領第6条第4項に定める本官をいう。）の契約した工事については営繕計画課長に、開発建設部の本官の契約した工事については技術管理官に、分任官（評定要領第6条第3項に定める分任官をいう。）の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の長に提出するものとする。

(説明請求に対する回答)

第6条 部長等は、評定等の通知を受けた受注者から評定等について説明を求められた場合、別記様式第2により速やかに回答するものとする。

2 部長等は、前項の回答をする場合、請負工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の請負工事成績評定評価委員会は、別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。

4 第1項の規定により回答を行ったときは、説明を求めた受注者等の提出した書面及び回答を行った書面について、速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7条 前条の回答を受けた受注者は、説明に係る回答を受けた日から14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、本局において契約した工事にあつては局長に対して、開発建設部において契約した工事にあつては当該開発建設部長に対して、書面により、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第8条 前条の書面の提出先は、第5条の規定を準用する。

- 2 前項の規定により書面を受け取った者は、当該書面を速やかに再説明を求められている者に提出するものとする。

(再説明請求に対する回答)

第9条 局長又は開発建設部長は、再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

- 2 前項の回答をする場合、局長にあつては北海道開発局入札監視委員会の審議を、開発建設部長にあつては各開発建設部入札監視委員会の審議を経なければならない。
- 3 第1項の規定により回答を行ったときは、再説明を求めた受注者等の提出した書面及び回答を行った書面について、速やかに公表するものとする。

「北海道開発局請負工事成績評定評価委員会規則」

第 1 趣旨

本規則は、北海道開発局が所掌する請負工事の成績評定及び技術的難易度評価（以下「評定等」という。）に関し、受注者に対して的確な対応及び評定等の評価を行うため、本局及び開発建設部に請負工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 審議事項

委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）の契約した工事で北海道開発局請負工事成績評定通知実施要領（平成 8 年 6 月 7 日付け北開局工第 4 2 号）第 3 条に基づき通知された評定等について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他評定等の運用及び別紙 3 に示す工事の品質の確保に係る事項

第 3 構成

委員会は、次の者で構成するものとする。また、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することとする。

ア 営繕部

委員長 技術・評価課長

委 員 営繕管理課長、営繕計画課長、営繕調整課長、営繕整備課長、保全指導・監督室長、
営繕品質調査官、官庁施設管理官及び設備技術対策官

イ 開発建設部

委員長 技術管理官

委 員 工事検査官、契約課長（札幌開発建設部にあっては契約企画課長又は契約業務課長）、
当該工事担当事業課長、当該工事を担当する事務所等の長（北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和 43 年 8 月 24 日付け北開局工第 37 号）第 3 条第 1 項第 2 号に定める事務所等の長をいう。以下同じ。）、当該工事担当主任監督員及び当該工事担当技術検査官

第 4 召集

委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

第 5 庶務

委員会の庶務は、本局にあっては技術・評価課長が、開発建設部にあっては工事検査官が行う。

「〇〇事務所請負工事成績評定評価委員会標準規則」

第 1 趣旨

本規則は、〇〇事務所が所掌する請負工事の成績評定及び技術的難易度評価（以下「評定等」という。）に関し、受注者に対して的確な対応及び評定等の評価を行うため、請負工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 審議事項

委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 分任支出負担行為担当官又はこれらの代理官（以下「分任官」という。）の契約した工事で北海道開発局請負工事成績評定通知実施要領（平成 8 年 6 月 7 日付け北開局工第 4 2 号）第 3 条に基づき通知された評定等について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他評定等の運用及び別紙 3 に示す工事の品質の確保に係る事項

第 3 構成

委員会は、次の者で構成するものとする。また、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することとする。

委員長 所 長

委 員 副所長（技術）、副所長（事務）又は総務課長、当該工事担当課長、当該工事担当主任監督員及び当該工事担当技術検査官

第 4 召集

委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

第 5 庶務

委員会の庶務は、当該工事担当課長が行う。

「工事の品質の確保に係る事項」について

「北海道開発局請負工事成績評定評価委員会規則」第 2 (2) 及び「〇〇事務所請負工事成績評定評価委員会標準規則」第 2 (2) における「工事の品質の確保に係る事項」とは、下記に示す場合をいう。

記

- 1 出来形が規格値をはずれている場合
- 2 品質管理結果が規格値をはずれている場合
- 3 工事目的物が設計荷重に耐えられない、又は、将来的に耐久性に問題が生じると予想される場合
- 4 出来高数量が契約図書に示された数量を下回っている場合
- 5 操作して、所期のと通りの稼働をしない場合
- 6 設計図書で示された工事目的物と異なったものができている場合
- 7 工事目的物の設置位置を誤った場合
- 8 工事目的物の基準高を誤り、前後の工事とすりつかない場合

別表第 1

項 目 別 評 定 点

工 事 名

工事番号

評 価 項 目	細 別	評 定 点／満 点
1. 施工体制	I . 施工体制一般	0.0／3.3点
	II . 配置技術者	0.0／4.1点
2. 施工状況	I . 施工管理	0.0／13.0点
	II . 工程管理	0.0／8.1点
	III . 安全対策	0.0／8.8点
	IV . 対外関係	0.0／3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I . 出来形	0.0／14.9点
	II . 品 質	0.0／17.4点
	III . 出来ばえ	0.0／8.5点
4. 高度技術（加点のみ）	I . 高度技術	0.0／7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I . 創意工夫	0.0／5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	I . 地域への貢献等	0.0／5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認	
評 定 点 合 計		00.0／100.0点

※評定点合計は、各細別評定点を合計しても四捨五入の関係で合わない場合があります。

別表第 2 - 1

工事技術的難易度項目別評価表
(河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事)

工 事 名		工事番号	
大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価 (I～IV)			

別表第 2 - 2

工事技術的難易度項目別評価表（電気通信設備工事）

工 事 名		工事番号	
大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
2. 設備技術特性		①設備仕様	
		②施工方法	
		③その他	
3. 設備設置条件		①設備環境	
		②設置構造物	
		③その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

別表第 2 - 3

工事技術的難易度項目別評価表（港湾・漁港・空港工事）

工 事 名		工事番号	
大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②地質	
		③地形	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤工事区域	
		⑥作業用道路・ヤード	
		⑦供用規制	
		⑧その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

別表第 2 - 4

工事技術的難易度項目別評価表（機械設備工事）

工 事 名

工事番号

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
2. 設備技術特性		①施工技術	
		②その他	
3. 設備据付条件		①設備環境	
		②土木構造物	
		③その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

別表第 2－5－1

工事技術的難易度項目別評価表（農業工事 土木）

工 事 名

工事番号

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

別表第 2－5－2

工事技術的難易度項目別評価表（農業工事 施設機械）

工 事 名 工事番号

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
2. 設備技術特性		①施工技術	
		②その他	
3. 設備据付条件		①設備環境	
		②土木構造物	
		③その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

別表第 2 - 6 - 1

工事技術的難易度項目別評価表（営繕工事 建築）

工 事 名

工事番号

大項目	評価	小項目	評価
1. 建物条件		①規模	
		②構造	
		③形状	
		④その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①支持地盤	
		②山留め・止水	
		③気象・海象	
		④その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
建物機能			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

別表第 2－6－2

工事技術的難易度項目別評価表（営繕工事 設備）

工 事 名

工事番号

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム 種別条件		①システム種別	
		②システム規模	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 設備システム 複合条件		①システム間複合度	
		②システム複雑度	
		③その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		－	
建物機能			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅳ）			

殿

工事成績評定通知書

説明を求める場合の書面の送付先、手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

1 工 事 名 工事番号

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成技術検査年月年 月 日

4 成績評定 ①評 定 点 ○○ 点 項目別評定点は別表第1のとおり
(①修正評定点 ○○ 点 【評定点が修正された場合のみ】)
②工事技術的難易度評価 ○ 項目別評価表は別表第2のとおり
(項目別評価表は工事区分により別表第2-1～2-6-2のうちいずれかを添付)

5 送 付 先
(本官の場合) 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 技術管理官 宛
(分任官の場合) 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○事務所長 宛

6 手続等の問い合わせ先
(本官の場合) 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 工事検査官
TEL ○○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○
(分任官の場合) 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○事務所
副所長(技術) 又は当該工事担当課長
TEL ○○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○

(連絡先)

契約担当官等
官職・氏名

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 工事番号
- 2 疑問に対する回答

※以下を記入することで押印不要

本件責任者
（部署名・氏名）
（連絡先）
担当者
（部署名・氏名）
（連絡先）

〔注〕 回答者名は、本局にあつては北海道開発局長と記載し、開発建設部にあつては当該開発建設部長名を記載すること。

第3 北海道開発局請負工事成績評定要領の運用について

平成 13 年 7 月 1 日 北開局工管第 73 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 北開局工管第 11 号

「北海道開発局請負工事成績評定要領」（平成 4 年 4 月 1 日北開局工第 2 号。以下「要領」という。）の運用に当たっては、下記により取り扱われたい。

記

- 1 要領第 5 条第 2 項の別記様式第 1 「工事成績評定表」の評定については、「成績評定審査基準」（別表－1）に基づき「工事成績採点表」（別紙 1－1）及び「細目別評定点採点表」（別紙 2－1）で行うこととし、「審査項目別運用表」（別紙 3）で該当する事項を工事成績採点表の審査項目欄の加減点に○印を付すものとする。

なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙 4）及び「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（別紙 5）を考慮するものとし、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。事前協議とは、工事着手前に別紙－6【営繕工事除く】「工事関係書類一覧表」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を取り決めることをいう。また、工事における「工事特性または高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

- 2 要領第 5 条第 2 項の別記様式第 2 「工事技術的難易度評価表」の評定については、主任監督員及び技術検査官の意見を踏まえて、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、以下に掲げる工事区分ごとに行うものとする。

- (1) 河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事）」（別紙 7）の方法により行うものとする。
- (2) 電気通信設備工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（電気通信設備工事）」（別紙 8）の方法により行うものとする。
- (3) 港湾工事、漁港工事、空港工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（港湾・漁港・空港工事）」（別紙 9）の方法により行うものとする。
- (4) 機械設備工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（機械設備工事）」（別紙 10）の方法により行うものとする。

- (5) 農業工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（農業工事）」（別紙１１）の方法により行うものとする。
- (6) 営繕工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（営繕工事）」（別紙１２）の方法により行うものとする。

3 要領第６条の評定表等の提出等のうち要領別記様式第１「工事成績評定表」及び要領別記様式第２「工事技術的難易度評価表」の提出の際には、評定者は通知要領別表第１「項目別評定点」及び通知要領別表第２「工事技術的難易度項目別評価表」に必要事項を記載し、添付するものとする。

4 工事成績採点表の所見欄は、評定に当たり、必ず記載するものとする。

5 「工事成績採点表」（別紙１－１）及び「細目別評定点採点表」（別紙２－１）は、本官の契約した工事については、本局にあっては技術・評価課長が、開発建設部にあたっては工事検査官が、分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の課長又は事業所長が、これを保管するものとする。

また、「考査項目別運用表」（別紙３）は主任監督員及び技術検査官が各自保管し、「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（別紙５）は主任監督員が保管するものとする。

6 要領第８条の「修正の必要があると認める場合」とは、工事目的物引渡後、契約不適合担保期間中に、事故等により契約不適合が判明した場合とする。

7 要領第７条又は第８条の通知並びに要領第９条及び第１０条の回答は、北海道開発局請負工事成績評定通知実施要領によるものとする。

附 則[平成28年4月1日北開局工管第5号]

この通知は、平成28年4月1日以降に行う技術検査について適用するものとする。（ただし、工事技術的難易度評価の小項目運用表について、旧運用で発注済み工事については、完成時の評価は、旧運用での評価とする。）

附 則[平成31年4月1日北開局工管第6号]

この通知は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[平成31年4月1日北開局工管第19号]

この通知は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[令和元年11月20日北開局工管第117号]

この通知は、令和元年12月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[令和2年4月1日北開局工管第45号]

この通知は、令和2年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[令和２年１１月５日北開局工管第１６５号]

この通知は、令和２年１０月２７日以降に行う技術検査について適用する。

附 則[令和３年４月１日北開局工管第６号]

この通知は、令和３年４月１日以降に行う技術検査について適用する。

附 則[令和４年５月１日北開局工管第４１号]

この通知は、令和４年５月１日以降に契約する工事について適用する。

附 則[令和４年１１月２５日北開局工管第１２２号]

この通知は、令和４年１２月９日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[令和５年４月１日北開局工管第５号]

この通知は、令和５年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[令和６年４月１日北開局工管第５号]

この通知は、令和６年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附 則[令和７年４月１日北開局工管第１１号]

この通知は、令和７年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

別表－ 1

成績評定考査基準

評価項目	細 別	考査内容
1. 施工体制	I. 施工体制一般	・ 施工体制及び施工管理体制の評価
	II. 配置技術者	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、専任技術者等の職務の執行及び技術的判断に関するの評価
2. 施工状況	I. 施工管理	・ 施工計画書に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
	II. 工程管理	・ 適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	III. 安全対策	・ 安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
	IV. 対外関係	・ 対外調整、周辺環境対策等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3. 出来形 及び出来ばえ	I. 出来形	・ 目的物の出来形の水準を評価
	II. 品 質	・ 目的物の品質水準を評価
	III. 出来ばえ	・ 目的物の仕上げやすりつけ等の出来ばえの評価、及び機能の評価
4. 工事特性	I. 工事特性	・ 施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境 ・ 社会条件に対して高度な技術力をもって対応したものの評価
5. 創意工夫	I. 創意工夫	・ 施工、品質、安全衛生等について、創意工夫をもって対応したものの評価
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	・ 環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価
7. 法令遵守等		・ 関係法令等を遵守して、無事故・無処分で工事を実施したかどうかの評価
8. 総合評価技術 提案	技術提案履行確認	・ 総合評価落札方式において技術提案を求めた工事について、その履行状況の評価

工 事 成 績 採 点 表 (完成)

別紙 1

1 / 1
年 月 日 作成
担当課所名

工 事 名		工事番号												契約金額 円																				
受 注 者 名												工 期		年 月 日 ~ 年 月 日 完成年月日 年 月 日																				
考 査 項 目		主 任 技 術 評 価 官					総 括 技 術 評 価 官							技 術 検 査 官 (第○回中間)				技 術 検 査 官 (第○回中間)				技 術 検 査 官 (完 成)												
		氏名					氏名							氏名				氏名				氏名												
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e							
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	5.0	10.0																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5		0	-7.5	-15.0		
	II. 工程管理	4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	5.0	10.0	+3.0		1.5		0	7.5	15.0																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	2.5	5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品 質	5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	+5.0	+2.5		0	-5.0	+5.0	+2.5		0	-5.0					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						(20)				0																							
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(7)		0																														
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2 3 4 5 6)		± 点					± 点							± 点				± 点				± 点												
評定点 (6 5 点±加減点合計) ※1		① 点					② 点							③ 点				③ 点				④ 点												
評定点計		点 ○中間技術検査があった場合：(① 点*0.4+② 点*0.2+③ 点*0.2+④ 点*0.2) = 点 ※但し、③中間技術検査が2回以上の場合は平均値																																
7. 法令遵守等 ※7							0 点																											
評定点合計 ※8		点 ○7. 評定点計 (点) - 8. 法令遵守等 (0.0点) 点																																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行																											
所 見 ※5		【主任技術評価官】										【総括技術評価官】							【技術検査官】															

- ※1 6 5 点 + 1 ~ 3 の評定 (加減点合計) + 4 ~ 6 の評定 (加点合計) = 評定点 各評定点 (①~④) は小数点第 1 位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 4、5、6 は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載する。
 ※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、技術検査官 (完成) の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。
 ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。
 ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

別紙2

項 目	細 別	①主任技術評価官	②総括技術評価官	③技術検査官（中間）	③技術検査官（中間）	④技術検査官（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点					2.90 3.3点	4.5%
	II. 配置技術者	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点					2.90 4.1点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点				0.0 *0.4+6.5= 6.5 点	9.40 13.0点	14.4%
	II. 工程管理	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点	0.0 *0.2+3.2= 3.2 点				6.10 8.1点	9.4%
	III. 安全対策	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点	0.0 *0.2+3.3= 3.3 点				6.20 8.8点	9.5%
	IV. 対外関係	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点					2.90 3.7点	4.5%
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	0.0 *0.4+2.8= 2.8 点				0.0 *0.4+6.5= 6.5 点	9.30 14.9点	14.3%
	II. 品 質	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点				0.0 *0.4+6.5= 6.5 点	9.40 17.4点	14.4%
	III. 出来ばえ					0.0 *0.4+6.5= 6.5 点	6.50 8.5点	10.0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		0.0 *0.2+3.3= 3.3 点				3.30 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0.0 *0.4+2.9= 2.9 点					2.90 5.7点	4.5%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		0.0 *0.2+3.2= 3.2 点				3.20 5.2点	4.9%
7. 法令遵守等			0.0 *1.0= 0.0 点				0.0	
評定点合計							65.0 100.0点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行					

- ※ 中間技術検査があった場合 (①+②+③*0.5+④*0.5) =細目別評定点 (中間技術検査が2回以上の場合は③を平均する)
 中間技術検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点
 ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』を選択する。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	細 別				
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	a	b	c	d
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である
	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が 90%以上・・・a 該当項目が 80%以上 90%未満・・・b 該当項目が 80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d
適切である		ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	
●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】※ 特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ☐ 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が 90%以上・・・a 該当項目が 80%以上 90%未満・・・b 該当項目が 80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 ☐ 工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主 任 技 術 評 価 官)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅲ．安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が 90%以上・・・・・・・・a 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 該当項目が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ．対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が 90%以上・・・・・・・・a 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 該当項目が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	a		b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	※ ばらつきの判断は別紙4－1参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
工 種	a		b	c	d	e
機械設備工事	適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員等が臨場した箇所は除く) ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電 気 設 備 工 事・通信設備 工事・受変電 設備工事 ※上記欄によ らず、当該欄 で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督職員 が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督 職員が改造請求を行った。
I. 出来形		●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く） ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的を実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
I. 出来形	港湾ブロック製作工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ コンクリートの肌が良い。 □ モルタルの漏出がない。 □ 表面に補修の痕跡がない。 □ ブロックに欠落がない。 □ 天端及び端部処理等が良い。 ●判断基準 該当項目が4項目程度以上・・・a 該当項目が3項目程度・・・b 該当項目が2項目程度以下・・・c				
	港湾ブロック据付工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ 大きな凹凸がない。 □ 幅、勾配が定規等の範囲に概ね入っている。 □ 天端が概ね設計高である。 □ 据付個数の確認が写真等で出来る。 □ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当項目が4項目程度以上・・・a 該当項目が3項目程度・・・b 該当項目が2項目程度以下・・・c				
	河川堤防除草工事・道路管渠清掃工事・道路維持除雪工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	① 出来型管理項目がない工事は「c」評価とする。				

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は別紙4－1参照。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする				
工 種	a	b	c	d	e
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置について、点検しやすくしている。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である		他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。 □ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	港湾ブロック据付工事	「評価対象項目」 ☐ 気象・海象条件に適した運搬及び据付を行っている。 ☐ ブロックの据付状況を潜水士が確認している。 ☐ ブロック相互間に石等のはまり込み又は挿入がないことを写真などで確認できる。 ☐ ブロックのかみ合わせが良い。 ☐ ブロックの破損がない。 ●判断基準 該当項目が4項目程度以上・・・・・・a 該当項目が3項目程度・・・・・・b 該当項目が2項目程度以下・・・・・・c			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾浚渫工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	維持・修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICT を活用した工事(電子納品のみは除く) ※本項目は 1 点の加点とする。 ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。※本項目は 2 点の加点とする。 ※ICT 活用による加点は最大 2 点の加点とする ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の 3 項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大 2 点の加点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点对象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数：) N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は 1 点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は 1 点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大 2 点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大 2 点の加点とする。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 船行船舶への安全周知または、事故防止に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大 2 点の加点とする。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：		
		記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点： _____ 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(総括技術評価官)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1.について) 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 ※上記以外(港湾漁港工事) 地盤改良工事の改良長さ：30m以上、基礎工事のマウンド天端：-14m以深、ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000t以上、ブロック類製作工事のブロック質量：50t以上、防波堤又は岸壁工事の構造物水深：-14m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・港湾構造物の改良工事等において既設構造物を撤去する場合、安全性や施工方法に特に配慮が必要な工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制、供用中の港湾施設等での利用規制に大きく影響する工事。 ☐ 8 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ・養殖漁業への工事の影響に特段配慮が必要な工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。 ・空港の制限区域内での工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事（9.について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 ・その他、一般船舶の航行が多い、又は供用中の施設の改良など工事実施にあたり関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.被災箇所措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・波浪等の影響が特に工事工程制約となる工事。(供用係数ランク4以上の海域等) ・潮流が速い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18.その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点： _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(総括技術評価官)						
考 査 項 目	細 別	a	a ’	b	b ’	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a ’、b、b ’、c 評価を行う。				

考査項目別運用表（営繕工事以外）

（総括技術評価官）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等		
① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）		

考査項目別運用表（営繕工事以外）

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、ISO9001 又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・a 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 該当項目が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の4 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ～b ’ に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。							
工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
機械設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ ●判断基準 評価値が 90%以上 a 評価値が 80%以上 90%未満 a ’ 評価値が 70%以上 80%未満 b 評価値が 60%以上 70%未満 b ’ 評価値が 60%未満 c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電 気 設 備 工 事・通信設備 工事・受変電 設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形	※上記欄によ らず、当該欄 で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 ☐ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90％以上・・・・・・・・ a 評価値が 80％以上 90％未満・・・・ a ’ 評価値が 70％以上 80％未満・・・・ b 評価値が 60％以上 70％未満・・・・ b ’ 評価値が 60％未満・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	港湾ブロック 据付工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e
	※上記欄によ らず、当該欄 で評価	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 大きな凹凸がない。 ☐ 幅、勾配が定規等の範囲に概ね入っている。 ☐ 天端が概ね設計高である。 ☐ 据付個数の確認が写真等で出来る。 ☐ 全体的な美観が良い。 該当項目が 4 項目程度以上・・・・ a 該当項目が 3 項目程度・・・・ b 該当項目が 2 項目程度以下・・・・ c					☐ 出来形が規格値等を満足せず、監督職員が文書で改善指示を行い、規格値等を満足した。	☐ 検査時に、出来形が規格値等を満足せず、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	コンクリート構造物工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ C B R 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：						
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準								
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ II．品質	鋼橋工事 (ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙４－１参照。					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐鋼材の種別、品質を適切に管理している。 ☐溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐その他理由： ●判断基準						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除の項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。								
注試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

別紙3－3－7(2)(砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む))

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	砂防構造物工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			
	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ <								

①

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③

評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

注

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3－3－8(2)(舗装工事)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ <								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	海岸工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・ a 該当 4 項目・・・・・・ b 該当 3 項目・・・・・・ c 該当 2 項目以下・・・ d	
	港湾ブロック据付工事	●評価対象項目 ☐ 大きな凹凸がない。 ☐ 幅、勾配が定規等の範囲に概ね入っている。 ☐ 天端が概ね設計高である。 ☐ 据付個数の確認が写真等で出来る。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目程度以上・・・ a 該当 3 項目程度・・・・・・ b 該当 2 項目程度以下・・・ c	

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ <								

別紙3－3－10(2)(法面工事)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良工事はb評価以下とする。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
		※不可視部は「施工管理記録などから不可視部分の良さが伺える」、可視部は「土工関係の仕上がりが良い」において施工管理記録などから出来ばえの良さが確認できた場合に評価することとし、地盤改良においては最大2項目の評価とする。			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ II．品質	コンクリート橋上部工事 (P C 及びR C を対象)	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ プレブーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ P C 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：						
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。						
●判断基準								
					注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。			

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	コンクリート橋上部工事 （P C 及び R C を対象）	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ II．品質	植栽工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他 理由：						
						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準		
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)									
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e	
3．出来形及び出来ばえ II．品質	防護柵（網）・標識・区画等設置工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		●評価対象項目 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、1 0 %以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）							
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。 ●判断基準									
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。									

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 								

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ．品質		●評価対象項目 ☐材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。☐設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。☐設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。☐機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。☐溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。☐塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。☐操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。☐操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。☐小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。☐設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。☐取扱説明書に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。☐機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。☐設備の構造や機器の配置がについて、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。☐二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。☐バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。☐計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。☐回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。☐構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。☐現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。☐その他理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 90%以上・・・a ※ 該当項目が 80%以上～90%未満・・・a’ ※ 該当項目が 70%以上～80%未満・・・b ※ 該当項目が 60%以上～70%未満・・・b’ ※ 該当項目が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

(技 術 検 査 官)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 ☐主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。☐きめ細かな施工がなされている。☐土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。☐溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。☐全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
Ⅲ．出来ばえ					

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	電気設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ．品質		●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 90%以上・・・a ※ 該当項目が 80%以上～90%未満・・・a ’ ※ 該当項目が 70%以上～80%未満・・・b ※ 該当項目が 60%以上～70%未満・・・b ’ ※ 該当項目が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ II．品質	維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）	●評価対象項目 ☐使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a ※ 該当項目が5項目・・・・・・・・a ’ ※ 該当項目が4項目・・・・・・・・b ※ 該当項目が3項目・・・・・・・・b ’ ※ 該当項目が2項目以下　・・・・・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	●評価対象項目 ☐使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上・・・・・・a ※ 該当項目が5項目・・・・・・a ’ ※ 該当項目が4項目・・・・・・b ※ 該当項目が3項目・・・・・・b ’ ※ 該当項目が2項目以下・・・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止など)	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)							
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 電気 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由：				●判断基準 ※ 該当項目が 90％以上・・・a ※ 該当項目が 80％以上～90％未満・・・a’ ※ 該当項目が 70％以上～80％未満・・・b ※ 該当項目が 60％以上～70％未満・・・b’ ※ 該当項目が 60％未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d		
Ⅲ. 出来ばえ	受変電設備工事				

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙 4－1 参照。				品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a 及び b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 材料等の品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 ☐ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ 【浚渫・床掘関係】 ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 ☐ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 土捨て量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 ☐ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） ☐ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 ☐ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ 【地盤改良関係】 ☐ 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションパイルが連続したような形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ その他 理由：_____ 【マット、捨て石及び均し関係】 ☐ 捨て石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨て石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 ☐ 捨て石、被覆石等の石材は、扁平細長ではなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 ☐ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 ☐ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 ☐ 捨て石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 ☐ その他 理由：_____ 【本体：杭及び矢板、控工関係】 ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 ☐ タイロッド及びタイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。 ☐ その他 理由：_____ 【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 ☐ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 ☐ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。						

別紙3－3－24(2)(港湾築造工事)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	港湾築造工事	●評価対象項目 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ クラックがない。(コンクリート工事が含まれる場合) ●判断基準 (コンクリート工事がない場合) ※該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d (コンクリート工事が含まれる場合) ※該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	管水路工事	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1 参照。				品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a 及び b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ．品質		●評価対象項目 ☐ 管体の接合間隔が仕様書に定められた規格値を満足している。 ☐ 接合ボルトの締付が規定通りに実施されていることがチェックシートで確認できる。 ☐ 配管作業で管体内に土砂、小動物が侵入させない施工を行っている。 ☐ 管の下部、側部の締固めが仕様書の規定に従い適切に施工されている。 ☐ 通水試験（継ぎ目、水張り、水圧）が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ 管体のたわみが仕様書に定められた規格値を満足している。 ☐ 表土はぎ、表土戻しが適切に行われている ☐ その他 理由：						
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。						
		●判断基準						
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	管水路工事	●評価対象項目 ☐ 埋め戻しに凹凸がなく仕上がりが良い。 ☐ 周辺在来地盤とのすり付けが良い。 ☐ 付帯構造物にもきめ細やかな施工がされている。 ☐ 管体内に土砂、異物及び損傷、汚れがない。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ <								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ III．出来ばえ	農用地造成工事、客土工事	●評価対象項目 ☐ ほ場面の平坦性が良い。 ☐ ほ場隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ☐ ほ場区画の通りがよい。 ☐ 法面仕上が良い。 ☐ 附帯構造物のすり付けが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・・・・b 該当2項目程度・・・・・・c 該当1項目程度以下・・・d
	暗渠排水工事	●評価対象項目 ☐ 排水口部が入念に施工されている。 ☐ 付帯明渠等の法面仕上げが良く通りも良い。 ☐ 埋戻が入念に施工され、凹凸がなく仕上がりが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・・・・b 該当1項目程度・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ II．品質	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導柱等設置工事	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1参照。				品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、 a 及び b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 [共通] ☐ 材料の品質及び形状の適切性が設計図書と確認でき、証明書が整備されている。 ☐ 塗装の適切性が設計図書と確認でき、証明書が整備されている。 [防雪柵工事] ☐ 部材の組み立てが適切であることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が適切であることが確認できる。 ☐ 基礎コンクリートの強度・スランプ・空気量等が確認できる。(現場打ちの場合) ☐ 基礎ブロックが設計図書に基づき合格した製品であることが確認できる。(二次製品の場合) [雪崩予防柵工事] ☐ 部材の組み立てが適切であることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が適切であることが確認できる。 ☐ ワイヤロープ結合部の処理が適切であることが確認できる。 [固定式視線誘導柱] ☐ 視線誘導標設置基準の規定に従い適切に施工されている。 ☐ アンカー及び支柱基礎について周辺の地盤を緩めることなく、かつ、滑動しないように施工されていることが確認できる。 ☐ 基礎コンクリートの強度・スランプ・空気量等が確認できる。(現場打ちの場合) ☐ 基礎ブロックが設計図書に基づき合格した製品であることが確認できる。(二次製品の場合) ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。				① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
●判断基準								
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	防雪柵設置工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ☐ ベースプレートと構造物の密着が確認できる。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・・・・b 該当 2 項目程度・・・・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d	
	雪崩予防柵設置工事	●評価対象項目 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 固定アンカー部が堅固である。 ☐ 柵が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 取付ブレースが適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	固定式視線誘導柱設置工事	●評価対象項目 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 矢羽根の角度、支柱の通りがよい。 ☐ 支柱基礎の埋戻し等が入念に施工されている。 ☐ ベースプレートと構造物の密着が確認できる。 ☐ 全体的な美観が良い。			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事含む）	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1参照。				品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【土工関係】 ☐ 雨水による崩壊が起これないように排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____						
		【コンクリート関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋（PC鋼材含む）の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他 理由：_____						
		【排水工関係】 ☐ 鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ PCボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 管渠（コンクリート管等）は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 開渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けられていることが確認できる。 ☐ 基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。 ☐ 床堀箇所湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他 理由：_____						
		【地盤改良関係】 ☐ 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・採石ドレーン、サンドコンパクション及びロッドコンパクションが連続した様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。						

別紙3－3－28(2)(空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事含む))

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	空港用地造成工事工事（排水工事、地盤改良工事含む）	●評価対象項目 ☐ 切土、盛土、構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 ☐ 残土等は適切に処理されている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 切土、盛土、構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	空港舗装工事	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4－1参照。				品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でC B R値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工されていることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において一層の仕上がり厚を2 0 cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。 ☐ セメント安定処理路盤の仕上げ完了後、直ちにプライムコートを散布し養生されていることが確認できる。 ☐ 上層路盤において一層の仕上がり厚については設計図書のとおりとし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。 ☐ 他の構造物と隣接する箇所及び狭隘な箇所において、小型機械等により入念に締め固めていることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____						
		【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件に配慮していることが確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ 滑走路、誘導路の摺り付けが、設計図書に定められた条件に従って施工されていることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____						
		【コンクリート舗装工関係（PC舗装含む）】 ☐ コンクリートの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーの損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質がミルシートまたは公的機関の試験成績表で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度または曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____						
		【排水工関係】 ☐ 鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ P Cボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 管渠（コンクリート管等）は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 開渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けていることが確認できる。 ☐ 基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。 ☐ 床堀箇所の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他 理由：_____						

		【防護柵（網）・標識・区画線関係】 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が 10%以下であることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ その他 理由：_____ ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		
--	--	---	--	--

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	空港舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 ☐ 構造物等へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目程度以上・・・a 該当5項目程度・・・b 該当4項目・・・・・・・・c 該当3項目以下・・・・・・・・d

考査項目別運用表(営繕工事以外)

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	< A >	a	a ’	b	b ’	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	その他の工事又は合併工事		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
Ⅱ. 品質		< B >	☐ 品質関係の試験結果や規格値等のばらつきと評価値から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙 4－1 参照。							
		●評価対象項目 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由：								
		< A > 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x) 取壊し工等 ※ 該当項目が 90%以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・ a ’ ※ 該当項目が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 該当項目が 60%以上 70%未満・・・・ b ’ ※ 該当項目が 60%未満・・・・・・ c なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 < B > 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ③ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	その他の工事又は合併工事	●評価対象項目 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由：			

●判断基準

該当 4 項目以上・・・・ a
 該当 3 項目・・・・・・ b
 該当 2 項目・・・・・・ c
 該当 1 項目以下・・・・ d

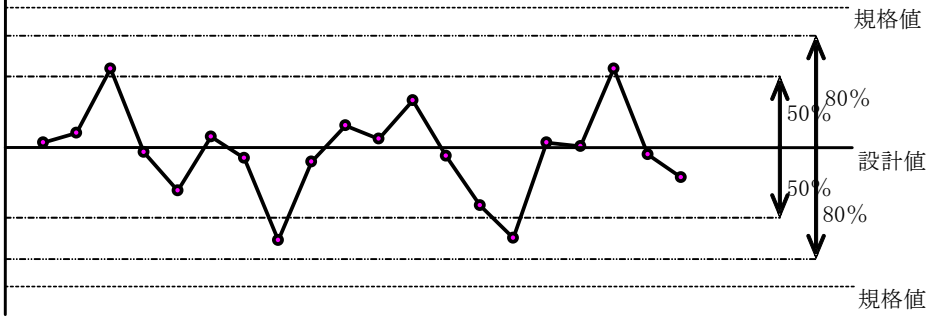
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

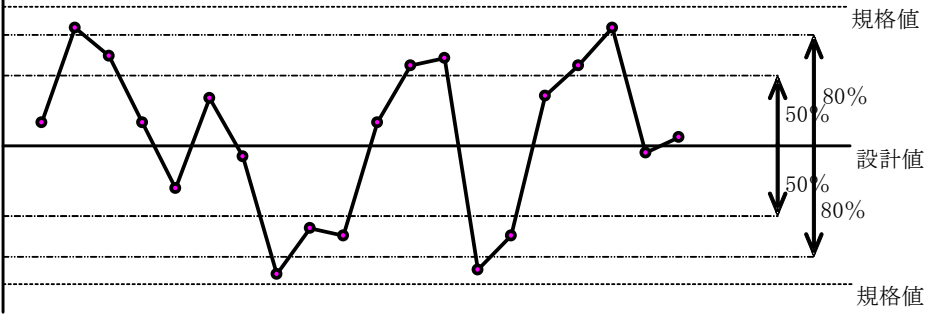
〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが 50%以下と判断できる例

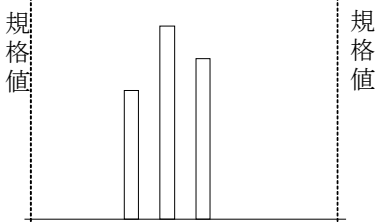


②ばらつきが 80%以下と判断できる例

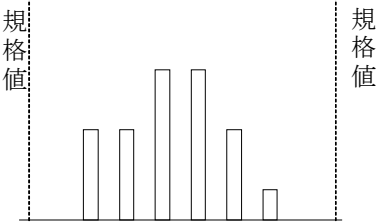


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

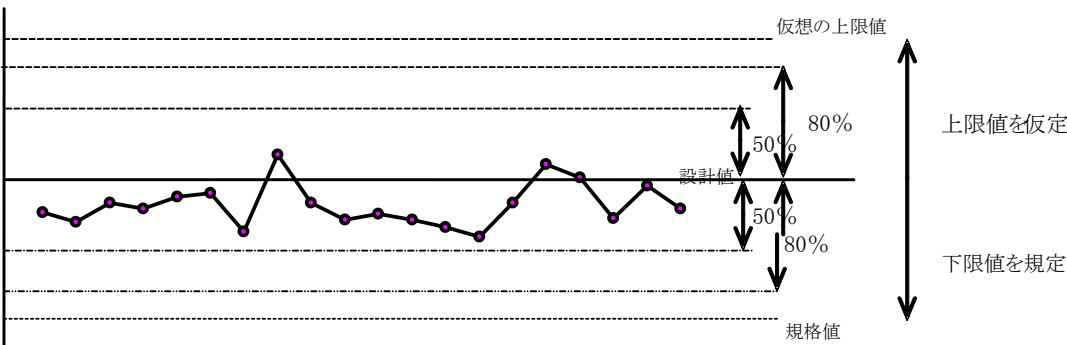
ばらつきが小さい



ばらついている



（下限値のみの場合）



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

③ICT 活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが 50%以下と判断できる例

2. 多工種複合工事の取り扱い

- （1）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- （2）コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- （3）評定は「合併工事」欄を活用する。

3. その他

- （1）「施工プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。
- （2）緊急指示等に対する対応に関する評価項目については、緊急指示等の状況があった場合評価する。（別紙 3-1-1）

考査項目別運用表(営繕工事)

留意事項

1. 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
2. 「4. 工事特性」、「5. 創意工夫」、「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。
3. ※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般		①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	 b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝	項	項目 %

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等) ※1～3		①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ⑤事前協議に基づいた書類及び資料が適切に整理されている。 ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ⑬その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:配置技術者として優れている。 b:配置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。 e:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満	... b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満	... c	③	評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ⑫社内検査が計画的に行われている。 ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ⑰その他 理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ⑦休日・代休の確保を行っている。 ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）× 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価専用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策		①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ⑮その他 理由:
			(減点)該当すればc評価とする。 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点)該当すればd評価とする。 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満..... b		②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満..... c		③	評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

調査項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

調査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係		① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ② 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ⑤ 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ⑧ その他 理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価 a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価 =	項	項目 %

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		①承諾図等が、設計図書を満足している。 ②施工図等が、設計図書を満足している。 ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ⑥出来形の管理方法を工夫している。 ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑨その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満.... b 該当項目が60%以上80%未満.... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ②品質確認記録の内容が、適切である。 ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ⑦その他 理由：
	工事比率		
	1.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ③品質確認記録の内容が、適切である。 ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ⑦その他 理由:
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
	0.00		
		(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・ a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・ c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%未満・・・ d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事		①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ②品質確認記録の内容が、適切である。 ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ⑦その他 理由：
	工事比率		
	0.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関してが不適切であり、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・ a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・ c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%未満・・・ d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	------

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価専用

(創意1/2)

考查項目・細別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ 関係	測量・位置出しにおける工夫 現地調査方法の工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工関係	施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 運搬車両・施工機械等の工夫 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 施工管理及び品質向上等の工夫 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 仮設施工等の工夫 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：
	■品質関係	集計ソフト等の活用と工夫 躯体工事の品質管理の工夫 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 施工の検査・試験に関する工夫 品質記録方法の工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：

考査項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

別紙-3-4-9(2)

(創意2/2)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
		安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 作業時における作業環境改善等の工夫 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 その他 理由:	
		詳細評価内容:	
	■施工管理関係	出来形の管理等に関する工夫 施工計画書または写真記録等に関する工夫 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 CAD、施工管理ソフト等の活用 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 その他 理由:	
		詳細評価内容:	
	■その他	<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 <その他> その他 理由:	
(最大 7点)		詳細評価内容:	
評 点 計 = 点			

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(ブレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

審査項目	細 別	評価対象項目				
2. 施工状況	II. 工程管理	①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ⑤その他 理由:				
		詳細評価内容:				
		a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。				
		評価＝ <table border="1"> <tr> <td>評価選択</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr> </table> ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	評価選択	a	b	c
評価選択	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	III. 安全対策	①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ⑥その他 理由:				
		詳細評価内容:				
		a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。				
		評価＝ <table border="1"> <tr> <td>評価選択</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr> </table> ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	評価選択	a	b	c
評価選択	a	b	c	d	e	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ⑥その他 理由:				
		詳細評価内容:				
		a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。				
		評価＝ <table border="1"> <tr> <td>評価選択</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr> </table> ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。	評価選択	a	a'	b
評価選択	a	a'	b	b'	c	

※1. 総括技術評価官は、主任技術評価官の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加點評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。

(特性1/3)

審査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 延べ面積10,000㎡以上の建物 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 大空間のホール等を有する建物 その他(理由:)
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 対象建物の耐震レベル 建物機能の特殊性 その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 その他(理由:) [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	

(特性2/3)

審査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 軟弱地盤、支持地盤の影響 雨・雪・風・気温等の影響 その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 地中埋設物等の作業障害 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	

(特性3/3)

審査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 その他(理由:)
(最大 20点)		詳細評価内容:
評 点 計 = 点	評 点 = 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 主任技術評価官が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任技術評価官の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		
8. 法令遵守等	点数	措置内容	
		該当無し	
	-20 点	1.指名停止3ヶ月以上	
	-15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	
	-13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	
	-10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	
	- 8 点	5.文書注意	
	- 5 点	6.口頭注意	
	- 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	
	点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	履行
① 本審査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。 評価選択 履行 不履行 対象外 履行：総合評価時の提案どおりに実施された。 不履行：総合評価時の提案の不履行があった。 対象外：総合評価時の提案の対象外。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.発注者が、受注者が契約書第7条の2第1項の規定に違反していると認める場合又は同条第2項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合。 ・ 20.その他 理由:			

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ⑤事前協議に基づいた工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分にしていることが確認できる。 ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ⑪事前協議に基づいた工事関係書類及び資料整理がよい。 ⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 施工管理に関して、検査職員から文書による改善指示を行った。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が60%以上80%未満…… c 該当項目が60%未満…… d		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ⑤出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。 ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 出来形が不適切であった為、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a' : 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b' : 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満..... b		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑫その他 理由：
	工事比率		
	1.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満.... a' 該当項目が70%以上80%未満.... b 該当項目が60%以上70%未満.... b' 該当項目が50%以上60%未満.... c 該当項目が50%未満..... d		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質		①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ⑫その他 理由：
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
	0.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… a' 該当項目が70%以上80%未満…… b 該当項目が60%以上70%未満…… b' 該当項目が50%以上60%未満…… c 該当項目が50%未満…… d		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ⑫その他 理由：
	暖冷房衛生設備工事		
	機械設備工事		
	工事比率		
	0.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a' : 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b' : 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	---------

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事		①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ⑦保全に配慮した施工がなされている。 ⑧その他 理由:
	工事比率		
	1.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		①きめ細やかな施工がなされている。 ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③機器又はシステムとして、運転状態にが正常であり、性能が優れている。 ④環境負荷低減への対策が優れている。 ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ⑥その他 理由:
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
	0.00		(減点)該当すればd評価とする。 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工 事 機械設備工事		①きめ細やかな施工がなされている。 ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ④環境負荷低減への対策が優れている。 ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ⑥その他 理由:
	工事比率		
	0.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝	項目 %
-----------	------

「施工プロセス」のチェックリスト：営繕工事以外（案）

1. 工 事 名

2. 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 施 工 業 者

開発建設部

担 当 課 所 名：

主任監督員名：

① 施工プロセス」チェックリストは、工事仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が○Ｋであれば□にレマークを記入し、○Ｋでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

(1 / 4)

考 査 項 目	細 則	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中											完成時	
1	I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	・ 契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○工事カルテ	・ 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○品質証明	・ 品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を 書面で提出した。(契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した (品質証明実施時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○建設業退職金共済制度等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 制度の履行について、掛金充当実績総括表により適切に整理している。(検査の前等)													(/)	
		○請負代金内訳書	・ 契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・ 施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入または適用除外と記載している。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

「施工プロセス」のチェックリスト

(2/4)

考 査 項 目	細 則	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中											完成時	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○施工体制台帳 施工体系図 (続き)	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆 の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・必要事項を記載した作業員名簿を作成・ 提出している。(施工時の当初、変更 時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・施工体系図に記載のない業者が施工して いない。(施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・施工体系図に記載されている主任技術者 及び施工計画書に記載されている技術者が 本人である。(施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的 に関与している。(施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	II 配 置 技 術 者 / 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者	○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公 衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を 正しく記載している。(施工時1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及 び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○専門技術者 の配置	・専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○作業主任者 の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○監理技術者 (主任技術者) (監理技術者補 佐) の専任制	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	(/)													
			・配置予定技術者、通知による監理技術者 施工体制台帳に記載された監理技術者と監 理技術者証に記載された技術者及び本人が 同一であった。(着手前)	(/)													
		※当確認項目の4 チェック目、5 チェック目につい ては、特例監理技 術者の指導により、監理技術者補 佐が適正に実施し た場合も評価する ものとする	・監理技術者(監理技術者補佐を配置する 場合は監理技術者補佐)が現場に常駐して いた。不在の場合は適切な施工ができる体 制を確保していた。(施工時1回/月程 度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項 を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもっ て工事を進めている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○下請負者の把握	・下請負者が北海道開発局の工事指名競争 参加資格者である場合には、指名停止期間 中でない。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

「施工プロセス」のチェックリスト

(3/4)

考 査 項 目	細 則	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施 工 中											完成時			
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○設計図書の 照査等	・ 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		○施工計画書	・ 施工(変更を含む)に先立ち、提出し、所定の項目が記載されている。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・ 記載内容と現場施工方法と一致している (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・ 記載内容と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		○施工管理 ・ 工事材料管理	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・ 出来形、 品質管理	・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・ 現場環境改善等	・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・ 監督職員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・ 段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		○工事の着手	・ 工事着手を確認した(特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した)。 (着手時)	(/)															
		○支給品 及び貸与品	・ 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		○建設副産物及び建設廃棄物	・ 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し監督職員に提示した。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		○指定建設機械類 の確認	・ 指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			

「施工プロセス」のチェックリスト

(4/4)

調査項目	細則	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着事前	施 工 中											完成時	
2	I	○新技術活用	・新技術活用計画書・実施報告書が新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている。 (着事前・施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・新技術活用後速やかに活用効果調査表が新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている。 (施工完了時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
2	II	○工程管理 (続き)	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されている。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	週休2日の達成状況を確認。
	III	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・店社パトロールを実施し、記録がある (施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告した記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	IV	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

別紙ー２

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

基本事項

1. 別紙ー１「審査項目別運用表（営繕工事）」のうち、主任技術評価官の評価を行うために、監督職員が現場において使用するものとする。ただし、工事規模、工期等により、使用しなくても良いものとする。
2. かっこ内の文字（〇〇）は説明文である。
3. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
4. 記載されたもの意外にチェック項目が必要な場合は、各機関が審査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。
5. 各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）（仮称）

1. 工事名 _____ 工事 _____

2. 工 期 _____ 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 受注者名 _____

〇〇〇〇〇〇（部署名を記入）

〇〇 〇〇（担当者名を記入）

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

項目 考 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考	
			着手前	施 工 中									完成時
1 施 工 体 制	Ⅰ 施 工 体 制 一 般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業退職金共済制 度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示してい る。(施工中1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・制度の履行について、掛金充当実績総括表により適切に整理している。 (検査の前等)									(/) □	
			○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。 (契約後)	(/) □								
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置して いる。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工体制台帳、施工体 系図または作業分担に関 する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出し た。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。)(施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外 と記載している。(施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業して いる。(施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある 全ての工事に適用する。)(施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）（仮称）

項目 考査	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考	
				着手前	施 工 中						完成時		
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登 録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○監理技術者(主任技術 者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	(/) □									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本 人と同一であった。 (着手前)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は 建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○下受注者の把握	・国土交通省の指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査 等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行ってい る。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出 して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工 中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）（仮称）

項目 考査	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考
				着手前	施 工 中						完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(/) □								
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社ノットロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	

別紙－6【営繕工事除く】

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						電子納品の 対象	備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	発注者		受注者	提出			提示	その他						
							監督職員	契約担当 課	担当課	受注者保管	監督職員 へ 連絡	監督職員 へ 納品					
工 事 着 手 前	契 約 図 書	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	○									
		設計図書	2	共通仕様書	—	—	○										
			3	特記仕様書	—	—	○										
			4	契約図面	—	—	○										
			5	現場説明書	—	—	○										
			6	質問回答書	—	—	○										
			7	工事数量総括表	—	—	○										
	契 約 関 係 書 類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－11		○		○								
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式－8		○		○								契約書を作成する全ての工事
		10	工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－8－3		○		○								
		11	着工届	工事請負契約書第3条4項	様式－8－4		○		○								
		12	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付国会 公契第71号) 共通仕様書1-1-1-44-6	—		○		○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
		13	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会 公契第71号)	—		○				○						
		14	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会 公契第71号)			○				○						
		15	請求書	工事請負契約書第35条1項	様式－24		○		○								
		16	VE提案書(契約後VE時)	工事請負契約書第19条2項 特記仕様書	—		○				○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	そ の 他	17	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-(5)			○	○							○	契約図書で規定された場合に提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
		18	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-21-4	—		○	○							○	該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		19	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-21-6	—		○	○							○	該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
	工 事 書 類	1 施 工 計 画	① 施 工 計 画	20	施工計画書	共通仕様書1-1-1-6	—		○	○					○	重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
				21	ISO9001品質計画書	工事におけるISO9001認証取得 を活用した監督業務等の取扱い について(H16.9.1付国地契第21 号、国官技第117号、国営計第65 号)	—		○	○					○		
				22	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○	○					○		
				23	工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-41	—		○	○					○		
				24	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—		○	○					○	設計図書と差異があった場合のみ提出する。	

別紙－6【営繕工事除く】

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						電子納品 の対象	備 考			
作成 時期	種 別			No.		書 類 名 称			発注者	受注者	提出					提示	その他	
											監督職員	契約担当 課	担当課			受注者保管	監督職員 へ 連絡	監督職員 へ 納品
		2 施 工 体 制	② 施 工 体 制	25	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-12-1	—		○	○						○	・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」 (令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要 ・打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
				26	施工体系図	共通仕様書1-1-1-12-2	—		○	○						○		
				27	作業員名簿	『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号) 共通仕様書1-1-1-12-1	—		○	○						○		
施 工 中	工 事 書 類	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	28	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○								○	協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。	
				29	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○	○					○			
				30	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○	○					○			
				31	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○	○					○			
				32	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○	○					○			
				33	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○					○			
				34	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-39-3	—		○			○			○	許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象		
				35	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-39	—		○			○			○	監督職員から請求があった場合は提出する。打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象		
				36	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○			○			○	設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要		
			37	段階確認願	共通仕様書3-1-1-6-(3)	様式－11		○	○						○	・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			38	立会願	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－14		○	○						○	・契約図書で規定された場合のみ提出する。 立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。		
			39	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-40-2	—		○					○			○	口頭、ファクシミリ、週間工程会議や電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事を行う場合は提出する。	
			④ 安 全 管 理	40	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-30-13	—		○				○					実施した内容について提示する。
				41	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-33			○	○				○		○	○	事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
				42	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	—		○	○							○	事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
					⑤ 管 理 工 程	43	履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-27	様式－12			○	○					

別紙－6【営繕工事除く】

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

工 事 関 係 書 類						工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						電子納品 の対象	備 考		
作成 時期	種 別			No.	書 類 名 称		発注者	受注者	提出			提示	その他					
									監督職員	契約担当 課	担当課	受注者保管	監督職員 へ 連絡	監督職員 へ 納品				
施 工 中	工 事 書 類	3 施 工 状 況	⑦ 品 質 管 理	44	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	—		○				○		○	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 設計図書で指定した材料がある場合に提出する。 資料なので様式自由		
				45	材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○	○					○			
	係 契 約 書 約 類 関	中間前払 金			46	中間前金払認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－27		○	○							
					47	請求書	工事請負契約書第35条3項	様式－24		○	○							
施 工 中	契 約 関 係 書 類	完 済 部 分 検 査		48	工事完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－21		○	○								
				49	工事目的物引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－23		○	○								
				50	請求書	工事請負契約書第39条1項	様式－24		○	○								
				51	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-24-2	様式－28		○	○				○	打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象			
		既 済 部 分 検 査		52	既済部分確認申請書	工事請負契約書第38条2項	様式－28		○	○						○	打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
				53	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-24-2	様式－28－2		○	○								
				54	請求書	工事請負契約書第38条5項	様式－24		○	○								
		修 補	55	修補完了通知書	工事請負契約書第32条6項	様式－25		○	○									
		部 分 使 用	56	部分使用書同意書	工事請負契約書第34条1項	様式26－2		○	○							部分使用がある場合に提出する。		
		工 期 延 期	57	工事延長申請書	工事請負契約書第18条～24条	様式19		○	○							工期の延長を請求する場合に提出する。		
	契 約 関 係 書 類	支 給 材 料 ・ 賃 与 品	支 給 品	58	支給材料受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－1-1		○	○							支給品を受領した場合に提出する。	
				59	支給材料精算書	共通仕様書1-1-1-19-3	様式－1-4		○	○							支給品を受領した場合に提出する。	
			建 設 機 械	60	船舶・機械受領書	工事請負契約書第15条3項	—		○	○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				61	船舶・機械返納届	工事請負契約書第15条3項	—		○	○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
			現 場 発 生 品	62	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-20	様式－7-2		○	○								
	そ 他				63	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-21-2	—		○			○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
					64	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用の促進について(H22.2.5付国官総第277号、国官技第286号) 共通仕様書1-1-1-12-6	—		○		○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。

別紙－6【営繕工事除く】

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					電子納品 の対象	備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	発注者		受注者	提出			提示	その他				
							監督職員	契約担当 課	担当課	受注者保管	監督職員 へ 連絡	監督職員 へ 納品			
工事 完成時	契約関係書類	65	工事完成通知書	工事請負契約書第32条1項 共通仕様書1-1-1-23-1	様式－21		○		○						
		66	工事目的物引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－23		○		○						
		67	請求書	工事請負契約書第33条1項	様式－24		○		○						
	工事書類	68	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	－		○	○					○	・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		69	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	－		○	○					○	・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		70	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6-(1)	－		○	○					○	・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
工事 完成時	工事書類	71	工事写真	共通仕様書1-1-1-26-8	－		○						○	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		72	総合評価提案内容に係るチェックシート	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚契発第30号)	－		○	○					○	総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
		73	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-10			○	○					○	自ら立案実施した創意工夫、地域社会への貢献等として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
	工事完成図書	74	工事完成図	共通仕様書1-1-1-22 共通仕様書3-1-1-7	－		○						○	○	北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【工事編】に基づき、電子成果品で納品する。
		75	工事出来形図 ※		－		○						○	○	北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する(北海道開発局独自) ※軟弱地盤工事等の工事出来形図が必要となる場合のみ納品する
		76	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○						○	○	北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。(施設管理台帳、品質記録台帳)
		77	地質土質成果品		－		○						○	○	北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【工事編】に基づき、電子成果品の成果品で納品する(北海道開発局独自)
	その他	78	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-21-10	－		○			○				○	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		79	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-21-10	－		○			○				○	該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事 完成後	契約関係書類	80	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-44-6			○				○				監督職員は、収納状況を施工プロセスチェックシートにより確認し、完成検査時に検査職員へ報告する。
		81	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)			○				○				
		82	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)			○				○				
	その他	83	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-15-5-(3)	－		○	○			○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙 7

工事技術的難易度評価手順 (河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事)

1. 工事技術的難易度評価表「要領別記様式第2-1」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。

なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙7-1「工事区分表」による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙7-2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、要領別記様式第2-1に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表-1の1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、要領別記様式第2-1に記入する。

表-1の1 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2の1の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、要領別記様式第2-1に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２の１ 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の 判 定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が４個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順５ 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙７－３「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、要領別記様式第２－１に記録する。

工事区分表
(河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事)

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
1. 河川	1.1河川堤防		1010
	1.2河川護岸		1020
	1.3床止め・床固め		1030
	1.4堰・水門		1040
	1.5樋門・樋管		1050
	1.6水路トンネル		1061
		1.6.1山岳トンネル工法	1062
		1.6.2シールド工法	1063
		1.6.3推進工法	1064
		1.6.4開削工法	1070
2. 海岸	1.7伏せ越し		1080
	1.8揚排水機場		1090
	1.9河川浚渫		1100
	1.10河川維持管理 (補強・改築は含まない)		1110
	1.11その他		2010
	2.1海岸堤防		2020
	2.2護岸		2030
	2.3突堤・離岸堤		2040
	2.4養浜		2050
	2.5海岸浚渫		2060
3. 砂防 ・地滑り	2.6海岸維持管理 (補強・改築は含まない)		2070
	2.7その他		3010
	3.1砂防ダム		3020
	3.2流路工		3030
	3.3斜面対策 (地下水排除工、抑止杭工を含む)		3040
	3.4砂防維持管理 (補強・改築は含まない)		3050
	3.5その他		4011
	4.1ダム (転流トンネルは、5.道路一 5.1トンネルで評価する。)	4.1.1重力式ダム工事	4012
		4.1.27-7式ダム工事	4013
		4.1.3ロックフィルダム工事	4014
4. ダム		4.1.47-7式ダム工事	4015
		4.1.5表面遮水壁フィルダム	4016
		4.1.6複合ダム工事	4017
		4.1.7ダム維持管理 (補強・改築は含まない)	4018
		4.1.8その他	
5. 道路	5.1トンネル	5.1.1山岳トンネル工法	5011
		5.1.2シールド工法	5012
		5.1.3開削工法	5013
		5.1.4沈埋工法	5014
	5.2共同溝	5.2.1シールド工法	5021
		5.2.2推進工法	5022
		5.2.3開削工法	5023
	5.3橋梁上部	5.3.1RC橋	5031
		5.3.2PC橋	5032
		5.3.3鋼橋	5033
6. 公園		5.3.4床版工(鋼橋)	5034
	5.4橋梁下部	5.4.1RC橋脚・橋台	5041
		5.4.2鋼製橋脚・橋台	5042
		5.4.3合成構造橋脚・橋台	5043
	5.5舗装	5.5.1セメントコンクリート舗装	5051
		5.5.2アスファルト舗装	5052
		5.5.3ブロック舗装	5053
	5.6道路付属施設		5060
	5.7切土工		5070
	5.8盛土工		5080
7. その他	5.9斜面安定・法面工		5090
	5.10カルバート工		5100
	5.11擁壁工		5110
	5.12排水工		5120
	5.13電線共同溝・CAB		5130
	5.14情報BOX		5140
	5.15シールド		5150
	5.16道路維持管理 (補強・改築は含まない)		5160
	5.17その他		5170
	6.1基盤整備		6010
7. その他	6.2植栽		6020
	6.3施設整備		6030
	6.4ランドスケープ・コート整備		6040
	6.5自然育成		6050
	6.6公園維持管理 (補強・改築は含まない)		6060
	6.7その他		6070
	7.1その他		7010

工事技術的難易度評価の小項目別運用表
(河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

工事区分別の技術的難易度対応表
(河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事)

手順 4 の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業分類	工事区分（構造物分類・構造形式・工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 河川	河川堤防, 河川護岸, 床止め・床固め, 河川浚渫, 維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管, 水路トンネル(推進工法), 伏せ越し, 揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門, 水路トンネル(山岳トンネル工法, シールド工法, 開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防, 護岸, 養浜, 海岸浚渫, 維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工, 維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム, 斜面対策		易	やや難	難		
	維持管理	易	やや難	難			
4. ダム	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
	舗装, 道路付属施設, 切土工, 盛土工, 斜面安定・法面工, カバート工, 擁壁工, 排水工, 情報BOX, シェッド, 維持管理	易	やや難	難			
5. 道路	共同溝(推進工法, 開削工法), 橋梁上部工, 橋梁下部工, 電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法, シールド工法, 開削工法), 共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6. 公園緑地		易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別紙 8

工事技術的難易度評価手順（電気通信設備工事）

1. 工事技術的難易度評価表「要領別記様式第 2－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 設備区分

設備区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い設備区分を記入する。
なお、技術的難易度に用いる設備区分は、別紙 8－1「設備区分表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 8－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、Cで行い、要領別記様式第 2－2 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表—1 の 2 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、Cで行い、要領別記様式第 2－2 に記入する。

表—1 の 2 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対応する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表—2 の 2 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、要領別記様式第 2－2 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

表－２の２ 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が２つ以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が２つ以下である。 ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が１つ以上ある。
易	・大項目の評価にA、若しくはB判定がない。 ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が１つ以上の場合にも、工事特性により、「易」と判定してもよい。

手順５ 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙８－３「設備区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、要領別記様式第２－２に記録する。

設備区分表(電気通信設備工事)

設備区分	構造物分類等	区分番号
8. 河川電気通信設備	8.1河川本川	8010
	8.2河川堤防	8020
	8.3その他河川一般	8030
	8.4樋門・樋管	8040
	8.5揚排水機場	8050
	8.6堰	8060
	8.7その他	8070
9. 海岸電気通信設備	9.1海岸一般	9010
	9.2その他	9020
10. 砂防・地滑り電気通信設備	10.1砂防一般	10010
	10.2その他	10020
11. ダム電気通信設備	11.1ダム周辺	11010
	11.2その他ダム一般	11020
	11.3堤体本体	11030
	11.4湖水	11040
	11.5その他	11050
12. 道路電気通信設備	12.1道路付属施設	12010
	12.2情報BOX	12020
	12.3シェッド	12030
	12.4維持管理	12040
	12.5その他道路一般	12050
	12.6トンネル	12060
	12.7電線共同溝・CAB	12070
	12.8地下駐車場	12080
	12.9アンダーパス	12090
	12.10地下道	12100
	12.11橋梁	12110
	12.12共同溝	12120
	12.13その他	12130
13. 公園電気通信設備	13.1公園一般	13010
	13.2その他	13020

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（電気通信設備工事）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 設備条件	①設備種別	主な設備の種別（低圧設備、高圧設備等）
	②設備規模	主な設備の規模（照明灯数、線路亘長、設備容量等）
	③その他	既設設備の改造・転用、特殊な対象設備等
2. 設備技術特性	①設備仕様	省エネ仕様、監視制御仕様、耐震仕様、リサイクルへの配慮等
	②施工方法	工法、使用材料等
	③その他	設備の運用に係る付加技術等
3. 設備設置条件	①設置環境	湿度、温度、高度等
	②設置構造物	設置構造物の形状の複雑さ、設置箇所の条件等
	③その他	設置に際し特に配慮すべき特殊要因等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業道路・ヤード	生活道路を利用する資器材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
5. マネジメント特性	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

〔評価方法〕

以下の３ランクの評価を行う。

A：特に困難な、又は、特に高度な技術を要する「条件・特性」

B：困難な、又は、高度な技術を要する「条件・特性」

C：一般的に生ずる、又は、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

設備区分別の技術的難易度対応表（電気通信設備工事）

手順 4 の「易、やや難、難」判定結果から、設備区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
 なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各設備区分の「難」より上位のランクに評価できるものとする。
 また、特に小規模な施設、施工条件等全般にわたり平易な場合等については、「易」の 1 ランク下に評価できるものとする。

設備区分	構造物分類等	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 河川電気通信設備	河川本川、河川堤防、その他河川一般	易	やや難	難			
	樋門・樋管、揚排水機場、堰		易	やや難	難		
2. 海岸電気通信設備	海岸一般	易	やや難	難			
3. 砂防・地滑り電気通信設備	砂防一般		易	やや難	難		
4. ダム電気通信設備	ダム周辺、その他ダム一般	易	やや難	難			
	堤体本体、湖水			易	やや難	難	
5. 道路電気通信設備	道路付属施設、情報 BOX、シェッド、維持管理、その他道路一般	易	やや難	難			
	トンネル、電線共同溝・CAB、地下駐車場、アンダーパス、地下道		易	やや難	難		
	橋梁、共同溝			易	やや難	難	
6. 公園電気通信設備	公園一般	易	やや難	難			

※「〇〇一般」には、中継所施設を含むものとする。

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する

別紙 9

工事技術的難易度評価手順（港湾・漁港・空港工事）

1. 工事技術的難易度評価表「要領別記様式第2－3」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。
なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙9－1「工事区分表」による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙9－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、要領別記様式第2－3に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表－1の3の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、要領別記様式第2－3に記入する。

表－1の3 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2の3の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、要領別記様式第2－3のに示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

表－２の３ 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の 判 定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以上ある。
やや難	・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が２個以下である。 ・大項目の評価にB判定が２つ以上あり、かつA判定がない。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定がない。 ・大項目の評価にB判定が１つあり、かつA判定がない。

「易、やや難、難」と大項目評価との関係

		大項目 Aの数					
		0	1	2	3	4	5
大項目 Bの数	0	易				難	
	1		やや難		難		
	2			難			
	3	やや難					
	4		難				
	5						

手順５ 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙９－３「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、要領別記様式第２－３に記録する。

工事区分表
(港湾・漁港・空港工事)

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
1 4. 港湾、 港湾海岸、 漁港	14. 1航路泊地	14. 1. 1浚渫揚土工事	14011
	14. 2防波堤	14. 2. 1防波堤工事（ケーソン式）	14021
		14. 2. 2防波堤工事（ブロック式）	14022
	14. 3離岸堤、突堤	14. 3. 1防波堤工事（ケーソン式）	14031
		14. 3. 2防波堤工事（ブロック式）	14032
	14. 4護岸	14. 4. 1岸壁工事（杭式棧橋）	14041
		14. 4. 2岸壁工事（杭式棧橋を除く）	14042
	14. 5岸壁	14. 5. 1岸壁工事（杭式棧橋）	14051
		14. 5. 2岸壁工事（杭式棧橋を除く）	14052
	14. 6沈埋トンネル	14. 6. 1沈埋トンネル工事	14061
	14. 7その他	14. 7. 1地盤改良工事	14071
		14. 7. 2基礎工事	14072
		14. 7. 3ブロック類製作工事	14073
		14. 7. 4ケーソン製作工事	14074
1 5. 空港		14. 7. 5その他	14075
	15. 1トンネル	15. 1. 1シールド工法	15011
		15. 1. 2開削工法	15012
		15. 1. 3沈埋工法	15013
	15. 2共同溝	15. 2. 1シールド工法	15021
		15. 2. 2推進工法	15022
		15. 2. 3開削工法	15023
	15. 3橋梁上部	15. 3. 1RC橋	15031
		15. 3. 2PC橋	15032
		15. 3. 3鋼橋	15033
	15. 4橋梁下部	15. 3. 4床版工（鋼橋）	15034
		15. 4. 1RC橋脚・橋台	15041
		15. 4. 2鋼製橋脚・橋台	15042
		15. 4. 3鋼製構造橋脚・橋台	15043
	15. 5舗装	15. 5. 1セメントコンクリート舗装	15051
		15. 5. 2アスファルト舗装	15052
		15. 5. 3ブロック舗装	15053
	15. 6切土工		15060
	15. 7盛土工		15070
	15. 8斜面安定・法面工		15080
	15. 9カルバート工		15090
	15. 10擁壁工		15100
	15. 11排水工		15110
	15. 12ケーブルダクト工		15120
	15. 13柵工（簡易木柵を除く）		15130
1 5. 空港		15. 14緑化工	15140
		15. 15地盤改良工	15150
		15. 16標識工	15160
		15. 17附属施設工	15170
		15. 18撤去工	15180
		15. 19その他	15190

工事難易度評価の小項目別運用事項 (港湾・漁港・空港工事)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項等)
1. 構造物条件	① 規模	対象工事の水深、延長、施工 (断) 面積、全断面・部分断面の施工、施工深度、陸上等からの離岸距離等の規模、浚渫深度・面積等、造成杭長・造成杭径・造成杭本数、改良面積等、ブロック質量・ケーソン質量等
	② 形状	対象構造物の形状の複雑さ (特殊ケーソン等)、法線の曲線等、土厚、平面形状、断面形状等、改良率・注入率、改良深度の変化等
	③ その他	既設構造物の補強、改良、撤去等特殊な工事
2. 技術特性	① 工法等	工法、使用船舶・機械、使用材料等
	② その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	① 湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	② 地質	土質条件、支持地盤等の状況
	③ 地形	海域・河川内・急峻な地形条件下等、海域・河口域等の制約、工事用道路・作業スペース等の制約
4. 社会条件	④ 気象・海象	波浪、うねり、潮流、視界、透明度、雨、雪、風、気温等の影響、潮待ちの有無等
	⑤ その他	急流河川における水流等の影響、動植物等に対する配慮等
	① 障害物	施工区域内における埋設物・架空線等の障害物
	② 近接施工	工事の影響に配慮すべき養殖漁業、鉄道営業線・供用中道路・供用中岸壁・架空線・建築物等の近接物、空港の制限区域等
	③ 騒音・振動	周辺住民に対する騒音・振動の配慮
	④ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤ 工事区域	航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制 (主に周辺水域施設との関係を指す)
	⑥ 作業用道路・ヤード	港湾漁港施設・空港施設の利用に係る制約、生活道路を利用しての資機材搬入等、工事用道路の制約、路面覆工下、高架下等の作業スペースの制約等 (「⑦ 供用規制」に係るものを除く)
	⑦ 供用規制	供用中の港湾漁港施設・空港施設等の利用の規制を伴う作業、現道上での交通規制を伴う作業
	⑧ その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理、粉塵対策等
5. マネジメント特性	① 他工区調整	隣接工区との工程調整、作業等調整
	② 住民対応	漁業者・海事関係者・近隣住民・ボランティア所有者・空港関係事業者等への対応
	③ 関係機関対応	関係行政機関、公益事業者、関係民間団体・企業との調整 (漁業協同組合は除く)
	④ 工程管理	工期・工程の制約・変更への対応 (工法変更等に伴うものを含む)
	⑤ 品質管理	品質管理 (出来形含む) の煩雑さ、複雑さ (高い品質・出来形管理精度の要求等を含む)
	⑥ 安全管理	作業船の回航、作業船避難場所の確保、潜水作業、鉸対策等の危険作業、高所作業、夜間作業、重機械作業、運搬車両等の交通対策等の危険作業
	⑦ その他	災害時の応急復旧等

〔評価方法〕

以下の３ランクの評価を行う。

A：特に困難な、または、高度な技術を要する「条件・特性」

B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・特性」

C：一般的に生じる、または、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

工事区分別の技術的難易度対応表（港湾・漁港・空港工事）

手順４の「易、やや難、難」判定を踏まえ、工事区分に応じ、以下のⅠ～Ⅵとして評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業分類	工事区分（構造形式・工法分類）					
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．港湾、港湾 海岸、漁港	易	やや難	難			
	ブロック類製作工事					
	浚渫揚土工事、防波堤工事（ブロック式）、岸壁工事（杭式橋を除く）、地盤改良工事、基礎工事、ケーソン製作工事	易	やや難	難		
	防波堤工事（ケーソン式）、岸壁工事（杭式橋）		易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事			易	やや難	難
２．空港	舗装工（道路・駐車場）、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、柵工、緑化工、標識工、附帯施設工、撤去工、その他	易	やや難			
	共同溝工（推進工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、舗装工（基本施設）		易	やや難		
	ケーブルダクト工、地盤改良工					
	トンネル工（シールド工法・開削工法）、共同溝工（シールド工法）			易	やや難	難
	トンネル工（沈埋工法）			易	やや難	難

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

工事技術的難易度評価手順（機械設備工事）

1. 工事技術的難易度評価表「要領別記様式第2-4」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 設備区分

設備区分は、評価対象工事に含まれる難易度のもっとも高い設備区分を記入する。
なお、技術的難易度に用いる設備区分は、別紙10-1「設備区分表」による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙10-2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、要領別記様式第2-4に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表-1の4の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、要領別記様式第2-4に記入する。

表-1の4 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対応する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2の4の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、要領別記様式第2-4に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

表－２の４「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価にＡ判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つ以上あり、かつＢ判定が４つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３つ以下の場合にも、工事特性により「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にＢ判定が１つ以上あり、かつＡ判定がない。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にＡ、若しくはＢ判定がない。

手順５ 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙１０－３「設備区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、要領別記様式第２－４に記録する。

設備区分表(機械設備工事)

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
16. 機械設備	16.1河川用水門設備		16010
	16.2ゴム引布製起伏堰ゲート		16020
	16.3ダム放流設備		16030
	16.4ダム取水設備		16040
	16.5揚排水ポンプ設備		16050
	16.6除塵設備		16060
	16.7ダム施工機械設備		16070
	16.8トンネル換気設備		16080
	16.9トンネル非常用設備		16090
	16.10消融雪設備		16100
	16.11道路排水設備		16110
	16.12共同溝付帯設備		16120
	16.13駐車場設備		16130
	16.14車両重量計設備		16140
	16.15車両計測設備		16150
	16.16道路用昇降設備		16160
	16.17ダム管理設備		16170
	16.18遠方監視操作制御設備		16180
	16.19河川浄化設備		16190
	16.20その他		16200

工事技術的難易度評価の小項目別運用表(機械設備工事)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)
1. 設備条件	①設備種別	主な設備の種別(用途、種類、構造等)
	②設備規模	主な設備の規模(寸法、口径、能力等)
	③その他	機設備の改造・転用、特殊な対象設備等
2. 設備技術特性	①施工技術	新技術、新素材等
	②その他	施工技術に関する技術提案等
3. 設備据付条件	①設備環境	気象条件、現場条件等
	②土木構造物	土木構造物の形状等
	③その他	その他の特殊要因等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面履工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

【評価方法】

以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、又は、特に高度な技術を要する「条件・特性」

B: 困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」

C: 一般的に生ずる、又は、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

設備区分別の技術的難易度対応表(機械設備工事)

手順4の「易、やや難、難」判定結果から、設備区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅳとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、設備区分の「難」より上位のランクに評価できるものとする。

設備区分	構造物分類等	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 河川機械設備	樋門・樋管ゲート設備、ゴム引布製起伏堰ゲート設備、揚排水ポンプ設備(水中ポンプ)、救急排水ポンプ、除塵設備	易	やや難	難			
	水門ゲート設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備		易	やや難	難		
	揚排水ポンプ設備(水中ポンプ除く)、堰ゲート設備			易	やや難	難	
	ダム管理設備	易	やや難	難			
2. ダム機械設備	ダム施工機械設備		易	やや難	難		
	ダム放流設備、ダム取水設備			易	やや難	難	
3. 道路機械設備	トンネルジェットファン設備、トンネル非常用設備、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、自走式駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備	易	やや難	難			
	トンネル送風機設備、機械式駐車場設備、遠方監視操作制御設備		易	やや難	難		

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別紙 1 1

工事技術的難易度評価手順（農業工事）

1. 工事技術的難易度評価表「要領別記様式第 2－5－1 及び 2－5－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。
なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙 1 1－1「工事区分表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 1 1－2－1 及び 1 1－2－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、Cで行い、要領別記様式第 2－5－1 及び 2－5－2 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表－1 の 5 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、Cで行い、要領別記様式第 2－5－1 及び 2－5－2 に記入する。

表－1 の 5 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2 の 5 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、要領別記様式第 2－5－1 及び 2－5－2 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ、B 判定が 3 個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A 判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２の５ 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の 判 定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が４個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順５ 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙１１－３「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、要領別記様式第２－５－１及び２－５－２に記録する。

工 事 区 分 表(農業工事)

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
17. 農業	17.1圃場整備		17010
	17.2農地造成	17.2.1山成畑	17021
		17.2.2改良山成畑	17022
	17.3農道	17.3.1道路工事	17031
		17.3.2トンネル工事	17032
	17.4水路トンネル		17040
	17.5水路工	17.5.1開水路・函渠	17051
		17.5.2サイホン	17052
	17.6河川及び排水路	17.6.1排水路	17061
		17.6.2頭首工	17062
	17.7管水路	17.7.1既製管(RC・VP)	17071
		17.7.2既製管(DCIP・FRPM・SP・ コルゲート)	17072
	17.8畑かん施設	17.8.1パイプライン、散水施設	17081
		17.8.2調整水槽、減圧水槽	17082
	17.9ダム		17090
	17.10橋梁	17.10.1RC橋	17101
		17.10.2PC橋、鋼橋	17102
	17.11地すべり	17.11.1抑制工	17111
		17.11.2抑制工・抑止工	17112
	17.12施設機械	17.12.1除塵施設、電気設備	17121
		17.12.2ゲート設備、ポンプ設備 電気設備、水管理制御設備	17122
		17.12.3ゲート設備、水管橋	17123
	17.13その他		17130

工事技術的難易度評価の小項目別運用表(農業工事 土木)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地滑り等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
[評価方法]	⑦その他	災害時の応急復旧等

以下の3ランクの評価を行う

- A: 特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」
 B: 困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」
 C: 一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（農業工事 施設機械）

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 設備条件	①設備種別	主な設備の種別(用途、種類、構造、電圧等)
	②設備規模	主な設備の規模(寸法、口径、能力、設備容量等)
	③その他	機器設備の改造・転用、特殊な対象設備等
	④施工技術	新技術、新素材、工法、使用材料等
2. 設備技術特性	②その他	施工技術に関する技術提案等
	①設備環境	気象条件、現場条件等
3. 設備設置条件	②土木構造物	土木構造物の形状等
	③その他	その他の特殊要因等
	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
4. 社会条件	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関・公益事業者等との調整	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

〔評価方法〕

以下の3ランクの評価を行う

A: 特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」

B: 困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」

C: 一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

工事区分別工事難易度対応表（農業工事）

手順4の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

工事分類	工事区分（構造物分類・構造型式・工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 圃場整備	区画整理、暗渠排水、客土、その他	易	やや難	難			
2. 農地造成	土壌改良材散布、石礫除去、その他	易	やや難	難			
	改良山成畑		易	やや難	難		
3. 農道	土工、法面保護工、舗装、擁壁工、その他	易	やや難	難			
	トンネル			易	やや難	難	
4. 水路トンネル	水路トンネル			易	やや難	難	
5. 水路工	開水路、その他	易	やや難	難			
	函渠、サイホン		易	やや難	難		
6. 河川及び排水路	築堤工、護岸工、根固工、柵渠・矢板工、その他	易	やや難	難			
	頭首工			易	やや難	難	
7. 管水路	既成管(RC管、VP管、その他)	易	やや難	難			
	既成管(DCIP管、FRPM管、SP管、コルゲート管)		易	やや難	難		
8. 畑かん施設	パイプライン、散水施設、その他	易	やや難	難			
	調整水槽(FP)、減圧水槽、附帯構造物		易	やや難	難		
9. ダム	ダム堤体工				易	やや難	難
10. 橋梁	橋梁上部(RC橋、床版工)、橋梁下部(RC橋脚・橋台)	易	やや難	難			
	橋梁上部(PC橋、綱橋)、橋梁下部(綱橋橋脚・橋台、合成構造橋脚・橋台)		易	やや難	難		
11. 地すべり	抑制工(承水路工、排水路工、床止工)、抑止工(その他)	易	やや難	難			
	抑制工(水抜ボーリング、集水井工、排水トンネル、堰堤工)、抑止工(杭打工、擁壁工、アーカー工)		易	やや難	難		
12. 施設機械	除塵設備、電気設備(送配電設備、構内電気設備、その他)	易	やや難	難			
	ゲート設備(ローラーゲート、起伏ゲート、その他)、ポンプ設備、電気設備(水力発電設備、低圧受電設備、高圧受電設備、特別高圧受電設備)、水管理制御設備		易	やや難	難		
	ゲート設備(ラジアルゲート、ジェットフローゲート、高圧スライドゲート、ホーゼットバルブ)、水管橋			易	やや難	難	

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別紙 1 2

工事技術的難易度評価手順（営繕工事）

1. 工事技術的難易度評価表「要領別記様式第 2－6－1 及び 2－6－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 建物機能

建物機能は、評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能を記入する。
なお、技術的難易度に用いる建物機能は、別紙 1 2－1「建物機能表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 1 2－2－1 及び 1 2－2－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、Cで行い、要領別記様式第 2－6－1 及び 2－6－2 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表－1 の 6 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、Cで行い、要領別記様式第 2－6－1 及び 2－6－2 に記入する。

表－1 の 6 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2 の 6 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、要領別記様式第 2－6－1 及び 2－6－2 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ、B 判定が 3 個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A 判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－2 の 6 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の 判 定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価に A 判定が 2 つ以上ある。 ・大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ B 判定が 4 個以上ある。 ・大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ B 判定が 3 個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ A 判定がない。 ・大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ B 判定が 3 個以下である。
易	・大項目の評価に A 若しくは、B 判定項目がない。

手順 5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順 4 の判定結果から別紙 1 2－3 の「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の建物機能に対応する、工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、要領別記様式第 2－6－1 及び 2－6－2 に記入する。

建物機能表(営繕工事)

建物機能分類	構造物分類等	区分番号
18. 簡易	18.1 倉庫、車庫等	18010
	18.2 その他	18020
19. 一般	19.1 庁舎、研修施設等	19010
	19.2 その他	19020
20. 特殊	20.1 美術館、研究施設等	20010
	20.2 その他	20020

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（営繕工事 建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 建物条件	①規模	建物の面積
	②構造	建物の構造種別、特殊構造
	③形状	建物の形状の複雑さ
	④その他	建物構造の補強等、特殊な工事対象等
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 自然条件	①支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等
	②山留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等
	③気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件
	④その他	地すべり等の地質条件等、改修の場合は施工計画・詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地下障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、設備工事は含まない）との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

〔評価方法〕

以下の3ランクの評価を行う。

A：特に困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

工事区分別の技術的難易度対応表（営繕工事）

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下のⅠ～Ⅵに評価する。

建物機能分類	建 物 例	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

※特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。また、特に小規模な建物、施工条件等が全般にわたり平易な場合等については、「易」の1ランク下に評価する。

第4 工事における創意工夫等実施状況の受注者の提出について

平成13年7月1日 北開局工管第74号

最終改正 平成22年11月30日 北開局工管第174号

「請負工事成績評定要領の運用について」は（平成21年3月31日北開局工管第310-1号）にて通知したところであるが、一層の適正な運用を図るため、工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 運用の1に基づき、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関して、受注者は当該工事における実施状況について別添様式により提出することができるものとする。
- 2 提出された内容は、工事成績評定に当たって適切に反映させるものとする。
- 3 なお、営繕部門については現行どおりとする。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項 目	評 価 内 容	実 施 内 容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工	・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ I C T（情報通信技術）の活用 等	
	☐ 新技術活用	N E T I S 登録技術のうち、 ・ 試行技術の活用 ・ 「少実績優良技術」の活用 ・ 「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・ 試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	
	☐ 品質	・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫 等	
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等	

1. 該当する評価内容の項目の□にレマークを記入する
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
実施内容				
（説明）				
（添付図）				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

第5 北海道開発局委託業務成績評定要領

平成7年4月3日 北開局工第2号

最終改正 令和6年2月8日 北開局工管第211号

(目 的)

第1条 この要領は、北海道開発局の所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 測量調査業務共通仕様書に定める測量業務、地質・土質調査業務共通仕様書に定める地質土質調査業務及び単純調査業務
- (2) 設計業務等共通仕様書に定める調査業務及び計画業務
- (3) 設計業務等共通仕様書又は公共建築設計業務委託共通仕様書に定める設計業務
- (4) 建築工事監理業務委託共通仕様書に定める工事監理業務
- (5) 発注者支援業務共通仕様書又は工事実施計画業務共通仕様書に定める発注者支援業務及び工事実施計画業務
- (6) 用地補償総合技術業務共通仕様書に定める用地補償総合技術業務
- (7) 公物管理補助業務及び行政事務補助業務

2 評定は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託業務について行うものとする。

(評定者等)

第3条 委託業務成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる完了検査官、総括調査員、主任調査員又は総括監督員、主任監督員をいう。

2 完了検査官とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）が契約した委託業務にあつては、当該検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「検査適任者」という。）のうちから、その都度、本局の部長又は開発建設部長（以下「部局等の長」という。）が任命する者
- (2) 分任支出負担行為担当官（代理官を含む。以下「分任官」という。）が契約した委託業務にあつては、当該業務を所掌する事務所（北海道開発局組織規則（平成13年国土交通省令第22号）第99条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）の長が検査適任者のうちから、その都度、任命する者

3 前項各号に掲げる完了検査官の任命は、別記様式第1の完了検査官任命書により行うものとする。

4 総括調査員、主任調査員又は総括監督員、主任監督員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 第2条第1号に掲げる業務にあつては、北海道開発局測量調査等契約書案について（平成9年2月18日付け北開局工第221号）の別紙「測量調査等契約書」第8条に定める監督職員のうち総括監督員及び主任監督員
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる業務にあつては、北海道開発局土木設計業務等委託契約書案について（平成8年3月8日付け北開局工第134号）の別紙「土木設計業務等委託契約書」第

8条に定める調査職員のうち総括調査員及び主任調査員又は北海道開発局建築設計業務委託契約書案について（平成9年2月18日付け北開局工第219号）の別紙「建築設計業務委託契約書」第13条に定める調査職員のうち総括調査員及び主任調査員

- (3) 第2条第4号に掲げる業務にあつては、官庁営繕工事に係る工事監理業務等委託契約書等について（平成13年4月2日付け工事管理課長事務連絡）の別紙「北海道開発局建築工事監理業務委託契約書案」第7条に定める調査職員のうち総括調査員及び主任調査員
- (4) 第2条第5号に掲げる業務にあつては、発注者支援業務共通仕様書第1002条に定める調査職員のうち総括調査員及び主任調査員又は工事実施計画業務共通仕様書第1002条に定める調査職員のうち総括調査員及び主任調査員
- (5) 第2条第6号に掲げる業務にあつては、用地補償総合技術業務共通仕様書第2条に定める調査職員のうち総括調査員及び主任調査員
- (6) 第2条第7号に掲げる業務にあつては、各契約図書に規定された総括監督員及び主任監督員
- (7) 第2条第1号、第2号及び第3号に重複する業務において、第1号に掲げる契約書を使用した場合にあつては総括監督員及び主任監督員、第2号及び第3号に掲げる土木設計業務等委託契約書を使用した場合にあつては総括調査員及び主任調査員、第3号に掲げる建築設計業務委託契約書を使用した場合にあつては総括調査員及び主任調査員

（評定の方法）

第4条 評定は、委託業務ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、別記様式第2の各委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）によって行うものとする。

（評定の時期）

第5条 評定者のうち完了検査官は完了検査実施の都度、総括調査員、主任調査員又は総括監督員、主任監督員は業務完了のとき、それぞれ評定を行うものとする。

（評定表の提出等）

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、別記様式第2-1から別記様式第2-6までに定める評定表を、本官の契約した委託業務については、部局長の長に、分任官の契約した委託業務については、当該委託業務を担当する事務所の長に提出するものとする。

- 2 事務所の長は、分任官の契約した委託業務について、評定表を受理した時は、評定表の写しを遅滞なく部局長に提出するものとする。
- 3 評定表は、本局の本官の契約した委託業務については、本局にあつては会計課長及び営繕管理課長が、開発建設部の本官の契約した委託業務については契約課長が、分任官の契約した委託業務については、当該委託業務を担当する事務所の長がこれを保管するものとする。

（評定の結果の通知）

第7条 開発監理部長、開発建設部長又は事務所の長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該業務の受注者に対して、評定の結果を別記様式第3により通知するものとする。

- 2 本局の部長（開発監理部長は除く）に提出された評定表は、前項に規定する方法に準じて取り扱うものとし、通知は開発監理部長が行うこととする。

（評定の修正）

第8条 開発監理部長、開発建設部長又は事務所の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 開発監理部長、開発建設部長又は事務所の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第9条 前2条による通知を受けた受注者は、通知日から14日（土曜日、日曜日及び祝日をむ。）以内に書面により、開発監理部長、開発建設部長又は事務所の長に対して評定点の内容について説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の書面の提出先は、本局の本官の契約した業務については、会計課長又は営繕管理課長、開発建設部の本官の契約した業務については技術管理官、分任官の契約した業務については、当該業務を担当する事務所の長とする。
- 3 開発監理部長、開発建設部長又は事務所の長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第4により回答するものとする。
- 4 開発監理部長、開発建設部長又は事務所の長は、前項の回答をする場合、委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。
- 5 前項の委託業務成績評定評価委員会は、北海道開発局請負工事成績評定点通知実施要領（平成8年6月7日北開局工管第42号。以下「通知実施要領」という。）に基づき設置された北海道開発局請負工事成績評定評価委員会（分任官の契約した業務については、事務所請負工事成績評定評価委員会）と兼ねることができるものとする。
- 6 営繕部を除く本局各部が発注した業務については、第4項に規定する委託業務成績評定評価委員会は、次の表に掲げる者で構成するものとし、委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することとする。

委員長	当該業務担当課長
委員	当該業務担当企画官等、当該業務担当課長補佐、当該業務担当総括調査員、当該業務担当主任調査員及び当該業務担当完了検査官

- 7 第3項の規定により回答を行ったときは、説明を求めた受注者の提出した書面及び回答を行った書面について、速やかに公表するものとする。

(再説明請求等)

- 第10条 前条の回答を受けた受注者は、説明に係る回答を受けた日から14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に書面により、本局において契約した委託業務にあつては局長に対して、開発建設部において契約した委託業務にあつては当該開発建設部長に対して、再説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の書面の提出先は、前条第2項の規定を準用する。
- 3 前項の規定により書面を受け取った者は、当該書面を速やかに再説明を求められている者に提出するものとする。
- 4 局長又は開発建設部長は、再説明を求められた場合、別記様式第5により回答するものとする。
- 5 前項の回答をする場合、局長にあつては北海道開発局入札監視委員会の審議を、開発建設部長にあつては各開発建設部入札監視委員会の審議を経なければならない。
- 6 第4項の規定により回答を行ったときは、再説明を求めた受注者の提出した書面及び回答を行った書面について、速やかに公表するものとする。

(雑則)

- 第11条 この通達に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、事業振興部長が別に定める。

完了検査官任命書

氏 名		官 職	
-----	--	-----	--

業 務 名

北海道開発局委託業務成績評定要領第 3 条に基づき、上記業務の完了検査官を命ずる。

年 月 日

(部局等の長又は事務所の長)

氏 名

(作成上の注意)

公印について、省略する場合は「（公印省略）」と明記すること。

委託業務等成績評定表（一般部門）									
年 月 日									
事務所名									
部長	次長(総務)	次長(技術)	調査官	技術管理官	契約課長	技術検査官	主管課長		
委託業務等名		〔業務番号〕							
契約金額		当初: ¥				最終: ¥			
履行期間		当初: 年 月 日～ 年 月 日				最終: 年 月 日～ 年 月 日			
完了年月日		年 月 日							
完了検査年月日		年 月 日							
契約相手方住所氏名									
管理(主任)技術者氏名									
照査技術者氏名									
担当技術者氏名①						⑤			
担当技術者氏名②						⑥			
担当技術者氏名③						⑦			
担当技術者氏名④						⑧			
総括調査(監督)員所属・氏名							点(注1)		
主任調査(監督)員所属・氏名							点(注1)		
完了検査官所属・氏名							点(注1)		
評価項目			業務評定 (注1)	技術者評定					
				管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者 (注3)			
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画							
	実施状況の 評価	執行管理							
		品質管理							
		業務特性							
		創意工夫							
	説明調整能力 の評価	説明調整能力							
	取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観							
結果の評価		成果物の品質							
①小計 (注4)									
②事故等による減点									
③瑕疵修補又は損害賠償による減点									
④その他()									
総合評定点=①+② ③+④									

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査においては、主任技術者が該当する。

3. 照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。

4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

5. 決裁欄は、組織の形態に合わせて使用する。

別表

項 目 別 評 定 点 （ 一 般 部 門 ）

業務名：

評価項目		細 別	業務評定 (評定点／満点)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (評定点／満点) (注１・２)	担当技術者 (評定点／満点) (注１)	照査技術者 (評定点／満点) (注１・３)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と 執行計画	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
	実施状況 の評価	執行管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
		品質管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
		業務特性	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
		創意工夫	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
結果の評価		成果物の品質	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
評定点の小計（注４）			点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
事故等による減点			点	点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
その他（ ）			点	点	点	点
総合評定点（注４）			点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100点

注）１．各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

２．測量作業及び地質調査においては、主任技術者が該当する。

３．照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。

４．評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別記様式第2-2

年 月 日作成							
委託業務等成績評定表（建築設計部門）							
担当課所名 _____							
部 長	次長(総務)	次長(技術)	調 査 官	技術管理官	契 約 課 長	技術検査官	主管課長
業 務 名		[業務番号 _____]					
契 約 金 額		当初：			最終：		
履 行 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日		
完 了 年 月 日		年 月 日					
完 了 検 査 年 月 日		年 月 日					
契約の相手方住所・氏名							
管 理 技 術 者 氏 名							
主任担当技術者氏名		意匠：		構造：		積算：	
		電気設備：		機械設備：			
主任調査員所属・氏名							
調 査 員 所 属 ・ 氏 名							
総括調査（監督）員 所属・氏名							
完了検査官所属・氏名							
業務評定点							
業務評定点（総合点）①－③－④						点	
業務評定点（総合点）の内訳							
①	業務評定点（総合点：減点無し）						点
②	基礎点						点
③	事故等による減点						点
④	瑕疵修補又は損害賠償による減点						点
管理技術者評定点							
管理技術者評定点						点	
業務評定点（総合点：減点無し）の分野別内訳							
建築意匠	点			電気設備	点		
建築構造	点			電気設備積算	点		
建築積算	点			機械設備	点		
				機械設備積算	点		

※ 調査・検査の対象を設計業務等の分野等により分割して調査・検査を行ったときは、それぞれの調査職員・完了検査官が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

※ 決裁欄は、組織の形態に合わせて使用する。

成績評定通知表(建築設計部門)

年 月 日

発注者名

業務名称			
契約金額	当初:		最終
履行期間	当初:	年 月 日	最終: 年 月 日
完了年月日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
契約相手方住所・氏名			
管理技術者氏名			
主任担当技術者氏名	建築:	構造:	:
	電気:	機械:	:
業務評定点			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による) ()			
注)本業務については創意工夫項目を評価していないため、基礎点と同一となっている。			
② 基礎点(基礎項目のみの評価による) ()			
管理技術者評定点			
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価) ()			

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

別記様式第 2 - 3

年 月 日作成							
委託業務等成績評定表（建築工事監理部門） 担当課所名 _____							
部 長	次長(総務)	次長(技術)	調 査 官	技術管理官	契約課長	技 術 検 査 官	主管課長
業 務 名			[業務番号]				
契 約 金 額			当 初：		最 終：		
履 行 期 間			年 月 日 ～ 年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日		
完 了 年 月 日			年 月 日				
完 了 検 査 年 月 日			年 月 日				
既 済 部 分 検 査 年 月 日			年 月 日				
契約の相手方住所・氏名							
管 理 技 術 者 氏 名							
担 当 主 任 技 術 者 氏 名			意匠： 構造： 電気設備： 機械設備：				
主任調査員所属・氏名							
総括調査員所属・氏名							
調 査 員 所 属 ・ 氏 名							
完了検査官所属・氏名							
既済部分検査官所属・氏名							
①	調 査 職 員 の 評 点						
②	完 了 検 査 官 の 評 定 点			点			
③	調査職員と完了検査官との総計 $\textcircled{3} = \textcircled{1} \times \alpha + \textcircled{2} \times \beta$			点			
④	事故等による減点			点			
⑤	債務の不履行又は損害賠償による減点			点			
⑥	総合評定点 $\textcircled{6} = \textcircled{3} - \textcircled{4} - \textcircled{5}$			点			
(注) $\alpha = 0.8$ $\beta = 0.2$							

※ 調査の対象を工事監理業務の分野等により分割して調査を行ったときは、それぞれの調査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

※ 決裁欄は組織の形態に合わせて使用する。

別記様式第2-4

委託業務成績評定表（発注者支援業務等）							
							年 月 日
事務所名							
部長	次長（総務）	次長（技術）	調査官	技術管理官	契約課長	工事検査官	主管課長
委 託 業 務 名		〔業務番号〕					
契 約 金 額		当初：¥			最終：¥		
履 行 期 間		当初： 年 月 日～ 年 月 日			最終： 年 月 日～ 年 月 日		
完 了 年 月 日		年 月 日					
完 了 検 査 年 月 日		年 月 日					
契 約 相 手 方 住 所 氏 名							
管 理 技 術 者 氏 名							
担 当 技 術 者 氏 名							
主任調査（監督）員所属・氏名							
完了検査官所属・氏名							
評 価 項 目			主任調査 員監督評 価評定点	主任調査 員総括評 価評定点	完了検査 官評定点	業務評定・管理 技術者評定 （注2）	担当技術者評定 （注2）
専門技術力	目的と内容の理解					/	/
	的確な履行			—	—	/	/
	業務目的の達成度			—		/	/
管理技術力	業務実施体制の的確性			—		/	—
	打ち合わせの理解度			—	—	/	—
	指揮系統の迅速性、確実性				—	/	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点				—	/	/
①小計（注3）						/	/
②業務執行に係る過失に伴う減点							
③事故等による減点							
④瑕疵修補又は損害賠償による減点							
⑤その他（ ）							
総合評定点=①+②+③+④+⑤							

- 注） 1．管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。
 2．各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 3．①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。
 4．決裁欄は、組織の形態に合わせて使用する。

別表

項目別評定点（発注者支援業務等）

評価項目	評価の視点	業務評定・技術者評定	
		業務評定・管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点/ 点	点/ 点
	十分な技術力	点/ 点	点/ 点
	業務目的の達成度	点/ 点	点/ 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点/ 点	—
	打ち合わせの理解度	点/ 点	—
	指揮命令の迅速性、確実性	点/ 点	
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計（注）		点/ 100点	点/ 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他（ ）		点	
総合評定点		点/ 100点	点/ 100点

注）評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表（用地部門(用地関係業務Ⅰ)）									
年 月 日									
事務所名									
部長	次長(総務)	次長(技術)	調査官	技術管理官	契約課長	技術検査官	主管課長		
委託業務等名		〔業務番号〕							
契約金額		当初: ¥				最終: ¥			
履行期間		当初: 年 月 日～ 年 月 日				最終: 年 月 日～ 年 月 日			
完了年月日		年 月 日							
完了検査年月日		年 月 日							
契約相手方住所氏名									
管理(主任)技術者氏名									
照査技術者氏名									
担当技術者氏名①						⑤			
担当技術者氏名②						⑥			
担当技術者氏名③						⑦			
担当技術者氏名④						⑧			
総括監督(調査)員所属・氏名							点(注1)		
主任監督(調査)員所属・氏名							点(注1)		
完了検査官所属・氏名							点(注1)		
評価項目			業務評定 (注1)	技術者評定					
				管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者 (注3)			
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画							
	実施状況の 評価	執行管理							
		品質管理							
		業務特性							
		創意工夫							
	説明調整能力 の評価	説明調整能力							
	取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観							
結果の評価		成果物の品質							
①小計(注4)									
②事故等による減点									
③瑕疵修補又は損害賠償による減点									
④その他()									
総合評定点=①+② ③+④									

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 用地測量業務においては、主任技術者が該当する。

3. 照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。

4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

5. 決裁欄は、組織の形態に合わせて使用する。

別表

項 目 別 評 定 点 (用地部門 (用地関係業務Ⅰ))

業務名：

評価項目		細 別	業務評定 (評定点／満点)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (評定点／満点) (注１・２)	担当技術者 (評定点／満点) (注１)	照査技術者 (評定点／満点) (注１・３)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と 執行計画	点／ 点	点／ 点	点／ 点	—
	実施状況 の評価	執行管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	—
		品質管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
		業務特性	点／ 点	点／ 点	点／ 点	—
		創意工夫	点／ 点	点／ 点	点／ 点	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点／ 点	点／ 点	点／ 点	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点／ 点	点／ 点	点／ 点	—
結果の評価		成果物の品質	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
評定点の小計 (注４)			点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
事故等による減点			点	点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
その他 ()			点	点	点	点
総合評定点 (注４)			点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100点

注) １．各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

２．用地測量業務においては、主任技術者が該当する。

３．照査技術者を配置しない業務の場合は「—」とする。

４．評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別記様式第2-6

委託業務成績評定表（用地部門（用地関係業務Ⅱ））							
事務所名							
部長	次長（総務）	次長（技術）	調査官	技術管理官	契約課長	技術検査官	主管課長
委託業務名		〔業務番号〕					
契約金額		当初：¥			最終：¥		
履行期間		当初： 年 月 日～ 年 月 日			最終： 年 月 日～ 年 月 日		
完了 年 月 日		年 月 日					
完了検査 年 月 日		年 月 日					
契約相手方住所氏名							
主任担当者氏名							
担当技術者（業務従事者）氏名							
主任調査（監督）員所属・氏名							
総括調査（監督）員所属・氏名							
完了検査官所属・氏名							
評価項目			主任調査 （監督） 評定点	主任調査 （監督） 評定点	完了検査 官評定点	業務評定・主任 担当者評定 （注2）	担当技術者 （業務従事者） 評定 （注2）
専門技術力	目的と内容の理解					/	/
	的確な履行			—	—	/	/
	業務目的の達成度			—		/	/
管理技術力	業務実施体制の的確性			—		/	—
	打ち合わせの理解度			—	—	/	—
	指揮系統の迅速性、確実性				—	/	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点				—	/	/
①小計（注3）						/	/
②業務執行に係る過失に伴う減点							
③事故等による減点							
④瑕疵修補又は損害賠償による減点							
⑤その他（ ）							
総合評定点=①+②+③+④+⑤							

- 注） 1．担当技術者（業務従事者）が複数名配置されている場合は、全て記載する。
 2．各評価項目の「業務評定・主任担当者評定」「担当技術者（業務従事者）評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 3．①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。
 4．決裁欄は、組織の形態に合わせて使用する。

別表

項 目 別 評 定 点 （用地部門（用地関係業務Ⅱ））

評価項目	評価の視点	業務評定・主任担当者	担当技術者 (業務従事者)
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	—
	打ち合わせの理解度	点 / 点	—
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計（注）		点 / 100 点	0 点 / 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他（ ）		点	
総合評価点		点 / 100点	点 / 100点

注）評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記様式第 3

文書番号
年月日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

契約担当官等

官 職・氏 名

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務等について、北海道開発局委託業務成績評定要領（平成7年4月2日北開局工第2号）第7条の規定に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、この書面に記載されている通知日から 14 日（土曜日、日曜日及び祝日を含む）以内に書面により、当職に対して説明を求めることができます。

説明を求める場合の書面の送付、手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

1. 業 務 名 ○○業務
2. 履行期間 ○年○月○日～○年○月○日
3. 完了検査年月日 ○年○月○日
4. 業務評定点 ○○点 詳細は別表のとおり（注）
- （修正評定点 ○○点 【評定点が修正された場合のみ】）

- ## 5. 送付先

(本官の場合) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部 技術管理官 宛

(分任官の場合) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部 〇〇事務所長 宛

- ## 6. 手続き等の問い合わせ先

(本官の場合) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部 工事検査官
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線 〇〇〇〇

(分任官の場合) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
国土交通省 北海道開発局 〇〇開発建設部 〇〇事務所
副所長(技術)又は当該業務担当課長
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線 〇〇〇〇

(注) 建築工事監理業務については、記入しないこと。

別記様式第 4

文 書 番 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

契約担当官等

官 職・氏 名

委託業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

なお、この書面に記載されている通知日から起算して 14 日（土曜日、日曜日及び祝日を含む）以内に書面により、北海道開発局長に対して再説明を求めることができます。

再説明を求める場合の書面の送付先、手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業 務 名 ○○業務

2. 疑問に対する回答

3. 再説明請求の送付先

（本官の場合） 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 技術管理官 宛

（分任官の場合） 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○事務所長 宛

4. 手続き等の問い合わせ先

（本官の場合） 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 工事検査官
TEL○○○-○○○○-○○○○（代） 内線○○○○

（分任官の場合） 〒○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
国土交通省 北海道開発局 ○○開発建設部 ○○事務所
副所長（技術）又は当該業務担当課長
TEL○○○-○○○○-○○○○（代） 内線○○○○

別記様式第 5

文 書 番 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

北海道開発局長

委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1. 業 務 名 ○○業務

2. 疑問に対する回答

第6 北海道開発局委託業務成績評定要領の運用について

平成 14 年 10 月 1 日 北開局工管第 2 1 6 号
最終改正 令和 2 年 10 月 1 日 北開局工管第 1 3 9 号
事業振興部長から開発監理部長、営繕部長及び各開発建設部長あて

「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成 7 年 4 月 3 日北開局工第 2 号。以下「要領」という。）の運用に当たっては、下記により取り扱われたい。

記

1 評定の基準及び対象範囲

要領第 2 条第 2 項の契約金額とは、最終契約金額をいう。

また、委託業務とは、土木設計業務等、建築設計業務、建築工事監理業務、測量調査等委託業務、発注者支援業務、工事実施計画業務、用地補償総合技術業務、公物管理補助業務及び行政事務補助業務をいい、公益法人（財団法人及び社団法人）に業務委託した場合も評定の対象とする。

なお、測量業務等を事業協同組合に委託した場合は、当該事業協同組合に対する業務成績として評定するものとし、個々の構成員に対しての評定は行わないものとする。

2 総括調査員、主任調査員又は総括監督員、主任監督員及び完了検査官の考査基準

評定は、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除若しくは評価比重の変更は行わない）

なお、総括調査員又は総括監督員が任命されていない業務の評価は、主任調査員又は主任監督員が本部に所属する場合は本部の担当事業課長等と、事務所の場合は所長又は副所長（技術）と、事業所等の場合は所長又は本部担当事業課長等との合議をもって評定するものとする。ただし、農業部門においては、主任調査員又は主任監督員が事業所等に所属する場合は所長との合議をもって評定するものとする。また、農業部門においては、担当事業課長、事務所長又は副所長（技術）、事業所長等が当該業務に直接関与していない評定項目がある場合には、主任調査員又は主任監督員の監督評価と同様の評価値とする。

3 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

主任調査員又は主任監督員は、受注者に起因する事故等が発生した場合には、表一

1を参考として、－15点まで減点することができる。この場合、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく措置内容を参酌するものとする。

表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準表

区 分	口 頭 注 意	文 書 注 意	指名停止が1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【上記減点基準表の適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は継承、公開した。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において、過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・当該業務において安全管理の措置が不適切であったため、死傷者を生じさせた業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由： ）

4 修補及び損害賠償による減点（一般部門、農業部門、建築設計部門及び用地部門）

成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点 に対して、表－2を参考として－20点まで減点することができる。また、北海道開発局委託業務成績評定要領（以下「評定要領」という）第7条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

表－２ 修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準表

区 分	修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

５ 債務の不履行及び損害賠償による減点（建築工事監理部門）

対象業務において、受注者の責任に起因する契約の違反が発生し、契約書の債務不履行に対する乙の責任条項等に記された手続きに従い、履行請求又は履行請求と共に損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点 に対して、表－３を参考として－２０点まで減点することができる。また、評定点が受注者に通知された後に当該事象が発生した場合は、溯って評定点を修正するものとする。

表－３ 履行請求又は履行請求と共に損害賠償が実施された場合の減点基準表

区 分	履行請求又は履行請求と 共に損害賠償の実施	故意又は重大な過失により履行請求 又は履行請求と共に損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

６ 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」（平成１９年１月１９日北開局工管第１６５号）記５の規定により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して表－４を参考として１０点まで減点することができる。また、評定要領第７条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第８条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第２に定める委託業務等成績評定表及び委託業務等成績評定通知書別表においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

表－４ 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

区 分	調査対象者の故意又は重大な過失による虚偽説明等の場合
考 査 点	－１０点

７ 業務コスト調査における虚偽説明等による減点

「業務コスト調査について」（平成２０年６月３０日北開局工管第８８号）記５の規定に基づき業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、表－５を参考として１０点まで減点することができる。また、この場合、評定要領第８条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第２に定める委託業務等成績評定表及び委託業務等成績評定通知書別表においては、「その他（業務コスト調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

表－５ 相当の理由無く期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

区 分	調査票等に一部記入ミス（注１）があるとき	調査票等に多数記入ミス（注１）があるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告のあるとき
	調査票等に軽微な不備（注２）があるとき	調査票等に一部不備（注２）があるとき	相当の理由無く期限内に調査票等の提出がないとき
考 査 点	－３点	－５点	－１０点

（注１）業務コストに影響を与えない軽微なミスは含まない。

（注２）調査票等の不備とは、提出期限を過ぎても提出すべき調査票等が揃っていない状態をいう。

８ 「単純調査等業務」について

「単純調査等業務」とは、別表に掲げる業務及び高度な技術力、専門知識を必要としない単純な業務をいう。評定は「地質調査、単純調査等業務、測量作業」の採点

表を用いるものとする。

9 考查基準等について

考查基準における、技術者評定、評定の重み付け、評定項目、採点表等については次の5部門に区分するものとする。

- (1) 「一般部門」の考查基準を別紙1に示す。(一般部門とは(2)、(3)、及び(4)に示す「建築設計部門」、「建築工事監理部門」及び「用地部門」を除く委託業務をいう。)
- (2) 「建築設計部門」の考查基準を別紙2に示す。(建築設計部門とは、本局営繕又は事業営繕に係る建築設計業務をいう。なお、本局営繕又は事業営繕に係る「地質調査、単純調査等業務、測量作業」は一般部門の考查基準を適用する。)
- (3) 「建築工事監理部門」の考查基準を別紙3に示す。(建築工事監理部門とは、本局営繕又は事業営繕に係る建築工事監理業務をいう。)
- (4) 「用地部門」の考查基準を別紙4に示す。(用地部門とは、測量調査仕様書2-1-2に定める用地測量業務、設計業務等共通仕様書第10編第1条に定める用地調査等業務及び用地補償総合技術業務をいう。)

10 公物管理補助業務及び行政事務補助業務について

評定要領第2条第7号に規定する公物管理補助業務及び行政事務補助業務は以下の土木関係建設コンサルタント業務とする。

- (1) 公物管理補助業務
 - ・河川巡視支援業務
 - ・河川許認可審査支援業務
 - ・ダム管理支援業務
 - ・堰・排水機場管理支援業務
 - ・道路巡回業務
 - ・道路管理技術業務
 - ・道路許認可審査・適正化指導業務 等
- (2) 行政事務補助業務
 - ・調査計画資料作成業務 等

11 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

① 「地質調査、単純調査業務、測量業務」(一般部門) 採点表

評定要領第2条第1号に規定する業務のうち、用地測量業務を除く業務に適用する。

② 「調査業務、計画業務」(一般部門) 採点表

評定要領第2条第2号に規定する業務のうち、用地調査等業務を除く業務に適用する。

③「設計業務」（一般部門）採点表

評定要領第2条第3号に規定する業務のうち、設計業務等共通仕様書に定める設計業務に適用する。

④「建築設計業務」採点表

評定要領第2条第3号に規定する業務のうち、公共建築設計業務委託共通仕様書に定める設計業務に適用する。

⑤「建築工事監理業務」採点表

評定要領第2条第4号に規定する業務に適用する。

⑥「工事監督支援業務等」採点表

評定要領第2条第5号及び第7号に規定する業務のうち、以下の業務に適用する。

- ・ 工事監督支援業務
- ・ 工事実施計画業務
- ・ 河川巡視支援業務
- ・ 河川許認可審査支援業務
- ・ ダム管理支援業務
- ・ 堰・排水機場管理支援業務
- ・ 道路巡回業務
- ・ 道路管理技術業務
- ・ 道路許認可審査・適正化指導業務 等

⑦「積算技術業務等」採点表

評定要領第2条第5号及び第7号に規定する業務のうち、以下の業務に適用する。

- ・ 積算技術業務
- ・ 技術審査業務 等

⑧「用地関係業務Ⅰ」採点表

評定要領第2条第1号及び第2号に規定する業務のうち、用地測量業務及び用地調査等業務に適用する。

⑨「用地関係業務Ⅱ」採点表

評定要領第2条第6号に規定する業務に適用する。

12 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」のうち複数の業務種別にまたがる場合においては、業務の目的、金額等を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって評定点とみなすものとする。

「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工

事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」のうち、複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ・「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」のどれかが１００万円を超えるときは、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」の複数が１００万円を超えるとき、若しくはどれもが１００万円を超えない場合には、業務の目的、金額等を勘案して「主たる業務」を一つ選定するものとする。これらの取扱いは、主任調査員又は主任監督員及び完了検査官で統一するものとする。

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。以下、例を示す。

（業務実施上の過失の評価例）

- ・ その他（プロポーザル方式又は総合評価落札方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・ その他（主任監督（調査）員の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について（一般部門）

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては標準的な業務内容に応じた発注方式事例に示される「知識」の高い業務又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

附 則[令和２年１０月１日北海局工管第１３９号]

この通知は令和２年１０月１日以降に完了する業務について適用する。

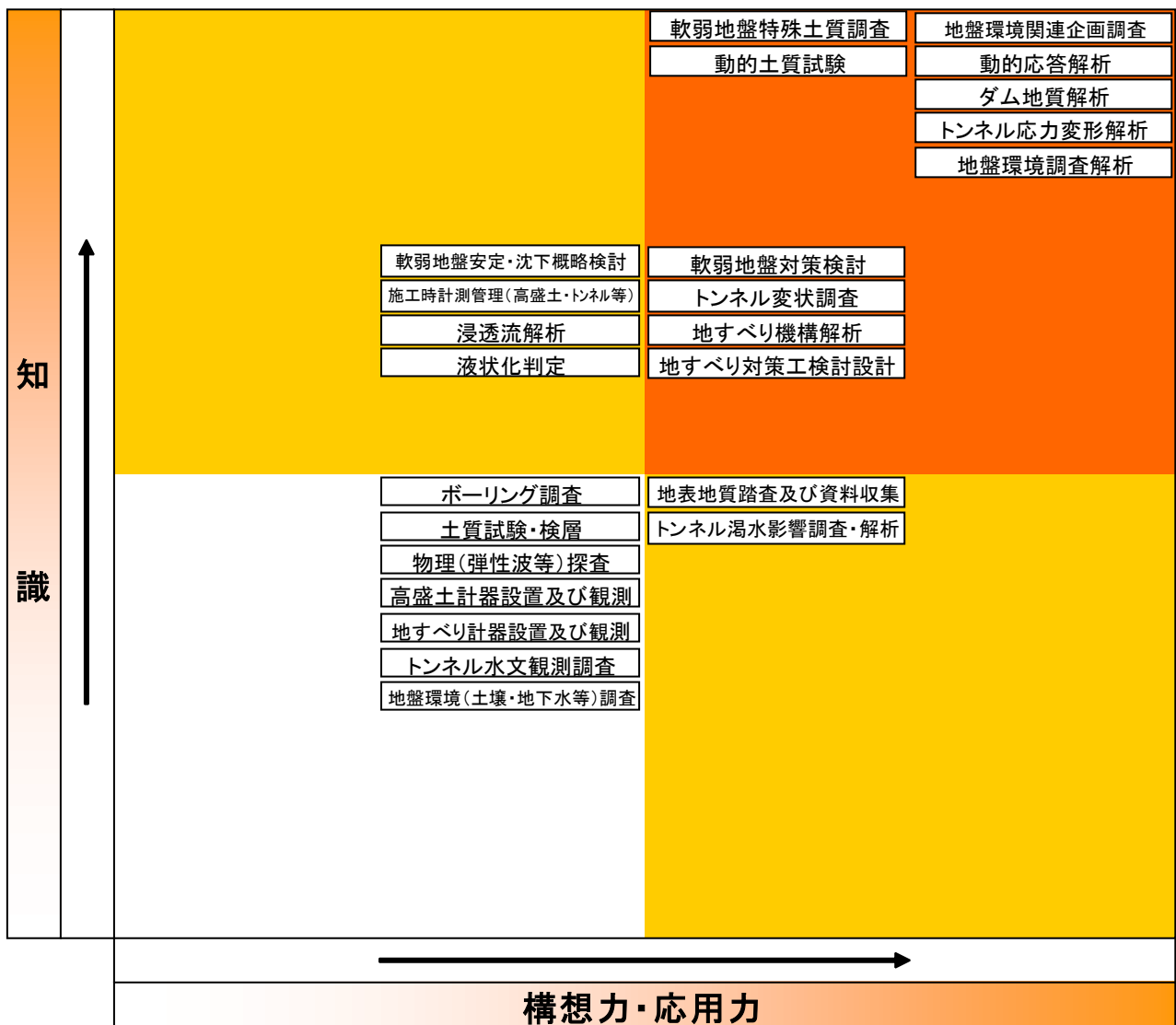


図 地質調査の例

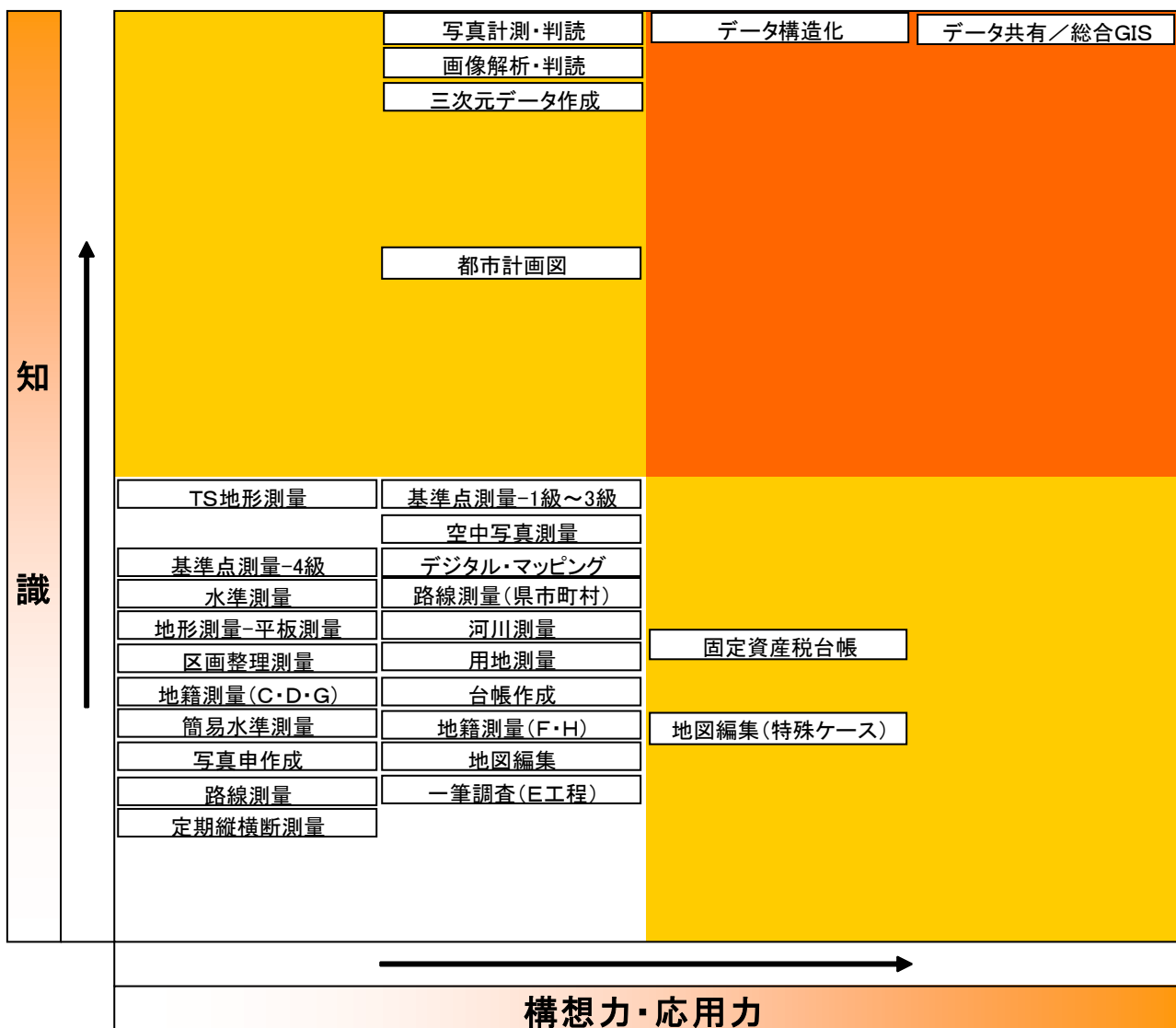


図 測量作業の例

別 表

単 純 調 査 等 業 務

区 分	業 務 内 容
各部門共通	
施工計画及び施工設備 情 報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防 災 環 境	資料整理的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査、分析方法が J I S等で規定されている測定業務
そ の 他	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献及び既存資料の収集整理業務 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成 補償数量の算出
河川、砂防及び海岸	水文観測業務 データ加工業務 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く。）
道 路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
ト ン ネ ル	クラック等変状の計測調査
港 湾 、 漁 港	応力計算等を伴わない、構造図作成及び数量算出業務 単純な座標変換等の業務 構造物等の形状計測及び状況観測のみの業務

別紙 1

考查基準（一般部門）

1. 評定点について

評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考查項目			業務 評定	地質調査、単純調査等業務、測量業務、調査業務、計画業務、設計業務		
				技術者評定		
				管理又は主任 (注1)	担当 (注2)	照査
プロセス 評価評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画	20	20	5	
	実施状況の 評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	50	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	5	5	7.5	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

評価項目		工事監督支援業務			積算技術業務等		
		業務 評定	技術者評定(注2)		業務 評定	技術者評定(注2)	
			管理 又は 主任	担当		管理	担当
専 門 技術力	目的の内容と理解	6	6	6	6	6	6
	的確な履行	36	36	36	24	24	24
	業務目的の達成度	18	18	18	30	30	30
管 理 技術力	業務実施体制 の的確性	12	12	—	12	12	—
	打合せの理解度	6	6	—	6	6	—
	指揮系統の迅速性 確実性	14	14	—	14	14	—
取組姿勢	責任感・積極性 発注者側の視点	8	8	8	8	8	8
合 計		100 (100%)	100 (100%)	68 (100%)	100 (100%)	100 (100%)	68 (100%)

注1) 測量作業及び地質調査においては、主任技術者が該当する。

注2) 技術者評定は、監督職員又は調査職員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評定の対象とする。

2. 業務評定項目 (1)地質調査、単純調査業務、測量業務、(2)調査業務、計画業務、(3)設計業務

考查項目		細 別	(1)地質調査、単純調査業務、測量業務				(2)調査業務、計画業務				(3)設計業務			
			主任調査(監督)員	総括調査(監督)員	完了検査官	評定点 / 配点(基礎点)	主任調査員	総括調査員	完了検査官	評定点 / 配点(基礎点)	主任調査員	総括調査員	完了検査官	評定点 / 配点(基礎点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)
	実施状況の評価	執行管理	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)
		品質管理	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)
		業務特性		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)
		創意工夫	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)
結果の評価		成果物の品質	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)
評定者別評価点 ①			○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40
評定者別基礎点 ②			○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60
評定者別評定点(③=①+②)			④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100
業務評定点計 ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)			⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)						⑧				⑧				⑧
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)						⑨				⑨				⑨
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)						⑩				⑩				⑩
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩						⑪				⑪				⑪

 は、評定対象外
 は、評定項目

注:1.技術者評定は、監督職員又は調査職員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評定の対象とする。

注:2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。

注:3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

(4) 工事監督支援業務等、(5) 積算技術業務等

評価項目			評価の視点	(4) 工事監督支援業務等				(5) 積算技術業務等			
				主任調査員 (監督評価)	主任調査員 (総括評価)	完了検査官	評定点	主任調査員 (監督評価)	主任調査員 (総括評価)	完了検査官	評定点
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	①			$4 = \Sigma ① + ② \times (1/2) + ③ \times (1/2)$	①			$4 = \Sigma ① + ② \times (1/2) + ③ \times (1/2)$
		的確な履行	法令・技術基準の知識	①				①			
			業務内容についての判断	①							
			関係者とのコミュニケーション	①							
		業務目的の達成度	必要事項の記載	①				①			
			的確な取りまとめ	②		③		②		③	
		小 計			○		○	④	○		○
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制的的確性	⑤		⑥	$10 = ⑤ \times (1/2) + ⑥ \times (1/2) + ⑦ + ⑧ \times (1/2) + ⑨ \times (1/2)$				$10 = ⑤ \times (1/2) + ⑥ \times (1/2) + ⑦ + ⑧ \times (1/2) + ⑨ \times (1/2)$
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	⑦				⑦			
		指揮系統の迅速性、確実性	指揮系統の迅速性、確実性	⑧	⑨			⑧	⑨		
		小 計			○	○	○	⑩	○	○	○
	取組姿勢	責任感、積極性	責任感、積極性、発注者の視点	⑪	⑫		$13 = ⑪ \times (1/2) + ⑫ \times (1/2)$	⑪	⑫		$13 = ⑪ \times (1/2) + ⑫ \times (1/2)$
		小 計			○	○		⑬	○	○	
	計			○	○	○	$14 = ④ + ⑩ + ⑬$	○	○	○	$14 = ④ + ⑩ + ⑬$
過業務に執行に伴う減点	業務執行上の過失				○				○		
	中立性、公平性に係る過失				○				○		
	守秘性に係る過失				○				○		
	小 計				⑮		⑮		⑮		⑮
合計							$16 = ⑭ + ⑮$				$16 = ⑭ + ⑮$
総合評定点の算定				事故等による減点			⑰	事故等による減点			⑰
				瑕疵修補又は損害賠償による減点			⑱	瑕疵修補又は損害賠償による減点			⑱
				その他 ()			⑲	その他 ()			⑲
				総合評定点 (⑰+⑱+⑲)			⑳	総合評定点 (⑰+⑱+⑲)			⑳

適用評定表（採点表）

成績評定表種別	適用業務類型
(4) 工事監督支援業務等	・ 工事監督支援業務 ・ 河川巡視支援業務 ・ ダム管理支援業務 ・ 道路巡回業務 ・ 道路許認可審査・適正化指導業務 ・ 工事実施計画業務 ・ 河川許認可審査支援業務 ・ 堰・排水機場等管理支援業務 ・ 道路管理技術業務 等
(5) 積算技術業務等	・ 積算技術業務 ・ 技術審査業務 等

3. 採点表

(1)1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員1/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な 手順、手法である。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 [(対象:主任、担当技術者)									実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)							

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員2/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況 の評価	執行管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)								執行管理につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	執行管理につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに業務に着手している。 3. テクリスへの登録申請を監督職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。 4. 監督職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 監督職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。									

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員3/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	－	2.5	－	0	－2.5	－5	
実施状況 の評価	執行管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 12. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 13. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生がないように適切な対応を行っている。 14. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 15. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 16. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 17. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 18. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出している。 19. その他 [] (対象:主任、担当技術者)										
		◎評定は1～19のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10)												

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員4/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
実施状況 の評価	品質管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									品質管理につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務の実施にあたり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。										
2. 業務の実施にあたり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施している。 使用にあたって、事前に監督職員の確認を得ている。												
3. 技術基準等がない項目の取扱いが具体的に記述されている。												
4. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。 調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、監督職員の承諾を得ている。												
5. 資料の提出時に、転記・計算ミスがなく内容のチェックを行っている。												
6. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。												
7. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。												
8. 主任技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるか について照査が行われている。												
9. 実施方針や方法が適切であるかの照査が適正に行われている。												

(1)1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員5/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	－	14	－	0	－14	－28		
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 10. 調査の正確性、適切性に着目し照査が適正に行われている。 11. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 12. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。 13. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、 監督職員の承諾を得て実施している。 14. その他 [](対象:主任、担当技術者)										
		◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)												

(1)1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員6/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況 の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点の加算評価も可) ●評価点 点 * 業務評定、主任技術者、担当技術者の評価に反映。									

(1)1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員7/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)								説明調整につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	説明調整につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。									
		2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。									
		3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。									
		4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。									
		5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。									
		6. 地質・土質調査業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。									
		7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。									
		8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。									
		9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。									
		10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。									
		11. その他 [(対象:主任、担当技術者)]									

(1)1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員8/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	－	3	－	0	－3	－6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (2/2)	◎評価は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)									

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(主任監督員9/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
結果の評価	成果物の 品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 2. 調査地点の確認の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 4. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 5. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 6. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 8. その他 []									成果物について、監督職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)												

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(総括監督員1/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 主任技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 主任技術者は、関連のある業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 []									
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ e 評価を行う。 ※総括監督員は、主任監督員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可) ※業務執行上の過失として主任監督員細別評価項目においてdまたはe評価があった場合、d評価以下とし「その他」に理由を記載すること。 ●評価点 * 業務評定、主任技術者の評価に反映。									

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(総括監督員2/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	業務特性 (1/1)			業務、 主任技術者	20	15	10	7.5	0	-	-
				担当技術者	25	19	12.5	7	0	-	-
●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が評価できる。 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が評価できる。 3. 厳しい自然、地盤条件への対応が評価できる。 4. 業務の特殊性への対応が評価できる。 5. 関連する事業、工事に配慮する必要があり、その対応が評価できる。 6. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、評価できる。 7. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けばb' 評価以上とする。 ●評価点 * 業務評定、主任技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。											

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(総括監督員3/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観 (1/1)			業務、 主任技術者	10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	15	12	7.5	4	0	-	-

●評価対象項目
(選択) (評定)

1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して評価できるものがあった。

2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問い合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど評価できるものがあった。

3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり評価できるものがあった。

4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。

5. その他 []

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。
※総括監督員は、主任監督員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。
(業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督員が実施)
※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。
(例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可)

●評価点

* 業務評定、主任技術者の評価に反映。

●評価点

* 担当技術者の評価に反映。

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(完了検査官1/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 主任技術者は、業務遂行段階で適切に照査技術者による照査を受け、その内容を把握して円滑な業務遂行に努めている。 2. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 3. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 4. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図表等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 5. 業務計画書の記載内容と調査方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 8. 個人情報の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 9. その他 []									実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(4)

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(完了検査官2/5)

考 査 項 目	細 別	選 択 区 分	評 価 区 分	業 務、 主 任 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				担 当 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照 査 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
実 施 状 況 の 評 価	品 質 管 理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書の内容を十分に理解し、業務に反映している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をとおして業務の節目においてその成果の確認を行うとともに、 自身による照査を行っている。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印 の上、主任技術者に提出している。 5. 品質確保のための社内検査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 6. 「業務計画書」において成果物の品質を確保する記述があり、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 7. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 8. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 9. その他 [(対象:主任、担当技術者)									品質管理につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(完了検査官3/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	－	5	－	0	－5	－10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				12	－	6	－	0	－6	－12	
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)										
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)									

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(完了検査官4/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
結果の評価	成果物の 品質 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 3. 設計業務への引き継ぎ事項、技術的ポイントが整理されている。 4. 調査地点の確認の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。 5. 作業(業務)遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 6. 必要書類等が整備されていた。 7. 誤字・脱漏、記載ミスなどが無い。 8. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい成果となっている。 10. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。									成果物について、監督職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。

(1) 1. 地質調査業務 業務名:

(完了検査官5/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
結果の評価	成果物の 品質 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 成果物に引用されている図表、写真等は著作権に配慮されたものとなっている。 12. 成果物のチェック方法に工夫が見られた。 13. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、調査精度の向上に繋がったものである。 14. その他 []										
◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c												
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)												

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 1/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				5	-	2.5	-	0	-2.5	-5		
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 管理(主任)技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な 手順、手法である。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 [](対象:管理(主任)、担当技術者)									実施体制及び 執行計画につ いて、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
 チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(6)

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 2/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況 の評価	執行管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									執行管理につ いて、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	執行管理につ いて、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに業務に着手している。 3. テクリスへの登録申請を調査(監督)職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。 4. 調査(監督)職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 調査(監督)職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 支給材料がある場合、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにし、 業務完了時には支給品精算書を提出している。 10. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 11. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。										

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 3/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況 の評価	執行管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 12. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 13. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 14. 第三者の土地等の立ち入りにあたって、トラブルの発生がないように適切な対応を行っている。 15. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 16. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 17. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 18. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 19. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査(監督)職員に提出している。 20. その他 [](対象:管理(主任)、担当技術者)										
		◎評定は1～20のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10)	

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 4/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	-	14	-	0	-14	-28	
実施状況 の評価	品質管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務の実施にあたり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 2. 業務の実施にあたり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施している。 使用にあたって、事前に調査(監督)職員の確認を得ている。 3. 技術基準等がない項目の取扱いが具体的に記述されている。 4. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。 調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、調査(監督)職員の承諾を得ている。 5. 資料の提出時に、転記・計算ミスがなく内容のチェックを行っている。 6. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 7. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 8. 管理(主任)技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるか について照査が行われている。 9. 実施方針や方法が適切であるかの照査が適正に行われている。									品質管理につ いて、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	品質管理につ いて、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 5/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					10	—	5	—	0	—5	—10		
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					28	—	14	—	0	—14	—28		
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択)(評定) 10. 調査の正確性、適切性に着目し照査が適正に行われている。 11. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 12. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。 13. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査(監督)職員の承諾を得て実施している。 14. その他](対象:管理(主任)、担当技術者)											
				◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									
				①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)									

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 6/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				4	3	2	1	0	—	—	
実施状況 の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点の加算評価も可) ●評価点 点 * 業務評定、管理(主任)技術者、担当技術者の評価に反映。									

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 7/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				6	-	3	-	0	-3	-6		
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									説明調整につ いて、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	説明調整につ いて、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。										
		2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。										
		3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。										
		4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。										
		5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。										
		6. 調査業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。										
		7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。										
		8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。										
		9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。										
		10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。										
		11. その他 [(対象:管理(主任)、担当技術者)										

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 8/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					6	－	3	－	0	－3	－6	
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (2/2)	◎評価は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
										①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)		

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(主任調査(監督)員 9/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担当 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	-	6	-	0	-6	-12	
結果の評価	成果物の 品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 2. 現地踏査の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 4. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 5. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 6. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 8. その他 []									成果物について、調査(監督)職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、調査(監督)職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c												
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(4)												

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(総括調査(監督)員 1/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理(主任) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理(主任)技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 管理(主任)技術者は、関連のある業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 []									
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ e 評価を行う。 ※総括調査(監督)員は、主任調査(監督)員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査(監督)員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査(監督)員細別評価項目においてdまたはe評価があった場合、d評価以下とし「その他」に理由を記載すること。 ●評価点 * 業務評定、管理(主任)技術者の評価に反映。									

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(総括調査(監督)員 2/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理(主任) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	業務特性 (1/1)			業務、 管理(主任) 技術者	20	15	10	7.5	0	-	-
				担当技術者	25	19	12.5	7	0	-	-
●評価対象項目 (選択)(評定) 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が評価できる。 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が評価できる。 3. 厳しい自然、条件への対応が評価できる。 4. 業務の特殊性への対応が評価できる。 5. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が評価できる。 6. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、評価できる。 7. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けばb' 評価以上とする。 ●評価点 * 業務評定、管理(主任)技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。											

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(総括調査(監督)員 3/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理(主任) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観 (1/1)			業務、 管理(主任) 技術者	10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	15	12	7.5	4	0	-	-

●評価対象項目
(選択)(評定)

1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して評価できるものがあった。

2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど評価できるものがあった。

3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり評価できるものがあった。

4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。

5. その他 []

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。
※総括調査(監督)員は、主任調査(監督)員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。
(業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査(監督)員が実施)
※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。
(例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可)

●評価点

* 業務評定、管理(主任)技術者の評価に反映。

●評価点

* 担当技術者の評価に反映。

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(完了検査官 1/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理(主任) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理(主任)技術者は、業務遂行段階で適切に照査技術者による照査を受け、その内容を把握して円滑な業務遂行に努めている。 2. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 3. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 4. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図表等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 5. 業務計画書の記載内容と調査方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 8. 個人情報の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 9. その他 []									実施体制及び 執行計画につ いて、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(4)

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(完了検査官 2/5)

考 査 項 目	細 別	選 択 区 分	評 価 区 分	業 務、 管 理 (主 任) 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				担 当 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照 査 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
実 施 状 況 の 評 価	品 質 管 理 (1/2)	● 評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書の内容を十分に理解し、業務に反映している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をとおして業務の節目においてその成果の確認を行うとともに、 自身による照査を行っている。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印 の上、管理(主任)技術者に提出している。 5. 品質確保のための社内検査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 6. 「業務計画書」において成果物の品質を確保する記述があり、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 7. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 8. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 9. その他 [] (対象: 管理(主任)、担当技術者)									品質管理につ いて、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	品質管理につ いて、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(完了検査官 3/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理(主任) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	－	5	－	0	－5	－10
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	－	10	－	0	－10	－20
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					12	－	6	－	0	－6	－12
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)										
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)									

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(完了検査官 4/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担 当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
結果の評 価	成果物の 品質 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									成果物につい て、調査(監 督)職員が文 書で改善指示 を行った。	成果物につい て、調査(監 督)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。										
2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。												
3. 設計業務への引き継ぎ事項、技術的ポイントが整理されている。												
4. 現地踏査の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。												
5. 作業(業務)遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。												
6. 必要書類等も整備されていた。												
7. 誤字・脱漏、記載ミスなどが無い。												
8. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。												
9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい成果となっている。												
10. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。												

(1)2. 単純調査業務 業務名:

(完了検査官 5/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理 (主任)、担 当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
結果の評 価	成果物の 品質 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 成果物に引用されている図表、写真等は著作権に配慮されたものとなっている。 12. 成果物のチェック方法に工夫が見られた。 13. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、調査精度の向上に繋がったものである。 14. その他 []										
		◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)	

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 1/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な 手順、手法である。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 [] (対象:主任、担当技術者)									実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(6)

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 2/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況 の評価	執行管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)								執行管理につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	執行管理につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに業務等に着手している。 3. テクリスへの登録申請を監督職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。 4. 監督職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 監督職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 支給材料がある場合、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにし、業務完了時には支給品精算書を提出している。 10. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 11. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。									

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 3/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況 の評価	執行管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 12. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 13. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 14. 第三者の土地等の立ち入りにあたって、トラブルの発生がないように適切な対応を行っている。 15. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 16. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 17. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 18. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 19. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出している。 20. その他 [] (対象:主任、担当技術者)										
		◎評定は1～20のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(10)

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 4/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
実施状況 の評価	品質管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									品質管理につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務の実施にあたり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。										
2. 業務の実施にあたり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施している。 使用にあたって、事前に監督職員の確認を得ている。												
3. 技術基準等がない項目の取扱いが具体的に記述されている。												
4. 測量精度向上のための社内基準等を設けている。												
5. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。 調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、監督職員の承諾を得ている。												
6. 資料の提出時に、転記・計算ミスがなく内容のチェックを行っている。												
7. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。												
8. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。												
9. 主任技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるか について照査が行われている。												
10. 実施方針や方法が適切であるかの照査が適正に行われている。												

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 5/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	-	14	-	0	-14	-28	
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 測定の正確性、適切性に着目し照査が適正に行われている。 12. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 13. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。 14. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、 監督職員の承諾を得て実施している。 15. その他 [](対象:主任、担当技術者)										
		◎評定は1～15のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)												

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 6/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況 の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点の加算評価も可) ●評価点 点 * 業務評定、主任技術者、担当技術者の評価に反映。									

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 7/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)								説明調整につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	説明調整につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。									
		2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。									
		3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。									
		4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。									
		5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。									
		6. 測量業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。									
		7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。									
		8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。									
		9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。									
		10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。									
		11. その他 [(対象:主任、担当技術者)									

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 8/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	－	3	－	0	－3	－6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (2/2)	◎評価は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)											

(1)3. 測量業務 業務名:

(主任監督員 9/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
結果の評価	成果物の 品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 2. 現地踏査の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 4. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 5. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 6. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 8. その他 []									成果物について、監督職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)												

(1)3. 測量業務 業務名:

(総括監督員 1/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 主任技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 主任技術者は、関連のある業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 [] ●評価点 * 業務評定、主任技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c), -5点(d), -10点(e)で評価する。 ※総括監督員は、主任監督員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任監督員細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、 -5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。									

(1)3. 測量業務 業務名:

(総括監督員 2/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	業務特性 (1/1)			業務、 主任技術者	20	15	10	7.5	0	-	-
				担当技術者	25	19	12.5	7	0	-	-
●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が評価できる。 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が評価できる。 3. 厳しい自然、条件への対応が評価できる。 4. 業務の特殊性への対応が評価できる。 5. 関連する事業、工事に配慮する必要があり、その対応が評価できる。 6. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、評価できる。 7. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けばb' 評価以上とする。 ●評価点 * 業務評定、主任技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。											

(1)3. 測量業務 業務名:

(総括監督員 3/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観 (1/1)			業務、 主任技術者	10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	15	12	7.5	4	0	-	-

●評価対象項目
(選択) (評定)

1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して評価できるものがあった。

2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど評価できるものがあった。

3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり評価できるものがあった。

4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。

5. その他 []

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。
※総括監督員は、主任監督員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。
(業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督員が実施)
※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。
(例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可)

●評価点

* 業務評定、主任技術者の評価に反映。

●評価点

* 担当技術者の評価に反映。

(1)3. 測量業務 業務名:

(完了検査官 1/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 主任技術者は、業務遂行段階で適切に照査技術者による照査を受け、その内容を把握して円滑な業務遂行に努めている。 2. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 3. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 4. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図表等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 5. 業務計画書の記載内容と測量方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 8. 個人情報の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 9. その他 []									実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)

(1)3. 測量業務 業務名:

(完了検査官 2/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
実施状況 の評価	品質管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書の内容を十分に理解し、業務に反映している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をととして業務の節目においてその成果の確認を行うとともに、 自身による照査を行っている。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印 の上、主任技術者に提出している。 5. 品質確保のための社内検査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 6. 「業務計画書」において成果物の品質を確保する記述があり、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 7. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 8. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 9. その他 [(対象:主任、担当技術者)]									品質管理につ いて、監督職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、監督職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(1)3. 測量業務 業務名:

(完了検査官 3/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	－	5	－	0	－5	－10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				12	－	6	－	0	－6	－12	
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)										
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)	

(1)3. 測量業務 業務名:

(完了検査官 4/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
結果の評価	成果物の 品質 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									成果物について、監督職員 が文書で改善 指示を行っ た。	成果物について、監督職員 の文書による 改善指示に従 わなかった。
		1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。										
		2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。										
		3. 設計業務への引き継ぎ事項、技術的ポイントが整理されている。										
		4. 現地踏査の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。										
		5. 作業(業務)遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。										
		6. 必要書類等が整備されていた。										
		7. 誤字・脱漏、記載ミスなどがない。										
		8. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。										
		9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい成果となっている。										
		10. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。										

(1)3. 測量業務 業務名:

(完了検査官 5/5)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	－	14	－	0	－14	－28		
結果の評 価	成果物の 品質 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 成果物に引用されている図表、写真等は著作権に配慮されたものとなっている。 12. 成果物のチェック方法に工夫が見られた。 13. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、測量精度の向上に繋がったものである。 14. その他 []										
		◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)	

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員) 1/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における検討方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な 手順、手法であり、他の手本となすべき優れたものである。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 [(対象:管理、担当技術者)								実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)	

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(6)

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)2/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況 の評価	執行管理	●評価対象項目 (選択) (評定)								執行管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	執行管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。									
		2. 契約締結後すみやかに設計業務等に着手している。									
		3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。									
		4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。									
		5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。									
		6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。									
		7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。									
		8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。									
		9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。									
		10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。									
		11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。									
		12. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。									
		13. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。									

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)3/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
				14. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 15. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 16. その他〔 】(対象:管理、担当技術者)							
				◎評価は1～16のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c	①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)						

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)4/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
実施状況 の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 2. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 3. 現地の状況に対応した調査方法を複数提案し、総合的な判断に基づき決定されている。 4. 資料の提出時に、転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 5. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施している。 使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 6. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 7. 計算、集計整理、データ作成、図面等の内容が、適切であるかの照査が適正に行われている。 8. 業務の実施に当たり、現地踏査を行い業務実施に必要な現地の状況を把握している。 9. 現地踏査の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項を照合して、調査対象項目を整理し、 調査職員の承諾を得て実施している。									品質管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)5/8

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				28	21	14	7	0	-14	-28	
		10. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得て実施している。 11. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行い、もしくは提案がされている。 12. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 13. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。 14. 当該業務における調査・計画の留意点が、調査・計画方法の内容に考慮され的確に提案されている。 15. 調査成果のとりまとめ、集計整理が、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎に、適切であるかの照査が適正に行われている。 16. 事業特性、地域特性等が、調査、予測及び照査の手法の選定に考慮されているかの評価が適正に行われている。 17. 評価項目の選定について、適切な評価項目が提案され、適切であるかの照査が適正に行われている。 18. 調査結果等の解析が適切であるかの照査が適正に行われている。 19. その他 [(対象:管理、担当、照査技術者) ◎評価は1～19のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)											

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(5)

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)6/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況 の評価	創意工夫	●評価対象項目 (選択)(評定) 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 4. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述()									
		●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点の加算評価も可) ●評価点 点									

* 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)7/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 2. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 3. 打ち合わせ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 4. 設計業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 5. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 6. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 7. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 8. その他 [](対象:管理、担当技術者)								説明調整につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	説明調整につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(3)											

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(主任調査員)8/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
結果の評 価	成果物の 品質	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を漏れなくとりまとめられている。 2. 現地調査等の結果が、写真や図面等によりの確にとりまとめられている。 3. 成果等の取りまとめにおいて、ミスがなかった。 4. 業務成果は、特記仕様書、各調査業務及び計画業務の共通仕様書の各章の該当条文に定めた内容での確にとりまとめられている。 5. 業務報告書の作成にあたり、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させ、その検討・解析等の過程と共に、的確にとりまとめられている。 6. 調査、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献などが漏れなく記載されている。 7. 検討、解析の計算過程がわかりやすく整理されている。 8. 業務計画書で、成果物の品質を確保するための計画が記載され、漏れなく成果に反映されている。 9. その他 [] ◎評定は1～10のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									成果物につい て、調査職員 が文書で改善 指示を行っ た。	成果物につい て、調査職員 の文書による 改善指示に従 わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)										

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(総括調査員)1/3

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 管理技術者は、関連のある設計業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ～ e 評価を行う。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員細別評価項目においてdまたはe評価があった場合、d評価以下とし「その他」に理由を記載すること。 ●評価点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。									

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(総括調査員)2/3

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	業務特性			業務、 管理技術者	20	15	10	7.5	0	-	-
				担当技術者	25	19	12.5	7	0	-	-
●評価対象項目 (選択)(評定) I 設計条件への対応 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 2. 設計条件の設定において、高度な技術を要し、その対応が特に評価できる。 3. 設計条件の設定に当たり、地元、関係機関の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 4. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。 5. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、特に評価できる。 6. その他〔業務箇所数が多くそれぞれの地区特性に配慮していた〕 II 高度な技術力への対応 7. 設計成果の導きにおいて、多岐にわたる比較検討が必要であり、その対応が特に評価できる 8. 委員会もしくは有識者の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 9. その他〔 〕 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ～ c 評価を行う。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けばb' 評価以上とする。 ●評価点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。											

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(総括調査員)3/3

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観			業務、 管理技術者	10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	15	12	7.5	4	0	-	-

●評価対象項目
(選択) (評定)

1. 業務遂行にあつて、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあつた。

2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあつた。

3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあつた。

4. その他 []

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。

※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。

(業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施)

※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。

(例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可)

●評価点

* 業務評定、管理技術者の評価に反映。

●評価点

* 担当技術者の評価に反映。

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(完了検査官)1/4

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	-	5	-	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理技術者は、照査結果の確認を行っている。 2. 業務計画書が契約締結後すみやかに提出されている。 3. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 4. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 5. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、 かつ、内容がわかりやすく記載されている。 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、 管理行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 7. 守秘義務について具体的な計画が業務計画書等に記載している。 8. 個人情報等の管理に関する管理体制等が業務計画書等に記載している。 9. その他 []								実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(完了検査官)2/4

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				10	7.5	5	2.5	0	-5	-10		
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
実施状況 の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書の内容を十分点検している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をととして適切に照査を実施している。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者捺印のうえ 管理技術者に提出している。 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で照査を行ったことが確認できる。 6. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 7. 調査・計画業務の誤りが無いよう、点検シートが作成され、シートに工夫が見られ内容も適切である。 8. 「業務計画書」における「成果物の品質を確保するための計画」に記述された内容が適切であり、 かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 9. その他 [(対象:管理、照査、担当技術者)]									品質管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(完了検査官)3/4

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	15	10	5	0	-10	-20
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					12	9	6	3	0	-6	-12
		◎評定は1～9のうち									
		評価値が90%以上 a								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)	
		評価値が80%以上90%未満 a'									
		評価値が70%以上80%未満 b									
		評価値が60%以上70%未満 b'									
		評価値が60%未満 c									

(2)設計業務「調査・計画業務」業務名:

(完了検査官)4/4

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	21	14	7	0	-14	-28		
結果の評 価	成果物の 品質	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすい整理されている。 3. 調査・計画時の配慮事項、ポイントや品質を高めるための提案が別途、引き継ぎ事項として整理されている。 4. 現地踏査の結果より判明した調査、計画上の対応が必要な事項についての対策が記載されている。 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 6. 誤字・脱漏、記載ミスなどがない。 7. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 8. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 9. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。 10. 成果物のチェック方法に工夫が見られた。 11. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、精度の向上に繋がっている。 12. その他 []									成果物につい て、調査職員 が文書で改善 指示を行っ た。	成果物につい て、調査職員 の文書による 改善指示に従 わなかった。
		◎評定は1～12のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(8)

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員) 1/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	－	2.5	－	0	－2.5	－5	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に表示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における検討方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な 手順、手法であり、他の手本となすべき優れたものである。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 [](対象:管理、担当技術者)									実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
 チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(6)

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員) 2/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	－	2.5	－	0	－2.5	－5
実施状況 の評価	執行管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに設計業務等に着手している。 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 12. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 13. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。								執行管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	執行管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員) 3/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
		14. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。										
		15. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。										
		16. その他 [](対象:管理、担当技術者)										
◎評価は1～16のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)												

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名：

(主任調査員) 4/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	21	14	7	0	-14	-28		
実施状況 の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 2. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 3. 基本条件の設定に対し、管理技術者が現地状況等の基本情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査が行われている。 4. 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が反映されているかの照査が適正に行われている。 5. 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査が適正に行われている。 6. 設計計算書、設計図、数量の正確性、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査が適正に行われている。 7. 受取対象物の照査のみならず、仮設工及びコスト縮減、建設副産物対策の妥当性についても十分な照査が適正に行われている。 8. 現場条件に対応した施工方法を複数提案し、総合的な判断に基づき決定されている。 9. 資料の提出時に、転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 10. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施している。 使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 11. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 12. 設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握している。									品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員) 5/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				照査技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
					a	a'	b	b'	c	d	e
					28	21	14	7	0	-14	-28
		13. 現地踏査の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項を照合して、調査対象項目を整理し、調査職員の承諾を得て実施している。 14. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得て実施している。 15. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。 16. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行い、もしくは提案がされている。 17. 構造等について、維持管理が容易となるよう詳細な検討がされている。 18. 構造及び維持管理の検討において、施設の長寿命化となる提案がされている。 19. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 20. 当該現場の施工条件や環境特性などを的確に把握している。 21. 当該現場における施工上の留意点が、重要度や施工段階を考慮し的確に提案されている。 22. 仮設計画が施工条件を的確に踏まえて提案されている。 23. その他 [] (対象: 管理、担当、照査技術者)									
		◎評価は1～23のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(16)									

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員) 6/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況 の評価	創意工夫	●評価対象項目 (選択) (評定) - 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。 - 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 - 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 - ライフサイクルコストや新技術の活用など総合的かつ有効的なコスト縮減の提案がなされている。 - 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点の加算評価も可) ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。									

(3)1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員)7/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					6	-	3	-	0	-3	-6	
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 2. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 3. 打ち合わせ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 4. 設計業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 5. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 6. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 7. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 8. その他 [](対象:管理、担当技術者)									説明調整につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	説明調整につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(3)												

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(主任調査員) 8/8

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				12	9	6	3	0	-6	-12		
結果の評 価	成果物の 品質	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計業務成果概要書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説しとりまとめられている。 2. 設計計算書は、設計条件、出典根拠、計算プログラム、モデル図、アウトプットデータがわかりやすく整理されている。 3. 設計図面は、特記仕様書に基づき、適切な縮尺、配置により必要事項が漏れなく記載されている。 4. 数量計算書は、計算方法や計算手順が明確である。 5. 概算工事費は、適用する積算基準書に基づき構成され、採用する単価が妥当である。 6. 施工計画書は、工事実施に当たって必要な事項の基本的内容が記載されている。 7. 現地踏査の結果が、写真や図面により的確に整理されている。 8. 数量計算書は、「土木工事数量算出要領集計表(案)」に基づき、工種別、区間別に取りまとめられている。 9. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を漏れなくとりまとめられている。 10. その他 [] ◎評定は1～10のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)										

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(総括調査員) 1 / 3

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 管理技術者は、関連のある設計業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 []									
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ～ e 評価を行う。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員細別評価項目においてdまたはe評価があった場合、d評価以下とし「その他」に理由を記載すること。									
●評価点 [] * 業務評定、管理技術者の評価に反映。											

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名：

(総括調査員) 2/3

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	業務特性			業務、 管理技術者	20	15	10	7.5	0	-	-
				担当技術者	25	19	12.5	7	0	-	-
●評価対象項目 (選択) (評定) I 設計条件への対応 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 2. 設計条件の設定において、高度な技術を要し、その対応が特に評価できる。 3. 設計条件の設定に当たり、地元、関係機関の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 4. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。 5. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、特に評価できる。 6. その他 [業務箇所数が多くそれぞれの地区特性に配慮していた] II 高度な技術力への対応 7. 設計成果の導きにおいて、多岐にわたる比較検討が必要であり、その対応が特に評価できる 8. 委員会もしくは有識者の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 9. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けばb' 評価以上とする。 ●評価点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。											

(総括調査員) 3 / 3

4-272

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名：

(完了検査官) 1 / 4

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理技術者は、照査結果の確認を行っている。 2. 業務計画書が契約締結後すみやかに提出されている。 3. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 4. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 5. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、 かつ、内容がわかりやすく記載されている。 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、 管理行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 7. 守秘義務について具体的な計画が業務計画書等に記載している。 8. 個人情報等の管理に関する管理体制等が業務計画書等に記載している。 9. その他 []									実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(完了検査官)2/4

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
実施状況 の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書の内容を十分点検している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をとって適切に照査を実施している。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者捺印のうえ 管理技術者に提出している。 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で照査を行ったことが確認できる。 6. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 7. 設計エラーが無いよう、設計点検シートが作成され、シートに工夫が見られ内容も適切である。 8. 現場発生材の発生抑制や利活用について検討され、成果に反映されている。 9. 最適な施工計画の立案等により、コスト縮減が可能となる成果が得られている。 10. 「業務計画書」における「成果物の品質を確保するための計画」に記述された内容が適切であり、 かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 11. 最適な施工計画の立案、新技術、新工法の採用等により工期短縮が可能となる成果が得られている。 12. その他 [(対象:管理、照査、担当技術者)									品質管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名:

(完了検査官)3/4

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	15	10	5	0	-10	-20
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					12	9	6	3	0	-6	-12
		◎評定は1～12のうち									
		評価値が90%以上 a								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(7)	
		評価値が80%以上90%未満 a'									
		評価値が70%以上80%未満 b									
		評価値が60%以上70%未満 b'									
		評価値が60%未満 c									

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」業務名：

(完了検査官) 4/4

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
結果の評 価	成果物の 品質	●評価対象項目 (選択) (評定)									成果物につい て、調査職員 が文書で改善 指示を行っ た。	成果物につい て、調査職員 の文書による 改善指示に従 わなかった。
		1. 現地条件・特性を踏まえた適切な仮設計画、施工方法等が施工計画書に的確に記載されている。 2. 現地踏査の結果より判明した設計上対応が必要な事項についての対策が記載されている。 3. 現場での施工における技術的ポイントが別途、引き継ぎ事項として整理されている。 4. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 6. エコマテリアルの使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ 設計に反映させている。 7. グリーン購入法に基づき、物品使用の検討にあたって環境への負荷が少ない環境物品の採用をしている。 8. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 10. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすい整理されている。 11. コスト縮減の着目点、留意事項等において、詳細設計に向けた有益な提案がされている。 12. 有用な新技術・新工法の検討がされ、施工品質向上を図る提案がされている。 13. その他 []										
◎評定は1～13のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c												

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(7)

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 1/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における検討方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な 手順、手法であり、他の手本となすべき優れたものである。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 [(対象:管理、担当技術者)]									実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
 チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 2/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	－	2.5	－	0	-2.5	-5
実施状況 の評価	執行管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに設計業務等に着手している。 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 12. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 13. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。								執行管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	執行管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 3/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
		14. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。									
		15. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。									
		16. その他 [(対象:管理、担当技術者)									
◎評定は1～16のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)											

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 4/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	21	14	7	0	-14	-28		
実施状況 の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定)									品質管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		1. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 2. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 3. 基本条件の設定に対し、管理技術者が現地状況等の基本情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査が行われている。 4. 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が反映されているかの照査が適正に行われている。 5. 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査が適正に行われている。 6. 設計計算書、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査が適正に行われている。 7. 受取対象物の照査のみならず、仮設工及びコスト縮減、建設副産物対策の妥当性についても十分な照査が適正に行われている。 8. 現場条件に対応した施工方法を複数提案し、総合的な判断に基づき決定されている。 9. 資料の提出時に、転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 10. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施している。 使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 11. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 12. 設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握している。										

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 5/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				照査技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
					a	a'	b	b'	c	d	e
					28	21	14	7	0	-14	-28
		13. 現地踏査の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項を照合して、調査対象項目を整理し、調査職員の承諾を得て実施している。 14. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得て実施している。 15. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。 16. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行い、もしくは提案がされている。 17. 構造等について、維持管理が容易となるよう詳細な検討がされている。 18. 構造及び維持管理の検討において、施設の長寿命化となる提案がされている。 19. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 20. 当該現場の施工条件や環境特性などを的確に把握している。 21. 当該現場における施工上の留意点が、重要度や施工段階を考慮し的確に提案されている。 22. 仮設計画が施工条件を的確に踏まえて提案されている。 23. その他 [](対象:管理、担当、照査技術者)									
		◎評価は1～23のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(18)									

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 6/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況 の評価	創意工夫	●評価対象項目 (選択)(評定) - 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。 - 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 - 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 - ライフサイクルコストや新技術の活用など総合的かつ有効的なコスト縮減の提案がなされている。 - 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点の加算評価も可) ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。									

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 7/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	－	3	－	0	－3	－6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 2. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 3. 打ち合わせ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 4. 設計業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 5. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 6. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 7. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 8. その他 [] (対象:管理、担当技術者)								説明調整につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	説明調整につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(3)											

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(主任調査員 8/8)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				12	9	6	3	0	-6	-12		
結果の評 価	成果物の 品質	●評価対象項目 (選択) (評定)									成果物につい て、調査職員 が文書で改善 指示を行っ た。	成果物につい て、調査職員 の文書による 改善指示に従 わなかった。
		1. 設計業務成果概要書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説しとりまとめられている。 2. 設計計算書は、設計条件、出典根拠、計算プログラム、モデル図、アウトプットデータがわかりやすく整理されている。 3. 設計図面は、特記仕様書に基づき、適切な縮尺、配置により必要事項が漏れなく記載されている。 4. 数量計算書は、計算方法や計算手順が明確である。 5. 概算工事費は、適用する積算基準書に基づき構成され、採用する単価が妥当である。 6. 施工計画書は、工事実施に当たって必要な事項の基本的内容が記載されている。 7. 現地踏査の結果が、写真や図面により的確に整理されている。 8. 数量計算書は、「土木工事数量算出要領集計表(案)」に基づき、工種別、区間別に取りまとめられている。 9. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を漏れなくとりまとめられている。 10. その他 [] ◎評定は1～10のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9)												

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(総括調査員 1/3)

審査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者						
				a	a'	b	b'	c	d	e
				10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評価) 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 管理技術者は、関連のある設計業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ～ e 評価を行う。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員細別評価項目においてdまたはe評価があった場合、d評価以下とし「その他」に理由を記載すること。 ●評価点 * 業務評価、管理技術者の評価に反映。								

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(総括調査員 2/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	業務特性			業務、 管理技術者	20	15	10	7.5	0	-	-
				担当技術者	25	19	12.5	7	0	-	-
●評価対象項目 (選択) (評定) I 設計条件への対応 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 2. 設計条件の設定において、高度な技術を要し、その対応が特に評価できる。 3. 設計条件の設定に当たり、地元、関係機関の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 4. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。 5. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、特に評価できる。 6. その他 [] II 高度な技術力への対応 7. 設計成果の導きにおいて、多岐にわたる比較検討が必要であり、その対応が特に評価できる 8. 委員会もしくは有識者の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 9. その他 [] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けばb' 評価以上とする。 ●評価点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。											

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(総括調査員 3/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観			業務、 管理技術者	10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	15	12	7.5	4	0	-	-

●評価対象項目
(選択) (評定)

1. 業務遂行にあつて、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあつた。

2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問い合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあつた。

3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあつた。

4. その他 []

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a ~ c 評価を行う。

※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。
(業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施)

※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。
(例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可)

●評価点

* 業務評定、管理技術者の評価に反映。

●評価点

* 担当技術者の評価に反映。

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(完了検査官 1/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 管理技術者は、照査結果の確認を行っている。 2. 業務計画書が契約締結後すみやかに提出されている。 3. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 4. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 5. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、 かつ、内容がわかりやすく記載されている。 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、 管理行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 7. 守秘義務について具体的な計画が業務計画書等に記載している。 8. 個人情報等の管理に関する管理体制等が業務計画書等に記載している。 9. その他 []									実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(5)

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(5)

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(完了検査官 2/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
実施状況 の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 設計図書の内容を十分点検している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をとおして適切に照査を実施している。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者捺印のうえ 管理技術者に提出している。 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で照査を行ったことが確認できる。 6. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 7. 詳細設計照査要領に基づく照査を行い、かつ設計点検シート等の工夫が見られ内容が適切である。 8. 現場発生材の発生抑制や利活用について検討され、成果に反映されている。 9. 最適な施工計画の立案等により、コスト縮減が可能となる成果が得られている。 10. 「業務計画書」における「成果物の品質を確保するための計画」に記述された内容が適切であり、 かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 11. 最適な施工計画の立案、新技術、新工法の採用等により工期短縮が可能となる成果が得られている。 12. その他									品質管理につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	品質管理につ いて、調査職 員の文書によ る改善指示に 従わなかった。
](対象:管理、照査、担当技術者)												

](対象:管理、照査、担当技術者)

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(完了検査官 3/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				12	9	6	3	0	-6	-12	
		◎評定は1～12のうち									
		評価値が90%以上 a								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10)	
		評価値が80%以上90%未満 a'									
		評価値が70%以上80%未満 b									
		評価値が60%以上70%未満 b'									
		評価値が60%未満 c									

(3)2. 設計業務「詳細設計」業務名:

(完了検査官 4/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、管理、 担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
結果の評 価	成果物の 品質	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 現地条件・特性を踏まえた適切な仮設計画、施工方法等が施工計画書に的確に記載されている。 2. 現地踏査の結果より判明した設計上対応が必要な事項についての対策が記載されている。 3. 現場での施工における技術的ポイントが別途、引き継ぎ事項として整理されている。 4. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 6. エコマテリアルの使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ 設計に反映させている。 7. グリーン購入法に基づき、物品使用の検討にあたって環境への負荷が少ない環境物品の採用をしている。 8. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 10. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすい整理されている。 11. 生産性向上(コスト縮減)留意書において、有益な提案がされている。 12. 有用な新技術・新工法の検討がされ、施工品質向上を図る提案がされている。 13. その他 []									成果物につい て、調査職員 が文書で改善 指示を行っ た。	成果物につい て、調査職員 の文書による 改善指示に従 わなかった。
		◎評定は1～13のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(8)

(4) 工事監督支援業務等 ①〔主任調査員（監督評価）用〕

(1/2)

評価項目	評価の視点	配点		得点率					得点	評価細目			
		重み	実点	標準									
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2					
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	当該業務の主旨を十分に理解しているか？	10	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」					☐ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 ☐ ・業務計画書に記載された内容を的確に理解していた。 ☐ ・業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 ☐ ・提出資料等に当該業務の特徴、注意すべき事項などが適切に記述されていた。（担当路線・河川等の地域特性など）		
		小計		10	6								
		的確な履行	法令・技術基準の知識は十分か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」					☐ ・業務に必要な法律・政令・通達等が十分に理解されていた。 ☐ ・業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 ☐ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件が十分に理解されていた。 ☐ ・業務上必要となる、図面及び技術的資料について留意すべき、専門的知識を十分有していた。		
			業務内容についての判断は的確か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0」 =1⇒「0.2」 =2⇒「0.4」 =3⇒「0.6」 =4⇒「0.8」 =5⇒「1.0」					☐ ・業務着手時点において、業務に必要な資料等が整備されていた。 ☐ ・業務遂行段階で、業務に必要な資料収集がなされていた。 ☐ ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。 ☐ ・業務遂行段階において発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 ☐ ・業務（現場）で発生した諸問題に対して十分対応できる能力を有していた。		
			関係者とのコミュニケーションは適切か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」					☐ ・日々の業務内容を調査（監督）職員に報告するなど常に連絡を密にしていた。 ☐ ・緊急性のあるもの、ないものの判断が適切に行われ、調査（監督）職員に分かりやすく伝えられた。 ☐ ・現場での問題点などを迅速に調査（監督）職員に伝え、問題解決に繋がる提案をした。 ☐ ・関係者（工事請負業者等）との対話を心がけ、トラブルがなかった。		
		小計		60	36								
	業務目的の達成度	必要事項が適切に記載されているか？		20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」					☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・調査職員からの指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務成果が得られた。		
		業務に求められる的確な取りまとめがされているか？		10	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」					☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。		
	小計			30	18	① ②							
	専門技術力計			100	60								
管理技術力	業務実施体制の的確性			40	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」					☐ ・業務計画書等、必要書類が遅滞なく提出されていた。 ☐ ・当該業務に必要な資格取得者が適切に配置されていた。 ☐ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が適切に履行された。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。		

(4) 工事監督支援業務等 ① [主任調査員(監督評価)用]

(2/2)

評価項目		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						標準						
						優	標準	劣				
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	管理技術力	打合せ内容の理解	発注者との打ち合わせは適切か？	20	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 "1⇒「0.6」 "2⇒「1.0」						☐ ・打合せ記録が適切に整理され、遅滞なく作成されていた。 ☐ ・受注者内の意思疎通が正確で、指示や打ち合わせ事項が的確に業務に反映された。
		指揮系統の迅速性 確実性	情報伝達の基本は守られているか？	40	14	評価細目チェック数 =0⇒「0」 "1⇒「0.2」 "2⇒「0.4」 "3⇒「0.6」 "4⇒「0.8」 "5⇒「1.0」						☐ 関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・当該業務に関する社内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた。又は、対応が迅速に行われた。 ☐ ・担当技術者への技術的関与が的確であった。
	管理技術力計			100	32	④ ⑥						
	取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点		100	8	評価細目チェック数 =0⇒「0」 "1⇒「0.2」 "2⇒「0.4」 "3⇒「0.6」 "4⇒「0.8」 "5⇒「1.0」						☐ ・管理技術者、担当技術者として、無責任な姿勢は見られず、発注者を支援する立場としてふさわしい対応をとった。 ☐ ・打合せにおいて、発注者側の視点から確認・解決すべき事項を見逃さなかった。 ☐ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合は、発注者を支援する立場として問い合わせや確認が迅速になされた。 ☐ ・発注者を支援する立場として、関係者に対する対応が適切であるとともに、必要な報告・調整が遅滞なく実施された。 ☐ ・業務の内容・精度を向上させる新たな取組が自主的になされた。
			取組姿勢計			100	8	⑧				
計				100								

(4) 工事監督支援業務等 ② 〔主任調査員（総括評価）用〕

(1/1)

評価項目	評価の 視点	配点		得点率					得点	評価細目
		重み	実点	優	標準		劣			
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失		-15	評価細目チェック数1つ毎に3点減点						☐ ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 ☐ ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 ☐ ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 ☐ ・業務実施体制に問題があった。 ☐ ・その他（理由：

(4) 工事監督支援業務等 ③ [完了検査官用]

(1/1)

配分		評価の 視点		配点		得 点 率					得点	評価細目
						優 標準 劣						
						1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
重み	実点											
プロセス評価	専門 技術力	業務目的の達成度	業務に求められる確な取りまとめがされているか？	100	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 "1⇒「0.4」 "2⇒「0.6」 "3⇒「0.8」 "4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小 計		100	6	③						
	管理 技術力	業務実施体制的確性		100	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 "1⇒「0.4」 "2⇒「0.6」 "3⇒「0.8」 "4⇒「1.0」						☐ ・業務計画書等、必要書類が遅滞なく提出されていた。 ☐ ・当該業務に必要な資格取得者が適切に配置されていた。 ☐ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が適切に履行された。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。
		小 計		100	12	⑤						
計					18							

(5) 積算技術業務等 ① [主任調査員(監督評価)用]

(1/2)

評価項目		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目	
						優 標 準 劣							
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	当該業務の主旨を十分に理解しているか？	10	6	評価細目チェック数 0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 ☐ ・業務計画書に記載された内容を的確に理解していた。 ☐ ・業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 ☐ ・提出資料等に当該業務の特徴、注意すべき事項などが適切に記述されていた。（担当路線・河川等の地域特性など）	
		小 計		10	6								
		的確な履行	法令・技術基準の知識は十分か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務に必要な法律・政令・通達等が十分に理解されていた。 ☐ ・業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 ☐ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件が十分に理解されていた。 ☐ ・業務上必要となる、図面及び技術的資料について留意すべき、専門的知識を十分有していた。	
			業務内容についての判断は的確か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0」 〃 1⇒「0.2」 〃 2⇒「0.4」 〃 3⇒「0.6」 〃 4⇒「0.8」 〃 5⇒「1.0」						☐ ・業務着手時点において、業務に必要な資料等が整備されていた。 ☐ ・業務遂行段階で、業務に必要な資料収集がなされていた。 ☐ ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。 ☐ ・業務遂行段階において発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 ☐ ・業務（現場）で発生した諸問題に対して十分対応できる能力を有していた。	
		小 計		40	24								
	業務目的の達成度	必要事項が適切に記載されているか？	20	12	評価細目チェック数 0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・調査職員からの指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務成果が得られた。		
		業務に求められる的確な取りまとめがされているか？	30	18	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。		
		小 計		50	30	① ②							
	専門技術力 計			100	60								
	管理技術力	業務実施体制の的確性	40	12	評価細目チェック数 0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成する資料が期限内に提出されていた。 ☐ ・提出された資料について、管理技術者が内容を適切に把握していた。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。 ☐ ・成果品の品質確保のためのチェック体制が構築され、有効に機能していた。		

(5) 積算技術業務等 ① 〔主任調査員（監督評価）用〕

(2/2)

評価項目		評価の視点		配点		得点率						得点	評価細目
						優標準劣							
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
プロセス評価	管理技術力	打合せ内容の理解	発注者との打合せは適切か？	20	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.6」 〃=2⇒「1.0」						☐ ・打合せ記録が適切に整理され、遅滞なく作成されていた。 ☐ ・受注者内の意思疎通が正確で、指示や打ち合わせ事項が的確に業務に反映された。	
		指揮系統の迅速性 確実性	情報伝達の基本は守られているか？	40	14	評価細目チェック数 0⇒「0」 〃 1⇒「0.2」 〃=2⇒「0.4」 〃=3⇒「0.6」 〃=4⇒「0.8」 〃=5⇒「1.0」						☐ 関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・当該業務に関する社内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた。又は、対応が迅速に行われた。 ☐ ・担当技術者への技術的関与の的確性	
	管理技術力 計			100	32	④ ⑥							
	取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点		100	8	評価細目チェック数 =0⇒「0」 〃=1⇒「0.2」 〃=2⇒「0.4」 〃=3⇒「0.6」 〃=4⇒「0.8」 〃 5⇒「1.0」						☐ ・管理技術者、担当技術者として、無責任な言動は無く、発注者を支援する立場としてふさわしい対応をとった。 ☐ ・打合せにおいて、発注者側の視点から確認・解決すべき事項を見逃さなかった。 ☐ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合は、発注者を支援する立場として問い合わせや確認が迅速になされた。 ☐ ・発注者を支援する立場として、関連業務等との調整が自主的に実施され、必要な報告が遅滞なく実施された。 ☐ ・業務の内容・精度を向上させる新たな取組が自主的になされた。	
												取組姿勢 計	
計					100								

(5) 積算技術業務等 ②〔主任調査員（総括評価）用〕

(1/1)

評価項目	評価の 視点	配点		得点率					得点	評価細目
		重み	実点	優	標準		劣			
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失		-15	評価細目チェック数1つ毎に3点減点						☐ ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 ☐ ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 ☐ ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 ☐ ・業務実施体制に問題があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	中立性・公平性に係る過失		-3	評価細目チェック数1つで3点減点（チェックは1つまで）						☐ ・中立性・公平性に関して、第三者から苦情があり、請負者に帰する過失があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	守秘性に係る過失		-3	評価細目チェック数1つで3点減点（チェックは1つまで）						☐ 業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 ☐ ・その他（理由： ）
	小計		-21							
指示系統の迅速性・確実性	指示系統の迅速性・確実性	100	14	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」、「0.4」、「0.6」（基準点）、「0.8」、「1.0」を付与する。						☐ ・指示系統の迅速性が確保されている。 ☐ ・指示系統が系統どおり確実に実施されている。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた。又は、対応が迅速に行われた。 ☐ ・関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。
	小計	100	14	⑦						
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	100	8	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」、「0.4」、「0.6」（基準点）、「0.8」、「1.0」を付与する。						☐ ・企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。 ☐ ・当該業務遂行にあたって、取組への積極性・責任感に対して評価できるものであった。 ☐ ・地域への貢献等に関して、特に評価できるものであった。 ☐ ・業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、業務を完了させた。 ☐ ・その他（理由： ）
	小計	100	8	⑨						
計			22							

(5) 積算技術業務等 ③ 〔完了検査官用〕

(1/1)

配分		評価の 視点		配点		得 点 率					得点	評価細目
						優	標準			劣		
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	専門 技術力	業務目的の達成度	業務に求められる確な取りまとめがされているか？	100	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 " =1⇒「0.4」 " =2⇒「0.6」 " =3⇒「0.8」 " 4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小 計		100	6	③						
	管理 技術力	業務実施体制の的確性		100	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 " =1⇒ 0.4」 " =2⇒ 0.6」 " =3⇒ 0.8」 " =4⇒ 1.0」						☐ ・業務計画書等、必要書類が遅滞なく提出されていた。 ☐ ・提出された資料について、管理技術者が内容を適切に把握していた。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。 ☐ ・成果品の品質確保のためのチェック体制が構築され、有効に機能していた。
		小 計		100	12	⑤						
計					18							

4. 評定点集計表

(1)地質調査、単純調査業務、測量業務										業務名						技術者評定)(注2)																								
考查項目		細 別	主任調査(監督)員						総括調査(監督)員						完了検査官						細別評定点(注2)				管理(主任)技術者		担当技術者(注1)		照査技術者											
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点							
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画																						12.0		/	20		12.0		/	20	3.0		/	5.0				
	実施状況の評価	執行管理																						3.0		/	5		3.0		/	5.0								
		品質管理																						12.0		/	20		12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																						6.0		/	10		6.0		/	10	7.5		/	12.5				
		創意工夫																						2.4		/	4		2.4		/	4.0								
	説明調整能力の評価	説明調整能力																						3.6		/	6		3.6		/	6.0								
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																						3.0		/	5		3.0		/	5	4.5		/	7.5				
結果の評価		成果物の品質																						18.0		/	30		18.0		/	30	30.0		/	50				
評定者別評価点 ①																																								
評定者別基礎点 ②			60.0																																					
評定者別評定点(③=①+②)			④						⑤						⑥																									
業務評定点計(注3) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																																								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																								
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)																																								
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																								
総合評定点の算定			総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																					
所 見			(主任調査(監督)員)						(総括調査(監督)員)						(完了検査官)																									

(2)調査、計画業務

(2) 調査、計画業務			業務名														(技術者評定)(注2)																							
考查項目		細 別	主任調査員						総括調査員						完了検査官						細別評定点(注2)				管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者											
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点							
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画																						12.0		/	20		12.0		/	20	3.0		/	5.0				
	実施状況の評価	執行管理																						3.0		/	5		3.0		/	5.0								
		品質管理																						12.0		/	20		12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																						6.0		/	10		6.0		/	10	7.5		/	12.5				
		創意工夫																						2.4		/	4		2.4		/	4.0								
	説明調整能力の評価	説明調整能力																						3.6		/	6		3.6		/	6.0								
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																						3.0		/	5		3.0		/	5	4.5		/	7.5				
結果の評価		成果物の品質																						18.0		/	30		18.0		/	30	30.0		/	50				
評定者別評価点 ①																																								
評定者別基礎点 ②			60.0																																					
評定者別評定点(③=①+②)			④						⑤						⑥																									
業務評定点(注3) ⑦=(④)×0.4+(⑤)×0.2+(⑥)×0.4																																								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																								
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)																																								
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																								
総合評定点の算定			総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																					
所 見			(主任調査員)						(総括調査員)						(完了検査官)																									

(3)設計業務

(3)設計業務			業務名															(技術者評定)(注2)																							
考查項目		細 別	主任調査員						総括調査員						完了検査官						細別評定点(注2)				管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者												
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点								
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画																						12.0		/	20		12.0		/	20	3.0		/	5.0					
	実施状況の評価	執行管理																							3.0		/	5		3.0		/	5.0								
		品質管理																							12.0		/	20		12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																								6.0		/	10		6.0		/	10	7.5		/	12.5			
		創意工夫																								2.4		/	4		2.4		/	4.0							
	説明調整能力の評価	説明調整能力																								3.6		/	6		3.6		/	6.0							
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																								3.0		/	5		3.0		/	5	4.5		/	7.5			
結果の評価		成果物の品質																							18.0		/	30		18.0		/	30	30.0		/	50				
評定者別評価点 ①																																									
評定者別基礎点 ②			60.0																																						
評定者別評定点(③=①+②)			④						⑤						⑥																										
業務評定点(注3) ⑦=(④)×0.4+(⑤)×0.2+(⑥)×0.4)																																									
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																									
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)																																									
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																									
総合評定点の算定			総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																						
所 見			(主任調査員)						(総括調査員)						(完了検査官)																										

[illegible]

(5) 積算技術業務等

評価項目		評価の視点	主任調査員（監督評価）					主任調査員（総括評価）					完了検査官					評定点 (注2)	業務評定(注2)			技術者評定(注2)												
			得点割合				得点 (注2)	得点割合				得点 (注2)	得点割合				得点 (注2)		評定点	加重平均点の算出			管理技術者(注1)				担当技術者(注1)				調査技術者			
			配点	基準				配点	基準				配点	基準						重み 満点評定点	評点 %	%	満点評定点	評点 %	%	満点評定点	評点 %	%	満点評定点	評点 %	%	満点評定点	評点 %	%
				1.0	0.8	0.6			0.4	0.2	0.0			1.0	0.8	0.6																		
専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	○	6															6	/	6.0	6	/	6.0	6	/	8.8							
	的確な履行	法令・技術基準の知識	○	12															24	/	24.0	24	/	24.0	24	/	35.3							
		業務内容についての判断	○	12															24	/	24.0	24	/	24.0	24	/	35.3							
	業務目的の達成度	小計	○	24															24	/	24.0	24	/	24.0	24	/	35.3							
		必要事項の記載 的確な取りまとめ	○	12															30	/	30.0	30	/	30.0	30	/	44.1							
		小計	○	18															30	/	30.0	30	/	30.0	30	/	44.1							
	専門技術力 計			30															30	/	30.0	30	/	30.0	30	/	44.1							
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	○	12															12	/	12.0	12	/	12.0		-	/						
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	○	6															6	/	6.0	6	/	6.0		-	/						
			指揮系統の迅速性、確実性	指揮命令の迅速性、確実性	○	14															14	/	14.0	14	/	14.0		-	/					
管理技術力 計			32																															
取組姿勢		責任感、積極性、 発注者側の視点	責任感、積極性、 発注者側の視点	○	8															8	/	8.0	8	/	8.0	8	/	11.8						
	取組姿勢 計			8															8	/	8.0	8	/	8.0	8	/	11.8							
評定者の評定点（主任調査員（総括評価）の業務執行に係る過失に伴う減点は含んでいない。）																																		
⑨小計（注3）																		100	/	100	100	/	100	68	/	100								
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失																																	
	中立性、公平性に係る過失																																	
	守秘性にかかる過失																																	
	⑩小計																																	
⑪事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）																																		
⑫瑕疵修補又は損害賠償による減点																																		
⑬その他																																		
総合評定点の算定			⑭総合評定点=⑨+⑩+⑪+⑫+⑬																															
所見 (※必ず記載すること)			(主任調査員)					(完了検査官)					は、評定対象外 は、必須評定項目 注： 1. 「管理技術者」「担当技術者」は、従事した全ての者とする。 2. 各評価項目の評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。 3. 小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。																					

第6 北海道開発局委託業務成績評定要領の運用について

平成14年10月1日 北開局工管第216号
最終改正 令和2年10月1日 北開局工管第139号
事業振興部長から開発監理部長、営繕部長及び各開発建設部長あて

「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日北開局工第2号。以下「要領」という。）の運用に当たっては、下記により取り扱われたい。

記

1 評定の基準及び対象範囲

要領第2条第2項の契約金額とは、最終契約金額をいう。

また、委託業務とは、土木設計業務等、建築設計業務、建築工事監理業務、測量調査等委託業務、発注者支援業務、工事実施計画業務、用地補償総合技術業務、公物管理補助業務及び行政事務補助業務をいい、公益法人（財団法人及び社団法人）に業務委託した場合も評定の対象とする。

なお、測量業務等を事業協同組合に委託した場合は、当該事業協同組合に対する業務成績として評定するものとし、個々の構成員に対しての評定は行わないものとする。

2 総括調査員、主任調査員又は総括監督員、主任監督員及び完了検査官の考査基準

評定は、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除若しくは評価比重の変更は行わない）

なお、総括調査員又は総括監督員が任命されていない業務の評価は、主任調査員又は主任監督員が本部に所属する場合は本部の担当事業課長等と、事務所の場合は所長又は副所長（技術）と、事業所等の場合は所長又は本部担当事業課長等との合議をもって評定するものとする。ただし、農業部門においては、主任調査員又は主任監督員が事業所等に所属する場合は所長との合議をもって評定するものとする。また、農業部門においては、担当事業課長、事務所長又は副所長（技術）、事業所長等が当該業務に直接関与していない評定項目がある場合には、主任調査員又は主任監督員の監督評価と同様の評価値とする。

3 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

主任調査員又は主任監督員は、受注者に起因する事故等が発生した場合には、表一

1を参考として、－15点まで減点することができる。この場合、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく措置内容を参酌するものとする。

表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準表

区 分	口 頭 注 意	文 書 注 意	指名停止が1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【上記減点基準表の適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は継承、公開した。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において、過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・当該業務において安全管理の措置が不適切であったため、死傷者を生じさせた業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由： ）

4 修補及び損害賠償による減点（一般部門、農業部門、建築設計部門及び用地部門）

成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点 に対して、表－2を参考として－20点まで減点することができる。また、北海道開発局委託業務成績評定要領（以下「評定要領」という）第7条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

表－２ 修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準表

区 分	修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

５ 債務の不履行及び損害賠償による減点（建築工事監理部門）

対象業務において、受注者の責任に起因する契約の違反が発生し、契約書の債務不履行に対する乙の責任条項等に記された手続きに従い、履行請求又は履行請求と共に損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点 に対して、表－３を参考として－２０点まで減点することができる。また、評定点が受注者に通知された後に当該事象が発生した場合は、溯って評定点を修正するものとする。

表－３ 履行請求又は履行請求と共に損害賠償が実施された場合の減点基準表

区 分	履行請求又は履行請求と 共に損害賠償の実施	故意又は重大な過失により履行請求 又は履行請求と共に損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

６ 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」（平成１９年１月１９日北開局工管第１６５号）記５の規定により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して表－４を参考として１０点まで減点することができる。また、評定要領第７条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第８条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第２に定める委託業務等成績評定表及び委託業務等成績評定通知書別表においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

表－４ 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

区 分	調査対象者の故意又は重大な過失による虚偽説明等の場合
考 査 点	－１０点

７ 業務コスト調査における虚偽説明等による減点

「業務コスト調査について」（平成２０年６月３０日北開局工管第８８号）記５の規定に基づき業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、表－５を参考として１０点まで減点することができる。また、この場合、評定要領第８条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第２に定める委託業務等成績評定表及び委託業務等成績評定通知書別表においては、「その他（業務コスト調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

表－５ 相当の理由無く期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

区 分	調査票等に一部記入ミス（注１）があるとき	調査票等に多数記入ミス（注１）があるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告のあるとき
	調査票等に軽微な不備（注２）があるとき	調査票等の一部不備（注２）があるとき	相当の理由無く期限内に調査票等の提出がないとき
考 査 点	－３点	－５点	－１０点

（注１）業務コストに影響を与えない軽微なミスは含まない。

（注２）調査票等の不備とは、提出期限を過ぎても提出すべき調査票等が揃っていない状態をいう。

８ 「単純調査等業務」について

「単純調査等業務」とは、別表に掲げる業務及び高度な技術力、専門知識を必要としない単純な業務をいう。評定は「地質調査、単純調査等業務、測量作業」の採点

表を用いるものとする。

9 考查基準等について

考查基準における、技術者評定、評定の重み付け、評定項目、採点表等については次の5部門に区分するものとする。

- (1) 「一般部門」の考查基準を別紙1に示す。(一般部門とは(2)、(3)、及び(4)に示す「建築設計部門」、「建築工事監理部門」及び「用地部門」を除く委託業務をいう。)
- (2) 「建築設計部門」の考查基準を別紙2に示す。(建築設計部門とは、本局営繕又は事業営繕に係る建築設計業務をいう。なお、本局営繕又は事業営繕に係る「地質調査、単純調査等業務、測量作業」は一般部門の考查基準を適用する。)
- (3) 「建築工事監理部門」の考查基準を別紙3に示す。(建築工事監理部門とは、本局営繕又は事業営繕に係る建築工事監理業務をいう。)
- (4) 「用地部門」の考查基準を別紙4に示す。(用地部門とは、測量調査仕様書2-1-2に定める用地測量業務、設計業務等共通仕様書第10編第1条に定める用地調査等業務及び用地補償総合技術業務をいう。)

10 公物管理補助業務及び行政事務補助業務について

評定要領第2条第7号に規定する公物管理補助業務及び行政事務補助業務は以下の土木関係建設コンサルタント業務とする。

- (1) 公物管理補助業務
 - ・河川巡視支援業務
 - ・河川許認可審査支援業務
 - ・ダム管理支援業務
 - ・堰・排水機場管理支援業務
 - ・道路巡回業務
 - ・道路管理技術業務
 - ・道路許認可審査・適正化指導業務 等
- (2) 行政事務補助業務
 - ・調査計画資料作成業務 等

11 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

① 「地質調査、単純調査業務、測量業務」(一般部門) 採点表

評定要領第2条第1号に規定する業務のうち、用地測量業務を除く業務に適用する。

② 「調査業務、計画業務」(一般部門) 採点表

評定要領第2条第2号に規定する業務のうち、用地調査等業務を除く業務に適用する。

③「設計業務」（一般部門）採点表

評定要領第2条第3号に規定する業務のうち、設計業務等共通仕様書に定める設計業務に適用する。

④「建築設計業務」採点表

評定要領第2条第3号に規定する業務のうち、公共建築設計業務委託共通仕様書に定める設計業務に適用する。

⑤「建築工事監理業務」採点表

評定要領第2条第4号に規定する業務に適用する。

⑥「工事監督支援業務等」採点表

評定要領第2条第5号及び第7号に規定する業務のうち、以下の業務に適用する。

- ・ 工事監督支援業務
- ・ 工事実施計画業務
- ・ 河川巡視支援業務
- ・ 河川許認可審査支援業務
- ・ ダム管理支援業務
- ・ 堰・排水機場管理支援業務
- ・ 道路巡回業務
- ・ 道路管理技術業務
- ・ 道路許認可審査・適正化指導業務 等

⑦「積算技術業務等」採点表

評定要領第2条第5号及び第7号に規定する業務のうち、以下の業務に適用する。

- ・ 積算技術業務
- ・ 技術審査業務 等

⑧「用地関係業務Ⅰ」採点表

評定要領第2条第1号及び第2号に規定する業務のうち、用地測量業務及び用地調査等業務に適用する。

⑨「用地関係業務Ⅱ」採点表

評定要領第2条第6号に規定する業務に適用する。

12 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」のうち複数の業務種別にまたがる場合においては、業務の目的、金額等を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって評定点とみなすものとする。

「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工

事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」のうち、複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ・「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」のどれかが１００万円を超えるときは、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「工事監督支援業務等」及び「積算技術業務等」の複数が１００万円を超えるとき、若しくはどれもが１００万円を超えない場合には、業務の目的、金額等を勘案して「主たる業務」を一つ選定するものとする。これらの取扱いは、主任調査員又は主任監督員及び完了検査官で統一するものとする。

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。以下、例を示す。

（業務実施上の過失の評価例）

- ・ その他（プロポーザル方式又は総合評価落札方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・ その他（主任監督（調査）員の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について（一般部門）

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては標準的な業務内容に応じた発注方式事例に示される「知識」の高い業務又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

附 則[令和２年１０月１日北海局工営第１３９号]

この通知は令和２年１０月１日以降に完了する業務について適用する。

別紙 2

考査基準（建築設計部門）

1 評定の対象業務

評定の対象業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- （１）建築設計業務（建築総合、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう）
- （２）設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務
- （３）建築又は建築設備に関する診断業務
- （４）上記（１）から（３）以外の建築関係コンサルタント業務（建築工事監理業務及び敷地調査業務を除く）

2 評価項目

評価項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）及び、創意工夫に関する評価項目（以下「創意工夫項目」という。）とし、評価項目の配点は表－１のとおりとする。

表－１ 評価項目

① 建築設計業務、設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務、建築又は建築設備に関する診断業務

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				調査 職員	完了 検査官
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	－
		管理技術者の能力 （業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5	－
			工程管理（全体）	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
		主任担当技術者の能力 （担当分野に関する評価）	他分野との調整	0.5	－
			工程管理	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度	2	－
			途中成果物の内容	2	－
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1	－
			指示、協議事項への対応	1	－
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	－
			仕様書、基準類の理解	1.5	－
			施工に関する一般的な知識 （診断業務では評価しない）	1	－
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	4	4
			成果物の内容 （積算業務、診断業務では評価しない）	4	4
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	－	4
小計				23	12
合計				35	

※積算業務、診断業務を単独で発注する場合は、小計、合計が異なる。

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	—
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	—
			専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	—
	業務目的の達成度	課題への対応	物理的条件、社会的条件	2	2
			要望、コスト	2	2
小計				8	4
合計				12	

- ② ①以外の建築関係コンサルタント業務（建築工事監理業務及び敷地調査業務を除く）

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				調査 職員	完了 検査官
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	－
		管理担当者の能力 （業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5	－
			工程管理（全体）	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
		業務担当者の能力 （担当分野に関する評価）	他分野との調整	0.5	－
			工程管理	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料に関する評価	記載の程度	2	－
			説明資料の内容	2	－
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1	－
			指示、協議事項への対応	1	－
		与条件の理解、業務への反映	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	2	－
			仕様書、基準類の理解	2	－
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	4	4
			成果物の内容	4	4
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	－	4
			小計	23	12
			合計	35	

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	—
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	—
			専門的な知識、法令等の理解、関係機関等との調整	1.5	—
	業務目的の達成度	課題への対応	提案力、改善力	4	4
小計				8	4
合計				12	

3 評定点の種別

評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者評定点とし、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数になる。

- ① 総合点：基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点（「修補又は損害賠償等による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）
- ② 基礎点：基礎項目の採点結果から求められる評定点
- ③ 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点

ここに、対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は次による。
（創意工夫の余地の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意

工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

イ 一級建築士でなければならない設計、もしくは一級建築士又は二級建築士でなければならない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）

ロ 企画競争（プロポーザル）方式又は総合評価方式（標準型）にて特定された業務

ハ 上記イ又はロ以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

4 完了検査官及び調査職員の採点

完了検査官及び調査職員の採点は、次によるものとする。

- ① 完了検査官は、採点表の③完了検査官用（各分野）により採点を行う。
- ② 総括調査員は、採点表の①総括調査員用により採点を行う。
- ③ 主任調査員又は調査員（各分野）は、採点表の②主任調査員又は調査員用（各分野）により採点を行う。

5 評定点の算出

評定点の算出は、採点を行った完了検査官又は調査職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

- ① 業務内容に応じて、次の考え方により、各採点者の配点比率を設定する。

（配点比率を設定する際の考え方）

まず、各分野の主任調査員又は調査員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括調査員の配点比率を総括調査員の配点以外の主任調査員又は調査員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括調査員の配点比率は、少数点以下第3位を四捨五入した数値とする。各分野の完了検査官の配点比率については、主任調査員又は調査員のそれと同じにする。（表－2参照）

- ② 各採点者の項目毎の配点は、表－1の評価項目毎の配点に上記①で設定した配点比率を乗じて算出する。
- ③ 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- ④ 基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、65点（標準点）に加算して算出する。ただし、積算業務や診断業務を単独で発注する場合には、当該合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。

- ⑤ 総合点：創意工夫項目及び基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ⑥ 管理技術者の評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ⑦ 基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$\begin{aligned}
 (\text{評定点}) = & \left\{ (\text{対象項目に対する採点結果の合計値}) \times \frac{35 \text{ 点}}{\text{対象項目に対する配点の合計 (満点)}} \right\} \\
 & + 65 \text{ 点 (標準点)}
 \end{aligned}$$

表－２ 発注方法による配点比率例

- ① 建築設計業務、設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務、建築又は建築設備に関する診断業務

※延べ面積3,000m²の庁舎の例

業務内容		総括 調査員	総括調査員以外の調査員（完了検査官）						
			建築			電気		機械	
			総合	構造	積算	電気	積算	機械	積算
創意工夫の 余地の大きい業務 （新築）	設計業務（設計・積算込）〈全分野〉	0.40	0.60						
		—	0.420	0.120	0.060	0.180	0.020	0.180	0.020
	〃 〈構造分野除く〉	0.40	0.60						
		—	0.470	—	0.070	0.205	0.025	0.205	0.025
	〃 〈建築分野のみ〉	0.50	0.50						
		—	0.700	0.200	0.100	—	—	—	—
	〃 〈総合分野のみ〉	0.60	0.40						
		—	0.875	—	0.125	—	—	—	—
	〃 〈設備分野のみ〉	0.40	0.60						
		—	—	—	—	0.450	0.050	0.450	0.050
	設計業務（設計のみ）〈建築・設備分野〉	0.40	0.60						
		—	0.465	0.135	—	0.200	—	0.200	—
	〃 〈構造分野除く〉	0.45	0.55						
		—	0.540	—	—	0.230	—	0.230	—
	〃 〈建築分野のみ〉	0.55	0.45						
		—	0.780	0.220	—	—	—	—	—
積算業務（単独発注）〈建築分野のみ〉		0.55	0.45						
		—	—	—	1.000	—	—	—	—
設備改修工事の設計業務の例 （創意工夫の余地の大きい業務）		0.30	0.70						
		—	0.305	—	0.045	0.295	0.030	0.295	0.030

- ② ①以外の建築関係コンサルタント業務（建築工事監理業務及び敷地調査業務

を除く)

業務内容		総括 調査員	総括調査員以外の調査員（完了検査官）		
			分野①	分野②	分野③
創意工夫の余地の大きい業務	記載を求める主任担当者の担当分野 〈1分野〉	0.55	0.45		
		—	1.00	—	—
	記載を求める主任担当者の担当分野 〈2分野〉	0.45	0.55		
		—	0.500	0.500	—
	記載を求める主任担当者の担当分野 〈3分野〉	0.35	0.65		
		—	0.400	0.300	0.300
創意工夫の余地の小さい業務	記載を求める主任担当者の担当分野 〈1分野〉	0.55	0.45		
			1.00		
	記載を求める主任担当者の担当分野 〈2分野〉	0.40	0.60		
		—	0.500	0.500	—
	記載を求める主任担当者の担当分野 〈3分野〉	0.30	0.70		
		—	0.400	0.300	0.300

7. 採点表

業 務 情 報				
発 注 者	()			
業 務 名 称	()			
発 注 方 式	()			
業 務 分 類	(1) ※創意工夫の余地が大きい業務は1、小さい業務は2を入力する。			
調査員比率	主任調査員	0.30	()	調査員 (0.70) ERROR ! 総括の比率が小さいです
各分野比率	建築意匠	0.300	()	建築構造 (0.150) 建築積算 (0.100)
(0か数字を記入)	電気設備	0.150	()	電気積算 (0.075)
	機械設備	0.150	()	機械積算 (0.075)
受 注 者	()			
協力事務所	()			
業務評定点				
基礎点		(65.0)		
総合点(減点無し)		(65.0)		
管理技術者評定点				
管理技術者		(65.0)		
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳				
建築意匠		(#####)		
建築構造		(#####)		
建築積算		(#####)		
電気設備		(#####)		
電気設備積算		(#####)		
機械設備		(#####)		
機械設備積算		(#####)		
評 定 点(オプション) ※任意使用				
総合点		オプション点	評定点(オプション)	
(65.0)	+	()	=	(65.0)

参考

業務評定点（総合点）の内訳

業務名

受注者名

業務評定点（総合点：減点無し）	65 点
業務履行中又は完了時に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

業務評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	指標	得点		配点
業務の実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎	0	0.00	／	1.00
	管理技術者の能力	業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	0	0.00	／	2.00
	主任担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	0	0.00	／	2.00
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎	0	0.00	／	4.00
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎	0	0.00	／	2.00
			創意工夫	0	0.00	／	1.00
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎	0	0.00	／	4.00
			創意工夫	0	0.00	／	3.00
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎	0	0.00	／	20.00
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫	0	0.00	／	8.00
小計（基礎項目）					0.00	／	35.00
小計（創意工夫項目）					0.00	／	12.00
合計					0.00	／	35.00

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

採点表 採点結果（加減点分のみ）

	評価項目	評価の視点			創意工夫の 余地 大きい 小さい 業務	総括調査員	主任調査員又は調査員							
		配点	直接評価	配点			各分野							
							建築			電気		機械		
							総合	構造	積算	電気	積算	機械	積算	
						①	②-1	②-2	②-3	②-4	②-5	②-6	②-7	
体制評価		総括調査員評定点、主任調査員と各分野評定点の合計の比率					0.3	0.7						
		各分野比率					—							
	業務の実施能力 (創意工夫の余地の大きい業務) 5 / 5	業務実施体制	1	実施体制、自主管理	1	● ●								
		管理技術者の能力	2	業務の全体把握	0.5	● ●								
	(創意工夫の余地の小さい業務) 5 / 5	(業務全体に関する評価)		工程管理	0.5	● ●								
				取組姿勢、責任感の強さ	0.5	● ●								
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	● ●									
	主任担当技術者の能力		2	他分野との調整	0.5	● ●								
	(担当分野に関する評価)			工程管理	0.5	● ●								
				取組姿勢、責任感の強さ	0.5	● ●								
				説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	● ●								
プロセス評価	業務の実施状況 (創意工夫の余地の大きい業務) 14 / 14	業務履行中の説明資料	4	記載の程度	2	● ●								
		(途中成果物)に関する評価		途中成果物の内容	2	● ●								
	(創意工夫の余地の小さい業務) 10 / 10	調整及び説明、対応の迅速性	3	打合せ内容の理解、記録	1	● ●								
				指示、協議事項への対応	1	● ●								
			設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	●	—				—			—	
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	7	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	● ●									
			仕様書、基準類の理解	1.5	● ●									
			施工に関する一般的な知識	1	● ●									
			創意工夫、積極的な提案	1.5	●	—				—			—	
			専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	●	—				—			—	
	結果評価	業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 12 / 28	業務目的の達成度	8	記載の程度	4	● ●							
					成果物の内容	4	● ●				—			—
(創意工夫の余地の小さい業務) 8 / 20		課題への対応	4	物理的条件、社会的条件	2	●				—			—	
				要望、コスト	2	●				—			—	
調査職員評定点の計算	各分野得点				①									
	各分野配点				②									
	総括調査員評定点、総合評定点、各分野評定点（6.5 + 3.5 × ① ÷ ②）				③									
	調査職員得点（Σ①）				④									
	調査職員配点（Σ②）			31 23	(創意工夫の余地の 大きい業務) (創意工夫の余地の 小さい業務)	⑤								
	調査職員評定点（6.5 + 3.5 × ④ ÷ ⑤）				⑥									

結果評価

評価項目		評価の視点		完了検査官								
				各分野								
				建築			電気		機械			
				総合 ③-1	構造 ③-2	積算 ③-3	電気 ③-4	積算 ③-5	機械 ③-6	積算 ③-7		
	各分野比率											
業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 16 / 28 (創意工夫の余地の小さい業務) 12 / 20	業務目的の達成度	12	記載の程度	4	●	●						
			成果物の内容	4	●	●						
			資料等の整理、指示、協議 事項への対応	4	●	●						
	課題への対応	4	物理的条件、社会的条件	2	●							
			要望、コスト	2	●							
完了検査官評定点の計算		各分野得点		⑦								
		各分野配点		⑧								
		各分野評定点 (6.5 + 3.5 × ⑦ ÷ ⑧)		⑨								
		完了検査官得点 (Σ ⑦)		⑩								
		完了検査官配点 (Σ ⑧)	16 12	(創意工夫の余地の 大きい業務) (創意工夫の余地の 小さい業務)	⑪							
		完了検査官評定点 (6.5 + 3.5 × ⑩ ÷ ⑪)		⑫								

採点表 配点（加減点分のみ）

	評価項目	評価の視点			創意工夫の余地		主任調査員	調査員							加減点数 の評価項目別内訳		
					業務 大きい	業務 小さい		各分野									
		建築						電気設備		機械設備							
		意匠	構造	積算				電気設備	積算	機械設備	積算						
		配点	直接評価	配点			①	②-1	②-2	②-3	②-4	②-5	②-6	②-7			
		主任調査員評定点、各分野評定点の合計の比率					0.3	0.7									
		各分野比率					—	0.3	0.15	0.1	0.15	0.075	0.15	0.075			
体制 評価	業務の実施能力 (創意工夫の余地の大きい業務) 5 / 5	業務実施体制	1	実施体制、自主管理	1	● ●	0.3	0.21	0.105	0.07	0.105	0.0525	0.105	0.0525	1	1	
		管理技術者の能力	2	業務の全体把握	0.5	● ●	0.6	0.105	0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5	2	
	(業務全体に関する評価)		工程管理	0.5	● ●	0.105		0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
			取組姿勢、責任感の強さ	0.5	● ●	0.105		0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	● ●	0.105		0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
	5 / 5 (創意工夫の余地の小さい業務)						0.6	0.42	0.21	0.14	0.21	0.105	0.21	0.105	2	2	
		主任担当技術者の能力	2	他分野との調整	0.5	● ●	0.105	0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
		(担当分野に関する評価)		工程管理	0.5	● ●	0.105	0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
				取組姿勢、責任感の強さ	0.5	● ●	0.105	0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
				説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	● ●	0.105	0.0525	0.035	0.0525	0.02625	0.0525	0.02625	0.5			
	プロセス 評価	業務の実施状況 (創意工夫の余地の大きい業務) 14 / 14	業務履行中の説明資料	4	記載の程度	2	● ●	1.2	0.42	0.21	0.14	0.21	0.105	0.21	0.105	2	4
			(途中成果物)に関する評価		途中成果物の内容	2	● ●	0.42	0.21	0.14	0.21	0.105	0.21	0.105	2		
10 / 10 (創意工夫の余地の小さい業務)		調整及び説明、対応の迅速性	3	打合せ内容の理解、記録	1	● ●	0.6	0.21	0.105	0.07	0.105	0.0525	0.105	0.0525	1	2	
				指示、協議事項への対応	1	● ●	0.21	0.105	0.07	0.105	0.0525	0.105	0.0525	1			
			設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	●	—	0.4	0.2	—	0.2	—	0.2	—	1	1		
7		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	7	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	● ●	1.2	0.315	0.1575	0.105	0.1575	0.07875	0.1575	0.07875	1.5	4	
				仕様書、基準類の理解	1.5	● ●		0.315	0.1575	0.105	0.1575	0.07875	0.1575	0.07875	1.5		
			施工に関する一般的な知識	1	● ●	0.21		0.105	0.07	0.105	0.0525	0.105	0.0525	1			
			創意工夫、積極的な提案	1.5	●	—		0.6	0.3	—	0.3	—	0.3	—	1.5		
					専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	●	—	0.6	0.3	—	0.3	—	1.5	3		
結果 評価		業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 12 / 28	業務目的の達成度	8	記載の程度	4	● ●	1.2	0.84	0.42	0.28	0.42	0.21	0.42	0.21	4	8
					成果物の内容	4	● ●	1.2	1.12	0.56	—	0.56	—	0.56	—	4	
	8 / 20 (創意工夫の余地の小さい業務)	課題への対応	4	物理的条件、社会的条件	2	●	1.2	0.56	0.28	—	0.28	—	0.28	—	2	4	
				要望、コスト	2	●		0.56	0.28	—	0.28	—	0.28	—	2		
結果 評価	調査職員評定点の計算	各分野得点			①												
		各分野配点			②		8.1	7.83	3.915	1.33	3.915	0.9975	3.915	0.9975			
		総括調査員評定点、総合評定点、各分野評定点（65+35×①÷②）			③												
		調査職員得点（Σ①）			④												
		調査職員配点（Σ②）	31 23	(創意工夫の余地の大きい業務) (創意工夫の余地の小さい業務)	⑤						31						
		調査職員評定点（65+35×④÷⑤）			⑥												

評価項目	評価の視点	配点	配点	完了検査官 各分野								
				建築			電気設備		機械設備			
				意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算		
				③-1	③-2	③-3	③-4	③-5	③-6	③-7		
	各分野比率			0.3	0.15	0.1	0.15	0.075	0.15	0.075		
業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 16／28 (創意工夫の余地の小さい業務) 12／20	業務目的の達成度	12	記載の程度	4	● ●	1.2	0.6	0.4	0.6	0.3	0.6	0.3
			成果物の内容	4	● ●	1.6	0.8	—	0.8	—	0.8	—
			資料等の整理、指示、協議 事項への対応	4	● ●	1.2	0.6	0.4	0.6	0.3	0.6	0.3
	課題への対応	4	物理的条件、社会的条件	2	●	0.8	0.4	—	0.4	—	0.4	—
			要望、コスト	2	●	0.8	0.4	—	0.4	—	0.4	—
完了検査官評定点の計算	各分野得点		⑦									
	各分野配点		⑧		5.6	2.8	0.8	2.8	0.6	2.8	0.6	
	各分野評定点（65+35×⑦÷⑧）		⑨									
	完了検査官得点（Σ⑦）		⑩									
	完了検査官配点（Σ⑧）	16 12	(創意工夫の余地の 大きい業務) (創意工夫の余地の 小さい業務)	⑪				16				
	完了検査官評定点（65+35×⑩÷⑪）		⑫									

結果評価

4
4
4
2
2

12
4

採点表 ①総括調査員用			※該当する評価項目の『□』を『■』に置き換える。(■が加点、□が減点)				
評価項目	評価の視点	配点	得点率				
			優	やや	普通	やや	劣
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0
業務実施能力	業務実施体制	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 契約図書に基づき、実施体制を含む業務計画書等が期限内までに提出された □ 提出された実施体制は、業務を適切に遂行できるような構成及び人員配置となっていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた				
	管理技術者の能力	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.75) =2⇒『やや劣』(得点率-0.5) =3⇒『やや劣』(得点率-0.25) =4⇒『普通』(得点率±0) =5⇒『やや優』(得点率0.25) =6⇒『やや優』(得点率0.5) =7⇒『やや優』(得点率0.75) =8⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 業務の目的、内容及び業務の実施状況を把握していた □ 業務の目的、内容及び業務の実施状況を踏まえ、適時に適切な業務実施の方針を提示した。 ■ 業務全体について、必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕を持って実施状況の確認を行えるような工程管理を行った ■ 打合せ等に参加し、状況を把握しつつ業務を統轄した。 □ 打合せ時などで自ら発言・提案を行うなどして、積極的に配下の担当者を統率した。 ■ 発注者に業務上必要な説明を行った □ 発注者が理解しやすいよう工夫して説明を行い、関係者と協調して成果をとりまとめた				
業務の実施状況	主任担当技術者の能力	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.75) =2⇒『やや劣』(得点率-0.5) =3⇒『やや劣』(得点率-0.25) =4⇒『普通』(得点率±0) =5⇒『やや優』(得点率0.25) =6⇒『やや優』(得点率0.5) =7⇒『やや優』(得点率0.75) =8⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った。 □ 担当分野に関して、他の分野との調整が適切に行われ、十分な成果が得られた ■ 担当分野について、必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕を持って実施状況の確認を行えるような工程管理を行った ■ 打合せ等に参加し、状況を把握しつつ担当業務を行った □ 打合せ等などで自ら発言・提案を行うなどして、積極的に業務を行った。 ■ 発注者に業務上必要な説明を行った □ 発注者が理解しやすいよう工夫して説明を行い、関係者と協調して成果をとりまとめた				
	小計	1.5	0 / ±100				
			0				
業務目的の達成度	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 途中成果物は、理解しうる表現で最低限の記載(書き込み)があった。 □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があり、理解しやすいように表現されていた。 ■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)は無く、業務目的に沿った内容であった □ ミスはほとんど無く、発注者の意図が十分反映された内容となっていた。				
	調整及び説明対応の迅速性	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項に関する対応がなされた □ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項に関する対応が迅速に行われた。 ■ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項への対応は、発注者の意図に沿ったものであった □ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項への対応は、発注者の意図に十分応えるものであった				
業務目的の達成度	与条件の理解業務への反映(設計提案)	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 与条件や必要な項目についての検討がなされた □ 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった ■ 業務を行う上で必要となる基準や法令類や施工方法等に関する知識を有していた □ 上記の知識が、設計内容に十分反映されていた。				
	小計	3	0 / ±100				
			0				
業務目的の達成度	業務目的の達成度	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 成果物には最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた				
	成果物の内容	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。				
業務目的の達成度	課題への対応	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0				
			□ ※評価しない ■ 設計と条件、要望等に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた				
	小計	3.6	0 / ±100				
			0				
合計		8.1	0 / ±100				
評定点		0 / 8.1 × 35 + 65 =					65 ERROR

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した
		工程管理	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
		取組姿勢 責任感の強さ	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた。
		工程管理	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
		取組姿勢 責任感の強さ	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	小 計			1.05	0 / ±100					0
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する 評価	記載の程度	0.42	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすい表現が工夫されていた
		途中成果物の内容	0.42	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった ■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた
		指示、協議事項への対応	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった
		設計提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 説明資料が準備されていた □ 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった ■ 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった □ 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
				優	やや	普通	やや	劣			
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映 (設計提案)	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.315	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた ■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた	
		仕様書 基準類の理解	0.315	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた ■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた	
		施工に関する 一般的な知識	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた ■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた	
									□ ※評価しない		
		創意工夫 積極的な提案	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った □ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた ■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた □ 提案内容が採用させることによって、成果物のレベルが著しく向上した	
											□ ※評価しない
	専門的な知識、法令等の 理解 特定行政庁等との調整	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた □ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた ■ 特定行政庁等の関係者との調整を行った □ 特定行政庁等の関係者との調整を円滑かつ適切に行った		
	小 計		3.7	0 / ±100					0		
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.84	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
			成果物の内容	1.12	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった。 ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。
							□ ※評価しない				
課題への対応		物理的条件 社会的条件	0.56	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0	■ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ■ 敷地周辺への配慮、UDへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
				要望 コスト	0.56	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率 : 0					0
小 計		3.08	0 / ±100					0			
合 計		7.83	0 / 100					0			
評 定 点			0 / 7.83 × 35 + 65 =					65.0			

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた				
				得点率 0						
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した				
				得点率 0						
		工程管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
				得点率 0						
	取組姿勢 責任感の強さ	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した					
			得点率 0							
	説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した					
			得点率 0							
主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた。					
			得点率 0							
	工程管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った					
			得点率 0							
	取組姿勢 責任感の強さ	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた					
			得点率 0							
説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した						
		得点率 0								
小 計			0.525	0 / ±100		0				
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する 評価	記載の程度	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすい表現が工夫されていた				
		途中成果物の内容	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)		0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった ■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた			
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0		■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた			
		指示、協議事項への対応	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)		0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった			
	設計提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	□ ※評価しない					
					■ 説明資料が準備されていた □ 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった ■ 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった □ 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった					

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
				優	やや	普通	やや	劣			
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映 (設計提案)	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.1575	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた ----- ■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた	
		仕様書 基準類の理解	0.1575	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた ----- ■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた	
		施工に関する 一般的な知識	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた ----- ■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた	
								□ ※評価しない			
		創意工夫 積極的な提案	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った □ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた ----- ■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた □ 提案内容が採用させることによって、成果物のレベルが著しく向上した	
										□ ※評価しない	
		専門的な知識、法令等の 理解 特定行政庁等との調整	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた □ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた ----- ■ 特定行政庁等の関係者との調整を行った □ 特定行政庁等の関係者との調整を円滑かつ適切に行った	
		小 計		1.85	0 / ±100					0	
		業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.42	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0
	成果物の内容			0.56	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった。 ----- ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。
						□ ※評価しない					
課題への対応	物理的条件 社会的条件		0.28	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 敷地周辺への配慮、UDへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
要望 コスト	0.28		評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた		
小 計			1.54	0 / ±100					0		
合 計			3.915	0 / ±100					0		
評 定 点				0 / 3.915 × 35 + 65 =					65.0		

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.07	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた				
				得点率 : 0		■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた				
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した				
				得点率 : 0		■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した				
		工程管理	0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった				
				得点率 : 0		■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
		取組姿勢 責任感の強さ	0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた				
	得点率 : 0			■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した						
	主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった				
				得点率 : 0		■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した				
他分野との調整		0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた					
	得点率 : 0		■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた。							
	工程管理	0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった					
			得点率 : 0		■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った					
			取組姿勢 責任感の強さ		0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた		
得点率 : 0	■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた									
説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.035	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった						
		得点率 : 0		■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した						
小 計			0.35	0 / ±100	0					
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する評価	記載の程度	0.14	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった				
				得点率 : 0		■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた				
	途中成果物の内容	0.14	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった					
			得点率 : 0		■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた					
			調整及び説明 対応の迅速性		打合せ内容の理解、記録	0.07	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ正確に作成された	
得点率 : 0	■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた									
指示、協議事項への対応	0.07	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた						
		得点率 : 0		■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった						

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた ----- ■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた
		仕様書 基準類の理解	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた ----- ■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた
		施工に関する 一般的な知識	0.07	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた ----- ■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた
	小 計		0.7	0 / ±100					0	
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.28	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0
小 計		0.28	0 / ±100					0		
合 計		1.33	0 / ±100					0		
評 定 点				0 / 1.33 × 35 + 65 =					65.0	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
			優	やや	普通	やや	劣		
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた				
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した			
		工程管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った			
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した			
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した			
	主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた。			
		工程管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った			
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた			
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した			
	小 計		0.525	0 / ±100					0
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する評価	記載の程度	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた			
		途中成果物の内容	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった ■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた			
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた			
		指示、協議事項への対応	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった			
		設計提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	□ ※評価しない			
						■ 説明資料が準備されていた □ 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった ■ 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった □ 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった			

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
				優	やや	普通	やや	劣			
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映 (設計提案)	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.1575	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた ----- ■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた	
		仕様書 基準類の理解	0.1575	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた ----- ■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた	
		施工に関する 一般的な知識	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた ----- ■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた	
									□ ※評価しない		
		創意工夫 積極的な提案	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った □ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた ----- ■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた □ 提案内容が採用させることによって、成果物のレベルが著しく向上した	
		専門的な知識、法令等の 理解 特定行政庁等との調整	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた □ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた ----- ■ 特定行政庁等の関係者との調整を行った □ 特定行政庁等の関係者との調整を円滑かつ適切に行った	
	小 計		1.85	0 / ±100					0		
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.42	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ----- ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
			成果物の内容	0.56	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった。 ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。
									□ ※評価しない		
課題への対応		物理的条件 社会的条件	0.28	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 敷地周辺への配慮、UDへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
		要望 コスト	0.28	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	
小 計		1.54	0 / ±100					0			
合 計		3.915	0 / ±100					0			
評 定 点		0 / 3.915 × 35 + 65 =					65.0				

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
			優	やや	普通	やや	劣		
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた
	業務の全体把握	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した
	工程管理	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した
	取組姿勢 責任感の強さ	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	他分野との調整	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた
	工程管理	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
	取組姿勢 責任感の強さ	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた
	説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
小 計		0.2625	0 / ±100					0	
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する評価	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
	途中成果物の内容	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんどなかった ■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた
	打合せ内容の理解、記録	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ正確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた
	調整及び説明 対応の迅速性	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった
	指示、協議事項への対応	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0					0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.0788	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた
				得点率 : 0						■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた
		仕様書 基準類の理解	0.0788	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた
	得点率 : 0					■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた				
	施工に関する 一般的な知識	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた	
得点率 : 0					■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた					
小 計		0.525	0 / ±100					0		
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
				得点率 : 0						■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
	小 計		0.21	0 / ±100					0	
合 計		0.9975	0 / ±100					0		
評 定 点			0 / 0.9975 × 35 + 65 =					65.0		

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた				
				得点率		0				
	業務の全体把握	業務の全体把握	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した				
				得点率		0				
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	工程管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した				
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した				
	主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた				
		工程管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた				
説明力 (プレゼンテーション力) 協調性		0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した					
小 計		0.525	0	／ ±100	0					
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する評価	記載の程度	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた				
		途中成果物の内容	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった ■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた				
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた				
		指示、協議事項への対応	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった				
						□ ※評価しない				
		設計提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)	0	■ 説明資料が準備されていた □ 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった ■ 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった □ 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった				

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
				優	やや	普通	やや	劣			
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映 (設計提案)	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.1575	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた ■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた	
		仕様書 基準類の理解	0.1575	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた ■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた	
		施工に関する 一般的な知識	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた ■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた	
									□ ※評価しない		
		創意工夫 積極的な提案	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った □ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた ■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた □ 提案内容が採用させることによって、成果物のレベルが著しく向上した	
										□ ※評価しない	
	専門的な知識、法令等の 理解 特定行政庁等との調整	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた □ 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた ■ 特定行政庁等の関係者との調整を行った □ 特定行政庁等の関係者との調整を円滑かつ適切に行った		
		小 計					1.85	0 / ±100	0		
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.42	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
			成果物の内容	0.56	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。
										□ ※評価しない	
			課題への対応	物理的条件 社会的条件	0.28	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0
要望 コスト		0.28		評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	
小 計					1.54	0 / ±100	0				
合 計					3.915	0 / ±100	0				
評 定 点					0 / 3.915 × 35 + 65 =			65.0			

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
			優	やや	普通	やや	劣		
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた			
	管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した			
		工程管理	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った			
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した			
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した			
		他分野との調整	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた			
	主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	工程管理	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った			
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた			
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0263	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した			
		小 計	0.2625	0	／	±100	0		
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する 評価	記載の程度	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 途中成果物の内容が理解しうる表現であった □ 途中成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた			
		途中成果物の内容	0.105	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった ■ 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった □ 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた			
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた。 □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた			
		指示、協議事項への対応	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった			

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映	設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.0788	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた □ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた
				得点率 : 0						■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた □ 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた
		仕様書 基準類の理解	0.0788	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた □ 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた
	得点率 : 0					■ 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた □ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた				
	施工に関する 一般的な知識	0.0525	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた □ 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた	
			得点率 : 0						■ 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた □ 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた	
小 計		0.525	0 / ±100					0		
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.21	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
				得点率 : 0						■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
	小 計		0.21	0 / ±100					0	
合 計		0.9975	0 / ±100					0		
評 定 点			0 / 0.9975 × 35 + 65 =					65.0		

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
				優	やや	普通	やや	劣			
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ----- ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた	
		成果物の内容	1.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった ----- ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。	
		資料等の整理 指示、協議事項への対応	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた □ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた ----- ■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた □ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった	
											□ ※評価しない
	課題への対応	物理的条件 社会的条件	0.8	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 敷地周辺への配慮、U・Dへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
		要望 コスト	0.8	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	
		合 計			5.6	0 / ±100					0
	評 定 点			0 / 5.6 × 35 + 65 =					65.0		

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	記載の程度	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった	
			得点率						0	□ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
			得点率						0	■ 成果物の内容が理解しうる表現であった
	成果物の内容	0.8	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた	
			得点率						0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた
			得点率						0	□ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった
	資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。	
			得点率						0	□ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。
			得点率						0	■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた
									□ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた	
								■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた		
								□ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった		
								□ ※評価しない		
課題への対応	物理的条件 社会的条件	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた	
			得点率						0	□ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった
	要望 コスト	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 敷地周辺への配慮、UOへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた	
			得点率						0	□ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった
合 計		2.8	0 / ±100					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた	
評 定 点			0 / 2.8 × 35 + 65 =					65.0	□ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
									■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた	
									□ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得 点 率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった
				得 点 率 : 0						□ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
		資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容が理解しうる表現であった
				得 点 率 : 0						□ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
合 計			0.8	0 / ±100					0	
評 定 点				0 / 0.8× 35 + 65 =					65.0	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	記載の程度	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた	
			得点率						0	
	成果物の内容	0.8	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。	
			得点率						0	
	資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた □ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた ■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた □ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった	
			得点率						0	
	課題への対応			0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0
得点率					0					
			0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた
			得点率					0		
合 計			2.8	0 / ±100					0	
評 定 点				0 / 2.8 × 35 + 65 =					65.0	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得 点 率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった
				得 点 率 : 0						□ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
		資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容が理解しうる表現であった
				得 点 率 : 0						□ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
合 計			0.6	0 / ±100					0	
評 定 点				0 / 0.6 × 35 + 65 =					65.0	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
			優	やや	普通	やや	劣			
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務目的の達成度	記載の程度	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた	
			得点率 : 0							
	成果物の内容	0.8	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった ■ 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた。 □ 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた。	
			得点率 : 0							
	資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた □ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた ■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた □ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった	
			得点率 : 0							
										□ ※評価しない
	課題への対応	物理的条件 社会的条件	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ■ 敷地周辺への配慮、UDへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった
				得点率 : 0						
要望 コスト		0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた □ 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ■ 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた □ 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた	
			得点率 : 0							
合 計		2.8	0 / ±100					0		
評 定 点			0 / 2.8 × 35 + 65 =					65.0		

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ----- ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた
				評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0						0
	資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0		
			得点率: 0							
合 計			0.6	0 / ±100					0	
評 定 点				0 / 0.6× 35 + 65 =					65.0	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

建築設計等委託業務成績評定表

年 月 日

発注者名

業務名称			
契約金額	当初:		最終
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日	
完了年月日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
契約相手方名称・所在地	名 称: 所在地:		
管理担当者氏名			
主任担当者氏名	〇〇分野:	〇〇分野:	:
	〇〇分野:	〇〇分野:	:
総括調査員所属・氏名	所属:	氏名:	印
主任調査員所属・氏名	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
検査職員所属・氏名	所属:	氏名:	印
業務評定点			
業務評定点(総合点) ①－③[①－③－④] () [] (再通知を行った日付 年 月 日)			
業務評定点(総合点)の内訳			
① 業務評定点(総合点:減点無し) () []			
② 基礎点 () []			
③ 業務履行中に生じた事由による減点 () []			
④ 業務完了後に生じた事由による減点 []			
管理担当者評定点			
管理担当者評定点 () []			
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
〇〇分野	() []	△△分野	() []
□□分野	() []		

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記して押印すること。
 その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。
 ※[]内は修正後

建築設計等委託業務成績評定通知表

年 月 日

発注者名

業務名称			
契約金額	当初:	最終	
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日	
完了年月日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
契約相手方名称・所在地	名 称: 所在地:		
管理担当者氏名			
主任担当者氏名	〇〇:	〇〇:	:
	〇〇:	〇〇:	:
業務評定点			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)		()	
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)		()	
管理担当者評定点			
管理担当者評定点(管理担当者に対する評価)		()	

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫のホスピタリティ業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中及び完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。

採点表

※ 建築設計業務、設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務、建築又は建築設備に関する診断業務、建築工事監理業務並びに敷地調査業務を除く建設コンサルタント業務の場合に適用する

業 務 情 報			
発 注 者	()		
業 務 名 称	()		
発 注 方 式	()		
業 務 分 類	(1) ※創意工夫の余地が大きい業務は1、小さい業務は2を入力する。		
調査員比率	総 括	(0.35)	その他調査員 (0.65) ERROR ! 総括の比率が小さいです
各分野比率	〇〇分野	(0.400)	
(0か数字を記入)	△△分野	(0.300)	
	□□分野	(0.300)	
受 注 者	()		
協力事務所	()		
業務評定点			
	基礎点	(65.0)	
	総合点(減点無し)	(65.0)	
管理担当者評定点			
	管理担当者	(65.0)	
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
	〇〇分野	(#####)	
	△△分野	(#####)	
	□□分野	(#####)	
評 定 点(オプション) ※任意使用			
	総合点	オプション点	評定点(オプション)
	(65.0)	+	() = (65.0)

参考

業務評定点（総合点）の内訳

業務名	
受注者名	
業務評定点（総合点：減点無し）	65 点
業務履行中及び完了時に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

業務評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目	評価の視点	項目の分類	指標	得点		配点
業務の実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎	0	0.00	1.00
	管理担当者の能力	業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	0	0.00	2.00
	主任担当者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	0	0.00	2.00
業務の実施状況	業務履行中の説明資料に関する評価	記載の程度、説明資料の内容	基礎	0	0.00	4.00
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎	0	0.00	2.00
			創意工夫	0	0.00	1.00
	与条件の理解、業務への反映	基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、関係機関等との調整	基礎	0	0.00	4.00
			創意工夫	0	0.00	3.00
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎	0	0.00	20.00
	課題への対応	提案力、改善力	創意工夫	0	0.00	8.00
小計（基礎項目）				0.00	／	35.00
小計（創意工夫項目）				0.00	／	12.00
合計				0.00	／	35.00

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

採点表 採点結果（加減点分のみ）

	評価項目	評価の視点			創意工夫の余地		総括調査員	主任調査員または調査員			
					業務	大きい		小さい	各分野		
									〇〇分野	△△分野	□□分野
									□□	□□	□□
	配点	直接評価	配点			①	②-1	②-2	②-3		
体制評価	総括調査員評定点、主任調査員と各分野評定点の合計の比率						0.35	0.65			
	各分野比率						—				
	業務の実施能力 (創意工夫の余地の大きい業務) 5 / 5	業務実施体制	1	実施体制、自主管理	1	●	●				
		管理担当者の能力	2	業務の全体把握	0.5	●	●				
		(業務全体に関する評価)			工程管理	0.5	●	●			
					取組姿勢、責任感の強さ	0.5	●	●			
					説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	●	●			
		主任担当者の能力	2	他分野との調整	0.5	●	●				
		(担当分野に関する評価)			工程管理	0.5	●	●			
	業務の実施状況 (創意工夫の余地の大きい業務) 14 / 14 (創意工夫の余地の小さい業務) 10 / 10	業務履行中の説明資料	4	記載の程度	2	●	●				
		に関する評価			説明資料の内容	2	●	●			
		調整及び説明、対応の迅速性	3	打合せ内容の理解、記録	1	●	●				
					指示、協議事項への対応	1	●	●			
					提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	●				
		与条件の理解、業務への反映	7	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	2	●	●				
					仕様書、基準類の理解	2	●	●			
					創意工夫、積極的な提案	1.5	●				
	業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 12 / 28 (創意工夫の余地の小さい業務) 8 / 20	業務目的の達成度	8	記載の程度	4	●	●				
					成果物の内容	4	●	●			
課題への対応		4	提案力、改善力	4	●						
結果評価	調査職員評定点の計算										
	各分野得点				①						
	各分野配点				②						
	総括調査員評定点、総合評定点、各分野評定点（65+35×①÷②）				③						
	調査職員得点（Σ①）				④						
	調査職員配点（Σ②）				⑤						
	調査職員評定点（65+35×④÷⑤）				⑥						

	評価項目	評価の視点		完了検査官	各分野	各分野	各分野
	配点	配点		③-1	③-2	③-3	
結果評価	各分野比率						
	業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 16 / 28 (創意工夫の余地の小さい業務) 12 / 20	業務目的の達成度	12	記載の程度	4	●	●
		成果物の内容	4		4	●	●
		資料等の整理、指示、協議事項への対応	4		4	●	●
		課題への対応	4	提案力、改善力	4	●	
	検査職員評定点の計算						
	各分野得点				⑦		
	各分野配点				⑧		
	各分野評定点（65+35×⑦÷⑧）				⑨		
	検査職員得点（Σ⑦）				⑩		
	検査職員配点（Σ⑧）			16 (創意工夫の余地の大きい業務)	⑪		
	検査職員評定点（65+35×⑩÷⑪）			12 (創意工夫の余地の小さい業務)	⑫		

採点表 配点（加減点分のみ）

	評価項目	評価の視点		創意工夫の 余地	余 業務	大きい 小さい	総括調査員	主任調査員または調査員				加減点数 の評価項目別内訳	
								各分野					
								〇〇分野	△△分野	□□分野			
								□□	□□	□□			
	配点	直接評価	配点				①	②-1	②-2	②-3			
	総括調査員評定点、主任調査員と各分野評定点の合計の比率						0.35	0.65					
	各分野比率						—	0.4	0.3	0.3			
体制評価	業務の実施能力 (創意工夫の余地の大きい業務) 5 / 5	業務実施体制	1	実施体制、自主管理	1	● ●	0.35	0.26	0.195	0.195	1	1	
		管理担当者の能力	2	業務の全体把握	0.5	● ●	0.35	0.13	0.0975	0.0975	0.5		
	(創意工夫の余地の小さい業務) 5 / 5	(業務全体に関する評価)		工程管理	0.5	● ●	0.7	0.13	0.0975	0.0975	0.5	2	
				取組姿勢、責任感の強さ	0.5	● ●	0.7	0.13	0.0975	0.0975	0.5		
				説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	● ●	0.7	0.13	0.0975	0.0975	0.5		
				主任担当者の能力	2	他分野との調整	0.7	0.52	0.39	0.39	2	一管理技術者配点	
		(担当分野に関する評価)		工程管理	0.5	● ●	0.7	0.13	0.0975	0.0975	0.5	2	
				取組姿勢、責任感の強さ	0.5	● ●	0.7	0.13	0.0975	0.0975	0.5		
				説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	● ●	0.7	0.13	0.0975	0.0975	0.5		
プロセス評価	業務の実施状況 (創意工夫の余地の大きい業務) 14 / 14	業務履行中の説明資料	4	記載の程度	2	● ●	1.4	0.52	0.39	0.39	2	4	
		に関する評価		説明資料の内容	2	● ●	0.7	0.52	0.39	0.39	2		
	(創意工夫の余地の小さい業務) 10 / 10	調整及び説明、対応の迅速性	3	打合せ内容の理解、記録	1	● ●	0.7	0.26	0.195	0.195	1	2	
				指示、協議事項への対応	1	● ●	0.7	0.26	0.195	0.195	1		
				設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	●	—	0.4	0.3	0.3	1	1	
			与条件の理解、業務への反映	7	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	2	● ●	1.4	0.52	0.39	0.39	2	4
					仕様書、基準類の理解	2	● ●	1.4	0.52	0.39	0.39	2	
				創意工夫、積極的な提案	1.5	●	—	0.6	0.45	0.45	1.5	3	
				専門的な知識、法令等の理解、関係機関等との調整	1.5	●	—	0.6	0.45	0.45	1.5		
結果評価	業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 12 / 28	業務目的の達成度	8	記載の程度	4	● ●	1.4	1.04	0.78	0.78	4	8	
				成果物の内容	4	● ●	1.4	1.04	0.78	0.78	4		
	(創意工夫の余地の小さい業務) 8 / 20	課題への対応	4	提案力、改善力	4	●	1.4	1.04	0.78	0.78	4	4	
								0	0	0	0		
	調査職員評定点の計算	各分野得点			①								
		各分野配点			②		9.45	8.62	6.465	6.465			
		総括調査員評定点、総合評定点、各分野評定点（6.5 + 3.5 × ① ÷ ②）			③								
		調査職員得点（Σ①）			④								
調査職員配点（Σ②）			⑤					31					
調査職員評定点（6.5 + 3.5 × ④ ÷ ⑤）			⑥										

	評価項目	評価の視点		創意工夫の余地 大きい 小さい	余 業務	余 業務	検査職員 各分野	〇〇分野	□□分野	□□分野		加減点数 の評価項目別内訳
	配点	直接評価	配点					③-1	③-2	③-3		
	各分野比率						0.4	0.3	0.3			
結果評価	業務目的の達成度 (創意工夫の余地の大きい業務) 16 / 28	業務目的の達成度	12	記載の程度	4	● ●	1.6	1.2	1.2		4	12
				成果物の内容	4	● ●	1.6	1.2	1.2		4	
	(創意工夫の余地の小さい業務) 12 / 20			資料等の整理、指示、協議事項への対応	4	● ●	1.6	1.2	1.2		4	
		課題への対応	4	提案力、改善力	4	●	1.6	1.2	1.2		4	4
	検査職員評定点の計算	各分野得点		⑦								
		各分野配点		⑧			6.4	4.8	4.8			
		各分野評定点（6.5 + 3.5 × ⑦ ÷ ⑧）		⑨								
		検査職員得点（Σ⑦）		⑩								
		検査職員配点（Σ⑧）		⑪								
		16 (創意工夫の余地の大きい業務)										
		12 (創意工夫の余地の小さい業務)										
		検査職員評定点（6.5 + 3.5 × ⑩ ÷ ⑪）		⑫								

採点表 ①総括調査員用			※該当する評価項目の『□』を『■』に置き換える。(■が加点、□が減点)							
評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
			優	やや	普通	やや	劣			
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務実施能力	業務実施体制	実施体制自主管理	0.35	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 契約図書に基づき、実施体制を含む業務計画書等が期限までに提出された □ 提出された実施体制は、業務を適切に遂行できるような構成及び人員配置となっていた
	得点率					0	■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理担当者、業務担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた			
	管理担当者の能力	管理担当者としての責務	0.7	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.75) =2⇒『やや劣』(得点率-0.5) =3⇒『やや劣』(得点率-0.25) =4⇒『普通』(得点率±0) =5⇒『やや優』(得点率0.25) =6⇒『やや優』(得点率0.5) =7⇒『やや優』(得点率0.75) =8⇒『優』(得点率1)					0	■ 業務の目的、内容及び業務の実施状況を把握していた □ 業務の目的、内容及び業務の実施状況を踏まえ、適時に適切な業務実施の方針を提示した
	得点率					0	■ 業務全体について、必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕を持って実施状況の確認を行えるような工程管理を行った ■ 打合せ等に参加し、状況を把握しつつ業務を統轄した □ 打合せ時などで自ら発言・提案を行い、積極的に配下の担当者を統率するなど、積極的に業務を統轄した ■ 発注者に業務上必要な説明を行った □ 発注者が理解しやすいよう工夫して説明を行い、関係者と協調して成果をとりまとめた			
主任担当者の能力	業務担当者の役割	0.7	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.75) =2⇒『やや劣』(得点率-0.5) =3⇒『やや劣』(得点率-0.25) =4⇒『普通』(得点率±0) =5⇒『やや優』(得点率0.25) =6⇒『やや優』(得点率0.5) =7⇒『やや優』(得点率0.75) =8⇒『優』(得点率1)					0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 担当分野に関して、他の分野との調整が適切に行われ、十分な成果が得られた	
得点率					0	■ 担当分野について、必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕を持って実施状況の確認を行えるような工程管理を行った ■ 打合せ等に参加し、状況を把握しつつ担当業務を行った □ 打合せ等などで自ら発言・提案を行うなどして、積極的に業務を行った ■ 発注者に業務上必要な説明を行った □ 発注者が理解しやすいよう工夫して説明を行い、関係者と協調して成果をとりまとめた				
小 計		1.75	0 / ±100					0		
業務の実施状況	業務履行中の説明資料に関する評価	業務履行中の説明資料に関する評価	1.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 説明資料は、理解しうる表現で最低限の記載(書き込み)があった □ 説明資料には十分な記載(書き込み)があり、理解しやすいように表現が工夫されていた
	得点率					0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)は無く、業務目的に沿った内容であった □ ミスはほとんど無く、発注者の意図が十分反映された内容となっていた			
	調整及び説明対応の迅速性	調整及び説明対応の迅速性	0.7	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項に関する対応がなされた □ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項に関する対応が迅速に行われた
	得点率					0	■ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項への対応は、発注者の意図に沿ったものであった □ 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項への対応は、発注者の意図に十分応えるものであった			
与条件の理解業務への反映	与条件の理解業務への反映	1.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 与条件や必要な項目についての検討がなされた □ 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった	
得点率					0	■ 業務を行う上で必要となる基準や法令類等に関する知識を有していた □ 上記の知識が、業務内容に十分反映されていた				
小 計		3.5	0 / ±100					0		
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	1.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
		得点率					0	■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた		
	成果物の内容	1.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を十分満たしていた	
	得点率					0	■ 成果物の内容は、発注者の意図に沿ったものであった □ 成果物の内容は、発注者の意図に十分応えるものであった			
課題への対応	提案力改善力	1.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ ※評価しない ■ 業務遂行上必要となる課題と共に今後実施すべき検討事項、方針等の提案が自主的になされた □ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
得点率					0	■ 業務の内容・精度を向上させる提案が自主的になされた □ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった				
小 計		4.2	0 / ±100					0		
合 計		9.45	0 / ±100					0		
評 定 点			0 / 9.45 × 35 + 65 =					65	ERROR	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
		優		やや	普通	やや	劣			
		1.0		0.5	0	-0.5	-1.0			
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.26	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理担当者、業務担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた
	管理担当者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した
		工程管理	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
		取組姿勢 責任感の強さ	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	主任担当者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた
		工程管理	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
		取組姿勢 責任感の強さ	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.13	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	小 計			1.3	0 / ±100					0
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 に関する評価	記載の程度	0.52	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 説明資料には最低限の記載(書き込み)があった □ 説明資料には十分な記載(書き込み)があった ■ 説明資料の内容が理解しうる表現であった □ 説明資料の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた
		説明資料の内容	0.52	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった ■ 説明資料は概ね業務の目的に沿った内容であった □ 説明資料は発注者の意図が十分反映されていた
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.26	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ正確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた
		指示、協議事項への対応	0.26	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった
		提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.4	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 説明資料が準備されていた □ 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった ■ 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった □ 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった
										□ ※評価しない

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
				優	やや	普通	やや	劣			
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務の実施状況	与条件の理解 業務への反映	与条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.52	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた	
				得点率 : 0						□ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた	
		仕様書 基準類の理解	0.52	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた	
				得点率 : 0						□ 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった	
		創意工夫 積極的な提案		0.6	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「仕様書等」という。)を概ね理解していた
					得点率 : 0						□ 発注者側の指導が必要ないほど、仕様書等を十分に理解していた
		専門的な知識、法令等の 理解 関係機関等との調整		0.6	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 実施方針や検討成果は、仕様書等に概ね沿った内容となっていた
					得点率 : 0						□ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど仕様書等を踏まえた内容となっていた
		小 計		4.2	0 / ±100					0	□ ※評価しない
		業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	1.04	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0
得点率 : 0						□ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた					
成果物の内容	1.04			評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた	
				得点率 : 0						□ 提案内容を採用することによって、成果物のレベルが著しく向上した	
課題への対応			1.04	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	□ ※評価しない	
				得点率 : 0						■ 提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた	
小 計			3.12	0 / ±100					0	□ 提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた	
合 計		8.82	0 / 100					0	■ 関係機関等の関係者との調整を行った		
評 定 点			0 / 8.62 × 35 + 65 =					65.0	ERROR		

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.195	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理担当者、業務担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた				
	管理担当者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した				
		工程管理	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した				
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した				
	主任担当者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた				
		工程管理	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた				
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した				
	小 計			0.975	0 / ±100		0			
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 に関する評価	記載の程度	0.39	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 説明資料には最低限の記載(書き込み)があった □ 説明資料には十分な記載(書き込み)があった ■ 説明資料の内容が理解しうる表現であった □ 説明資料の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた				
		説明資料の内容	0.39	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんどなかった ■ 説明資料は概ね業務の目的に沿った内容であった □ 説明資料は発注者の意図が十分反映されていた				
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.195	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた				
		指示、協議事項への対応	0.195	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった				
						□ ※評価しない				
		提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) 得点率: 0	0	■ 説明資料が準備されていた □ 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった ■ 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった □ 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった				

評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目	
			優	やや	普通	やや	劣			
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0			
業務の実施状況	与条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.39	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた	
			得点率 : 0						□ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた	
		仕様書 基準類の理解	0.39	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた
				得点率 : 0						□ 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった
	創意工夫 積極的な提案		0.45	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「仕様書等」という。)を概ね理解していた
				得点率 : 0						□ 発注者側の指導が必要ないほど、仕様書等を十分に理解していた
	専門的な知識、法令等の 理解 関係機関等との調整		0.45	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 実施方針や検討成果は、仕様書等に概ね沿った内容となっていた
				得点率 : 0						□ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど仕様書等を踏まえた内容となっていた
	小 計		3.15	0 / ±100					0	□ ※評価しない
	業務目的の達成度	記載の程度	0.78	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った
得点率 : 0					□ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた					
成果物の内容		0.78	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた	
			得点率 : 0						□ 提案内容を採用することによって、成果物のレベルが著しく向上した	
課題への対応		0.78	評価細目チェック数 =0⇒「劣」(得点率-1) =1⇒「やや劣」(得点率-0.5) =2⇒「普通」(得点率±0) =3⇒「やや優」(得点率0.5) =4⇒「優」(得点率1)					0	□ ※評価しない	
			得点率 : 0						■ 提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた	
小 計		2.34	0 / ±100					0	□ 提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた	
合 計		6.485	0 / ±100					0	■ 関係機関等の関係者との調整を行った	
評 定 点			0 / 6.465 × 35 + 65 =					65.0	ERROR	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務実施能力	業務実施体制	実施体制 自主管理	0.195	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた □ 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた ■ 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた □ 第三者(管理担当者、業務担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた
	業務の全体把握	業務の全体把握	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務の目的及び内容を把握していた □ 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した ■ 業務の実施状況を把握していた □ 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した
		工程管理	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった ■ 必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
	管理担当者の能力 (業務全体に関する評価)	取組姿勢 責任感の強さ	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ時の発言や提案が積極的になされた ■ 業務を統轄した □ 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	主任担当者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 担当分野に関して、他の分野との調整を図った □ 他の分野との調整はすみやかに行われた ■ 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた □ 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた
		工程管理	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた □ 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった ■ 担当分野について必要な工程管理を行った □ 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った
		取組姿勢 責任感の強さ	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せ等に参加した □ 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた ■ 担当分野の成果物の取りまとめを行った □ 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた
		説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	0.0975	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 分野別の業務の実施方針等に対する説明がなされた □ 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった ■ 発注者の意図を理解する姿勢が見られた □ 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した
	小 計			0.975	0 / ±100					0
業務の実施状況	業務履行中の説明資料 に関する評価	記載の程度	0.39	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 説明資料には最低限の記載(書き込み)があった □ 説明資料には十分な記載(書き込み)があった ■ 説明資料の内容が理解しうる表現であった □ 説明資料の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた
		説明資料の内容	0.39	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)はなかった □ ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんどなかった ■ 説明資料は概ね業務の目的に沿った内容であった □ 説明資料は発注者の意図が十分反映されていた
	調整及び説明 対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	0.195	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 打合せごとに打合せ記録簿が作成された □ 打合せ記録簿は、迅速かつ正確に作成された ■ 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた □ 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた
		指示、協議事項への対応	0.195	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0	■ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた □ 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた ■ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった □ 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった
		提案等の説明 (プレゼンテーション)		0.3	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率: 0					0

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務の実施状況	与条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	0.39	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた	
			得点率						0	□ 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた
										■ 業務の各段階で必要な検討がなされていた
										□ 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった
	仕様書 基準類の理解	0.39	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「仕様書等」という。)を概ね理解していた	
			得点率						0	□ 発注者側の指導が必要ないほど、仕様書等を十分に理解していた
							■ 実施方針や検討成果は、仕様書等に概ね沿った内容となっていた			
							□ 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど仕様書等を踏まえた内容となっていた			
	創意工夫 積極的な提案	0.45	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ ※評価しない	
										■ 発注者の求めに応じて、成果物のレベルを向上させるための提案を行った
専門的な知識、法令等の 理解 関係機関等との調整	0.45	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ 成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた		
		得点率						0	■ 業務の目的、内容に沿った提案がなされた	
									□ 提案内容を採用することによって、成果物のレベルが著しく向上した	
									□ ※評価しない	
小 計		3.15	0 / ±100					0		
業務目的の達成度	記載の程度	0.78	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった	
			得点率						0	□ 成果物には十分な記載(書き込み)があった
										■ 成果物の内容が理解しうる表現であった
										□ 成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた
	成果物の内容	0.78	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を満たしていた	
			得点率						0	□ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を十分満たしていた
										■ 成果物の内容は、発注者の意図に沿ったものであった
										□ 成果物の内容に、発注者の意図に十分応えるものであった
課題への対応	0.78	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ ※評価しない		
		得点率						0	■ 業務遂行上必要となる課題と共に今後実施すべき検討事項、方針等の提案が自主的になされた	
									□ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
									■ 業務の内容・精度を向上させる提案が自主的になされた	
小 計		2.34	0 / ±100					0	□ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
合 計		6.465	0 / ±100					0		
評 定 点			0 / 6.465 × 35 + 65 =					65.0	ERROR	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	記載の程度	1.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった	
			得点率 0						□ 成果物には十分な記載(書き込み)があった	
									■ 成果物の内容が理解しうる表現であった	
	成果物の内容	1.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ 成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた	
			得点率 0						■ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を満たしていた	
資料等の整理 指示、協議事項への対応	1.6	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	□ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を十分満たしていた		
		得点率 0						■ 成果物の内容は、発注者の意図に沿ったものであった		
									□ 成果物の内容は、発注者の意図に十分応えるものであった	
									■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた	
									□ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた	
									■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた	
									□ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった	
									□ ※評価しない	
									■ 業務遂行上必要となる課題と共に今後実施すべき検討事項、方針等の提案が自主的になされた	
									□ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
									■ 業務の内容・精度を向上させる提案が自主的になされた	
									□ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
合 計			6.4	0 / ±100					0	
評 定 点				0 / 6.4 × 35 + 65 =					65.0	ERROR

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目		評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
				優	やや	普通	やや	劣		
				1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	記載の程度	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ----- ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた	
			得点率 0							
	成果物の内容	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を十分満たしていた ----- ■ 成果物の内容は、発注者の意図に沿ったものであった □ 成果物の内容は、発注者の意図に十分応えるものであった	
			得点率 0							
資料等の整理 指示、協議事項への対応	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた □ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた ----- ■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた □ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった		
									□ ※評価しない	
課題への対応	提案力 改善力	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1)					0	■ 業務遂行上必要となる課題と共に今後実施すべき検討事項、方針等の提案が自主的になされた □ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 業務の内容・精度を向上させる提案が自主的になされた □ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった	
			得点率 0							
合 計		4.8	0 / ±100					0		
評 定 点			0 / 4.8× 35 + 65 =					65.0	ERROR	

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

評価項目	評価の視点	配点	得点率					得点	評価細目
			優	やや	普通	やや	劣		
			1.0	0.5	0	-0.5	-1.0		
業務目的の達成度	記載の程度	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった □ 成果物には十分な記載(書き込み)があった ----- ■ 成果物の内容が理解しうる表現であった □ 成果物の内容が理解しやすいように表現が工夫されていた
	成果物の内容	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を満たしていた □ 成果物の内容は、契約図書に示された所要性能を十分満たしていた ----- ■ 成果物の内容は、発注者の意図に沿ったものであった □ 成果物の内容は、発注者の意図に十分応えるものであった
	資料等の整理 指示、協議事項への対応	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた □ 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた ----- ■ 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた □ 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった
									□ ※評価しない
課題への対応	提案力 改善力	1.2	評価細目チェック数 =0⇒『劣』(得点率-1) =1⇒『やや劣』(得点率-0.5) =2⇒『普通』(得点率±0) =3⇒『やや優』(得点率0.5) =4⇒『優』(得点率1) ----- 得点率 : 0					0	■ 業務遂行上必要となる課題と共に今後実施すべき検討事項、方針等の提案が自主的になされた □ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった ----- ■ 業務の内容・精度を向上させる提案が自主的になされた □ 採用された提案は、発注者の意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった
合 計		4.8	0 / ±100					0	
評 定 点			0 / 4.8 × 35 + 65 =					65.0	ERROR

※各評価細目は、2細目ずつの組合せとなっており、下段をチェックする場合は上段もチェックする必要がある。下段のみチェックしようとすると、ERRORが出る。

別紙 3

考査基準（建築工事監理部門）

1 評定の対象業務

評定の対象業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 建築工事監理業務（本局営繕又は事業営繕工事に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれの工事監理の業務）

2 調査職員の評定

総括調査員及び主任調査員又は調査員は、調査職員評定点を作成する。調査職員評定点の作成手順は次によるものとする。

- ① 総括調査員は、採点表の【②総括調査（監督）員用】を用いて、総括調査員評定点を作成する。
- ② 主任調査員は、採点表の【①－1 主任調査（監督）員用〔管理・統轄〕】を用いて、管理・統轄評定点を作成する。なお、対象業務の分野（建築、電気、機械）のうち主たる分野を担当する主任調査員が、他の分野を担当する調査職員の意見を反映し行うものとする。
- ③ 主任調査員又は調査員は、採点表の【①－2 主任調査（監督）員又は調査員用〔各分野〕】を用いて、各分野評定点を作成する。
- ④ 各分野評定点の合計は、各分野評定点に各分野比率を乗じて得た点の総計とし、小数第二位を四捨五入する。なお、各分野比率は、表－1 を参考として、合計が 1.0 になるように業務量に応じて比例配分する。なお、これに抛り難い場合には、業務量の積上げにより比率を算出することとする。

表－1 発注方法による各分野比率例

発注方法	建築		電気	機械
	総合	構造		
建築・設備込み	0.42	0.18	0.20	0.20
建築のみ	0.70	0.30	—	—
設備のみ	—	—	0.50	0.50

- ⑤ 主任調査員等評定点は、②の管理・統轄評定点及び④の各分野評定点の合計に比率を乗じて得た点の総計とし、小数第二位を四捨五入する。なお、比率は、管理・統轄評定点 0.2、各分野評定点の合計 0.8 とする。

- ⑥ 調査職員評定点は、①の総括調査員評定点及び⑤の主任調査員等評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、小数第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、総括調査員評定点 0.2、主任調査員等評定点 0.8 とする。

3 完了検査官の評定

完了検査官評定点の作成手順は、次によるものとする。

- ① 完了検査官は、採点表の【③完了検査官用】を用いて、完了検査官評定点を作成する。完了検査官評定点は、検査の都度作成する評定点の平均とする。
- ② 完了検査官評定点は、小数第一位を四捨五入して整数にする。

4 総合評定点

総合評定点の作成手順は、次によるものとする。

総合評定点は、調査職員評定点及び完了検査官評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、小数第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、調査職員評定点 0.8、完了検査官評定点 0.2 とする。

参考 採点表 集計用

工事監理業務				主任調査（監督）員又は調査員					総括調査（監督）員	完了検査官	
評価項目			評価の視点	管理・統轄	各分野						
					総合	構造	電気	機械			
				①-1	①-2	①-2	①-2	①-2	②	③	
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解	○					○		
			必要情報の把握	○	○	○	○	○			—
			検討・確認項目、検討・確認内容	○	○	○	○	○			○
			打合せ資料の内容	○	○	○	○	○			
			十分な技術力	○	○	○	○	○			—
			小計								
	管理技術力	迅速性、工程管理能力、調整能力	実施手順、工程計画	○					○	○	
			実施体制	○	—	—	—	—			
			打合せ内容の理解、記録	○	○	○	○	○			
			内部関係者（業務委託者内）への情報伝達	○							
			工程管理	○	○	○	○	○			
			小計								
		品質管理能力	ミス防止の実施	○							
			小計				—	—	—	—	—
		弾力性等	当初工程計画の変更	○	○	○	○	○	—	—	
			小計								
	コミュニケーション能力	説明力、表現力、協調性	理解しやすい説明・表現	○	○	○	○	○	—	—	
			円滑な業務遂行への努力	○	○	○	○	○	—	—	
			小計								
	性善取組社会	責任感、積極性	責任感の強さ、積極性	○	○	○	○	○	○	—	
			小計								—
結果評価	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	目的の達成度	○	○	○	○	○	○			
		業務報告書等の的確な取りまとめ	○	○	○	○	○		○		
		ミスの有無	○	○	○	○	○		—		
		小計									
計											
各分野評定点			①	—					—	—	
各分野比率			②	—					—	—	
①×②			③								
管理・統轄評定点、各分野評定点の合計（Σ③）			④						—	—	
管理・統轄評定点、各分野評定点の合計の比率			⑤	0.2	0.8				—	—	
④×⑤			⑥								
監督評価評定点（Σ⑥）、総括評価評定点			⑦							—	
監督評価評定点、総括評価評定点の比率			⑧	0.8					0.2	—	
⑦×⑧			⑨								
調査職員、完了検査官評定点			⑩								
調査職員、完了検査官評定点の比率			⑪								
⑩×⑪			⑫								
総合評定点の算出			⑬								
			⑭	事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）						点	
			⑮	債務の不履行又は損害賠償による減点（軽微なミスの修正を除く）						点	
			⑯	総合評定点＝⑬＋⑭＋⑮						点	

※ ○印は評定範囲をしめす。

※ に採点表の評定点を記入する。

※ 主任調査員の総括評価は、主任調査員が所属する課及び室等の長等との合議をもって評定するものとする。

5 採点表 ①-1主任調査（監督）員用【管理・統轄】

※該当する評価細目の「□」を「■」に置き換える。

評価項目			評価の 視点	配点	得 点 率					得点	管理・統轄	評価細目
					優	やや	普通	やや	劣			
					1.0	0.5	0	0.5	1			
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・業務計画書に必要事項が記載されていた。 ☐ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 ☐ ・業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 ☐ ・当該業務と他の業務、事業の関連が理解されていた。	
			必要情報の把握	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・業務着手時点において、必要な技術基準等が準備されていた。 ☐ ・業務実施の各段階で、必要な技術基準等の内容が理解されていた。 ☐ ・業務実施の各段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされた。 ☐ ・業務実施の各段階で、新たに入手した資料が理解・活用されていた。	
			検討・確認項目、検討・確認内容	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・検討・確認項目は、契約図書の項目を満足していた。 ☐ ・実施された検討・確認項目の技術的内容は、業務の目的に適合していた。 ☐ ・業務目的に照らし必要な検討・確認項目が不足無く実施され、関連する業務・事業間の整合も図られていた。 ☐ ・実施された検討・確認項目の技術的内容は、新たな、あるいは高度な設計等の技術に対応した難易度の高いものであった。	
			打合せ資料の内容	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・打合せ資料は、業務の各段階で必要な内容が盛り込まれたものであった。 ☐ ・打合せ資料の内容は、必要な技術レベルを満足するものであった。 ☐ ・打合せ資料は、前提条件、検討結果等の要点が明記された理解しやすいものであった。 ☐ ・打合せ資料は、作図や文章表現にミスがほとんど無かった。	
			十分な技術力	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・設計内容（当該工事の仕様書や図面等の内容）や関係法令の内容が把握されていた。 ☐ ・当初の検討項目の遂行や指示事項等への対応に必要な技術力を有していた。 ☐ ・業務特性、現地条件、地域特性等の諸条件を考慮した上で、課題の解決が図られていた。 ☐ ・新たな、あるいは高度な設計等の技術に十分対応できる能力を有していた。	
			小計	5								

5 採点表 ①-1主任調査（監督）員用【管理・統轄】

※該当する評価細目の「□」を「■」に置き換える。

評価項目			評価の 視点	配点	得 点 率					得点	評価細目
					優	やや	普通	やや	劣		
					1.0	0.5	0	0.5	1		
プロセス評価	管理技術力	迅速性、工程管理 能力、調整能力	実施手順、工程 計画	2	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・契約締結後14日以内に業務計画書が提出されるなど、速やかに業務着手がなされた。 ☐ ・業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた。 ☐ ・立案された実施手順と工程計画は、整合が図られ、かつ業務内容に適合したものであった。 ☐ ・実施手順の設定、工程計画の立案にあたり、業務を効率的あるいは円滑に遂行するための工夫がなされていた。
			実施体制	2	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 4⇒「優」						☐ ・契約図書に基づき、管理技術者届が提出された。 ☐ ・業務計画書に示された業務体制組織計画に基づく実施体制により、業務が履行されていた。 ☐ ・業務を効率的あるいは円滑に遂行できる、適切な構成となっていた。 ☐ ・業務を効率的あるいは円滑に遂行できるよう、必要な人員数が確保されていた。
			打合せ内容の理 解、記録	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・打合せごとに、打合せ記録簿が作成された。 ☐ ・打合せ後、遅延無く打合せ記録簿が提出された。 ☐ ・打合せ記録簿は、打合せ結果を的確に反映していた。 ☐ ・打合せ後の対応（追加資料送付、進行状況連絡等）は、打合せ結果の内容に沿ったものであった。
			内部関係者（業務委託者内）への情報伝達	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・内部関係者への情報伝達が確認された。 ☐ ・内部関係者への情報伝達にミスがなかった。 ☐ ・内部関係者への情報伝達は迅速であった。 ☐ ・管理技術者は、業務遂行に係わるあらゆる状況を理解していた。
			工程管理	2	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・打合せ頻度は、十分なものであった。 ☐ ・契約図書に定められた業務が、業務工程計画どおりに実施された。 ☐ ・打合せ時期は、概ね業務着手時に立案した打合せ計画どおりであった。 ☐ ・打合せ、連絡等により、発注者が業務の進捗状況を概ね把握できる状態にあった。
			小計	8							
	品質管理能力	ミス防止の実施	4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・当該業務において、品質管理のための体制が確保されていた。 ☐ ・具体的な業務の実施状況の確認手法を記した、業務計画書が提出された。 ☐ ・第3者（管理技術者、担当技術者以外）のチェック等自主的な品質管理の努力がなされていた。 ☐ ・品質管理のためのシステム（ex. ISO9001）が構築されていた。	
		小計	4								
	弾力性等	当初工程計画の変更	2	評価細目チェック数 =0⇒「普通」 =1⇒「やや優」、 =2⇒「優」						☐ ・変更指示書に基づき、当初工程計画からの変更要請に対応した。 ☐ ・その結果生じた対応結果が、特に優れていた。	
		小計	2								

5 採点表 ①-1主任調査（監督）員用【管理・統轄】

※該当する評価細目の「□」を「■」に置き換える。

評価項目				評価の 視点	配点	得 点 率					得点	評価細目
						優	やや	普通	やや	劣		
						1.0	0.5	0	0.5	1		
プロセス評価	コミュニケーション力	説明力、表現力、協調性	理解しやすい説明・表現	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・業務計画書及び業務報告書は、日時・場所・参加者・目次・頁等が明記された資料となっていた。 ☐ ・業務計画書及び業務報告書は、検討・確認結果が簡潔明瞭であり、理解しやすい内容となっていた。 ☐ ・質問に対する確かな回答がなされた、又は即答できない場合には回答期限が提示された。 ☐ ・曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。	
			円滑な業務遂行への努力	1	評価細目チェック数 =0⇒「普通」、 =1⇒「やや優」、 =2⇒「優」						☐ ・密に業務の進捗状況等が発注者に報告されていた。 ☐ ・業務遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告がなされた。	
		小計	2									
	取組姿勢、社会性	責任感、積極性	責任感の強さ、積極性	2	評価細目チェック数 0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・管理技術者として、業務の取組み姿勢に積極性と責任感が認められた。 ☐ ・打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがあった。 ☐ ・業務遂行に誤りが無いよう、必要に応じ協議事項・決定事項等が再確認されていた。 ☐ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。	
			小計	2								
	結果評価	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	目的の達成度	4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容であった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討・確認項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。	
業務報告書等の的確な取りまとめ			4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・契約図書にある業務内容、業務遂行段階での指示事項が的確に取りまとめられている。 ☐ ・業務報告書やその他検討提出資料の内容において、著しい不整合がみられなかった。 ☐ ・簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ確認しやすい。 ☐ ・契約図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。		
ミスの有無			4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・工事の品質に大きな影響を及ぼすような、重大なミスはなかった。 ☐ ・工事の工程に大きな影響を及ぼすような、重大なミスはなかった。 ☐ ・チェックリスト等の業務実施状況の記録により、ミスの防止が図られていた。 ☐ ・業務報告書の内容にミスは無く、打合せ記録簿等も完備されていた。		
小計			12									
合計			35									
評定点			合計+65									

5 採点表 ①-2主任調査（監督）員又は調査員用【各分野】

※該当する評価細目の「」を「■」に置き換える。

評価項目			評価の 視点	配点	得 点 率					得点	各分野	
					優	やや	普通	やや	劣		評価細目	
					1.0	0.5	0	0.5	1			
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	必要情報の把握	2.5	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 -----						☐ ・業務着手時点において、必要な技術基準等が準備されていた。 ☐ ・業務実施の各段階で、必要な技術基準等の内容が理解されていた。 ☐ ・業務実施の各段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされた。 ☐ ・業務実施の各段階で、新たに入手した資料が理解・活用されていた。	
			検討・確認項目、検討・確認内容	2.5	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 -----						☐ ・検討・確認項目は、契約図書の項目を満足していた。 ☐ ・実施された検討・確認項目の技術的内容は、業務の目的に適合していた。 ☐ ・業務目的に照らし必要な検討・確認項目が不足無く実施され、関連する業務・事業間の整合も図られていた。 ☐ ・実施された検討・確認項目の技術的内容は、新たな、あるいは高度な設計等の技術に対応した難易度の高いものであった。	
			打合せ資料の内容	2.5	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 -----						☐ ・打合せ資料は、業務の各段階で必要な内容が盛り込まれたものであった。 ☐ ・打合せ資料の内容は、必要な技術レベルを満足するものであった。 ☐ ・打合せ資料は、前提条件、検討結果等の要点が明記された理解しやすいものであった。 ☐ ・打合せ資料は、作図や文章表現にミスがほとんど無かった。	
			十分な技術力	2.5	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 -----						☐ ・設計内容（当該工事の仕様書や図面等の内容）や関係法令の内容が把握されていた。 ☐ ・当初の検討項目の遂行や指示事項等への対応に必要な技術力を有していた。 ☐ ・業務特性、現地条件、地域特性等の諸条件を考慮した上で、課題の解決が図られていた。 ☐ ・新たな、あるいは高度な設計等の技術に十分対応できる能力を有していた。	
		小計	10									
	管理技術力	迅速性、工程管理能力、調整能力	打合せ内容の理解、記録	2	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 -----						☐ ・打合せごとに、打合せ記録簿が作成された。 ☐ ・打合せ後、遅延無く打合せ記録簿が提出された。 ☐ ・打合せ記録簿は、打合せ結果を的確に反映していた。 ☐ ・打合せ後の対応（追加資料送付、進行状況連絡等）は、打合せ結果の内容に沿ったものであった。	
			工程管理	4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 -----						☐ ・打合せ頻度は、十分なものであった。 ☐ ・契約図書に定められた業務が、業務工程計画どおりに実施された。 ☐ ・打合せ時期は、概ね業務着手時に立案した打合せ計画どおりであった。 ☐ ・打合せ、連絡等により、発注者が業務の進捗状況を概ね把握できる状態にあった。	
			小計	6								
		弾力性等	当初工程計画の変更	2	評価細目チェック数 =0⇒「普通」 =1⇒「やや優」、 =2⇒「優」 -----						☐ ・変更指示書に基づき、当初工程計画からの変更要請に対応した。 ☐ ・その結果生じた対応結果が、特に優れていた。	
			小計	2								

5 採点表 ①-2主任調査（監督）員又は調査員用【各分野】

※該当する評価細目の「 」を「■」に置き換える。

評価項目			評価の 視点	配点	得 点 率					得点	各分野 評価細目
					優	やや	普通	やや	劣		
					1.0	0.5	0	0.5	1		
					評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						
プロセス評価	コミュニケーション力	説明力、表現力、協調性	理解しやすい説明・表現	1	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・業務計画書及び業務報告書は、日時・場所・参加者・目次・頁等が明記された資料となっていた。 ☐ ・業務計画書及び業務報告書は、検討・確認結果が簡潔明瞭であり、理解しやすい内容となっていた。 ☐ ・質問に対する確かな回答がなされた、又は即答できない場合には回答期限が提示された。 ☐ ・曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。
			円滑な業務遂行への努力	2	評価細目チェック数 =0⇒「普通」、 =1⇒「やや優」、 =2⇒「優」						☐ ・密に業務の進捗状況等が発注者に報告されていた。 ☐ ・業務遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告がなされた。
		小計	3								
	取組姿勢、社会性	責任感、積極性	責任感の強さ、積極性	2	評価細目チェック数 0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・担当技術者として、業務の取組み姿勢に積極性と責任感が認められた。 ☐ ・打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。 ☐ ・業務遂行に誤りが無いよう、必要に応じ協議事項・決定事項等が再確認されていた。 ☐ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。
			小計	2							
	結果評価	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	目的の達成度	4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容であった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討・確認項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。
業務報告書等の的確な取りまとめ			4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・契約図書にある業務内容、業務遂行段階での指示事項が的確に取りまとめられている。 ☐ ・業務報告書やその他検討提出資料の内容において、著しい不整合がみられなかった。 ☐ ・簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ確認しやすい。 ☐ ・契約図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。	
ミスの有無			4	評価細目チェック数 =0⇒「劣」、 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」						☐ ・工事の品質に大きな影響を及ぼすような、重大なミスはなかった。 ☐ ・工事の工程に大きな影響を及ぼすような、重大なミスはなかった。 ☐ ・チェックリスト等の業務実施状況の記録により、ミスの防止が図られていた。 ☐ ・業務報告書の内容にミスは無く、打合せ記録簿等も完備されていた。	
小計			12								
合計			35								
評定点			合計+65								

5 採点表 ②総括調査（監督）員用

※該当する評価細目の「□」を「■」に置き換える。

評価項目			評価の 視点	配点	得点率					得点	評価細目
					優	やや	普通	やや	劣		
					1.0	0.5	0	-0.5	-1		
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	業務執行技術力	10	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して得点率「1」、「-0.5」、「0」（基準点）「0.5」、「1」を付与する。						☐ ・当該業務の目的と内容の理解について、特に評価できるものであった。 ☐ ・当該業務に必要な情報の把握について、特に評価できるものであった。 ☐ ・当該業務に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであった。 ☐ ・当該業務の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであった。 ☐ ・当該業務に必要とされる技術力を十分に発揮し、特に評価できるものであった。 ☐ ・その他（理由：
					得点率を記入						
		小計		10							
		工程管理能力	実施計画、実施体制	7.5	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して得点率「-1」、「-0.5」、「0」（基準点）「0.5」、「1.0」を付与する。						☐ ・実施手順の設定、工程計画の立案にあたり、業務を効率的あるいは円滑に遂行するための工夫がなされていた。 ☐ ・工程管理において積極的な姿勢が見られた。 ☐ ・業務を効率的あるいは円滑に遂行できるよう、必要な人員及び資格者が確保されていた。 ☐ ・その他（理由：
	得点率を記入										
	小計		7.5								
	取組姿勢、社会性	責任感、積極性	責任感の強さ、積極性	10	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して得点率「1」、「-0.5」、「0」（基準点）「0.5」、「1.0」を付与する。						☐ ・企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。 ☐ ・業務遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであった。 ☐ ・業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、業務を完了させた。 ☐ ・その他（理由：
					得点率を記入						
	小計		10								
	結果評価	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	達成度	達成度	7.5	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して得点率「1」、「-0.5」、「0」（基準点）「0.5」、「1.0」を付与する。					
得点率を記入											
小計			7.5								
合計			35								
評定点			合計+65								

5 採点表 ③完了検査官用

※該当する評価細目の「」を「■」に置き換える。

評価項目			評価の 視点	配点	得 点 率					得点	評価細目
					優	やや	普通	やや	劣		
					1.0	0.5	0	-0.5	-1		
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	検討・確認項目、検討・確認内容（施工図の確認）	10	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 ----- 0						☐ ・設計内容（当該工事の仕様書や図面等の内容）や関係法令の内容が把握されていた。 ☐ ・当初の検討項目や指示事項等について一貫性のある技術的な知識をもって対応した。 ☐ ・業務特性、現地条件、地域特性等の諸条件を考慮した上で、課題の解決が図られていた。 ☐ ・新たな、あるいは難易度の高い内容に十分対応した。
			検討・確認項目、検討・確認内容（工事の確認、指示事項等への対応）	10	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 ----- 0						☐ ・施工計画等の確認等や工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認等を行った。 ☐ ・施工計画等の確認等や工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認等がもれなく的確に行われた。 ☐ ・協議事項や指示事項に対する対応がなされた。 ☐ ・協議事項や指示事項に対する対応が十分な説明資料をもってなされた。
		小計	20								
	管理技術力	迅速性、工程管理能力、調整能力		10	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 ----- 0						☐ ・施工図や工事の確認、指示事項等への対応が行われた。 ☐ ・施工図や工事の確認、指示事項等への対応が必要な時期に迅速に行われた。 ☐ ・工事請負業者等との調整が円滑かつ十分に行われた。 ☐ ・建築、設備など各分野をまたがる調整が円滑かつ十分に行われた。
			小計	10							
	結果評価	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	業務報告書等（業務計画書、業務報告書）の的確な取りまとめ	5	評価細目チェック数 =0⇒「劣」 =1⇒「やや劣」、 =2⇒「普通」、 =3⇒「やや優」、 =4⇒「優」 ----- 0						☐ ・必要な項目を網羅している。 ☐ ・記載内容に著しい不整合が見られない。 ☐ ・的確で簡潔な表現になっており、業務の履行状況が確認しやすい。 ☐ ・記載方法に創意工夫がみられ、補足資料等が充実している。
小計			5								
合計			35								
評定点			合計+65								

別紙4

考查基準（用地部門）

1. 評定点について

評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考查項目			業務 評定	用地関係業務Ⅰ		
				技術者評定(注2)		
				管理又は主任 (注1)	担当	照査
プロセス 評価評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画	20	20	5	
	実施状況の 評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	5	5	7.5	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

評価項目		用地関係業務Ⅱ		
		業務 評定	技術者評定（注2）	
			主任（管理） 技術者	担当技術者
専 門 技術力	目的と内容の理解	6	6	6
	的確な履行	36	36	36
	業務目的の達成度	18	18	18
管 理 技術力	業務実施体制の的確性	12	12	—
	打ち合わせの理解度	6	6	—
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	—
取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点	8	8	8
合 計		100 (100%)	100 (100%)	68 (100%)

注1) 用地測量業務においては、主任技術者が該当する。

注2) 技術者評定は、監督職員又は調査職員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評定の対象とする。

2. 業務評価項目

考 査 項 目		細 別	(1) 用地関係業務 I			
			主任調査(監督)員	総括調査(監督)員	検査職員	評定点 / 配点(基礎点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	○	○	○	/ 20 (12.0)
	実施状況の評価	執行管理	○			/ 5 (3.0)
		品質管理	○		○	/ 20 (12.0)
		業務特性		○		/ 10 (6.0)
		創意工夫	○			/ 4 (2.4)
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○			/ 6 (3.6)
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		○		/ 5 (3.0)
結果の評価		成果物の品質	○		○	/ 30 (18.0)
評定者別評価点 ①			○	○	○	/ 40
評定者別基礎点 ②			○	○	○	/ 60
評定者別評定点 (③=①+②)			④	⑤	⑥	/ 100
業務評定点計 (⑦=④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)			⑦	⑦	⑦	⑦
⑧事故等による減点 (業務遂行段階を対象とする)						⑧
⑨成果物に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)						⑨
⑩その他 (低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)						⑩
総合評定点 = (⑪=⑦+⑧+⑨+⑩)						⑪

☐ は、評価対象外
☐ は、評価項目

- 注： 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
 2. 「⑦」は、小数第一位を四捨五入し、整数とする。

評価項目			評 価 の 視 点	(2) 用地関係業務Ⅱ			
				主任調査（監督）員	総括調査（監督）員	完了検査官	評定点
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	①			④=Σ① +②×(1/2) +③×(1/2)
		的確な履行	法令・技術基準の知識	①			
			業務内容についての判断	①			
			関係者とのコミュニケーション	①			
		業務目的の達成度	必要事項の記載	①			
			的確な取りまとめ	②		③	
	小 計			○		○	④
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	⑤		⑥	⑩=⑤×(1/2) +⑥×(1/2) +⑦+⑧× (1/2)+⑨× (1/2)
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	⑦			
		指揮系統の迅速性、 確実性	指揮系統の迅速性、 確実性	⑧	⑨		
		小 計			○	○	
	取組姿勢	責任感、積極性、発注者の視点	責任感、積極性、発注者の視点	⑪	⑫		⑬=⑪× (1/2)+⑫× (1/2)
		小 計			○	○	
	計			○	○	○	⑭=④+⑩+⑬
過業務に執行に係る減点	業務執行上の過失			○			
	中立性、公平性に係る過失			○			
	守秘性に係る過失			○			
	小 計				⑮		⑮
合計							⑯=⑭+⑮
総合評定点の算定				事故等による減点		⑰	
				修補又は損害賠償による減点		⑱	
				その他（ ）		⑲	
				総合評定点（⑯+⑰+⑱+⑲）		⑳	

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 1/9)

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施能力 の評価	実施体制 と執行計画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務に必要な損失補償基準、マニュアル、仕様書等が十分に理解されている。 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 主任(管理)技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、仕様書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な手順、手法である。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更作業計画書に反映し提出されている。 9. その他 [] (対象:主任(管理)、担当技術者)									実施体制と執行計画について、監督(調査)職員が文書で改善指示を行った。	実施体制と執行計画について、監督(調査)職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()												

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 2/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	－	2.5	－	0	－2.5	－5	
実施状況 の評価	執行管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに業務等に着手している。 3. テクリスへの登録申請を監督(調査)職員の確認を受けた上ですみやかに行っている。 4. 監督(調査)職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 監督(調査)職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 作業計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。									執行管理について、監督(調査)職員が文書で改善指示を行った。	執行管理について、監督(調査)職員の文書による改善指示に従わなかった。

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 3/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況 の評価	執行管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 作業計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 12. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 13. 第三者の土地等の立ち入りにあたって、トラブルの発生がないように適切な対応を行っている。 14. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、業務完了後速やかに返却されている。 15. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 16. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 17. 仕様書等に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 18. その他 [] (対象:主任(管理)、担当技術者)										
		◎評定は1～18のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()												

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 4/9)

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
実施状況 の評価	品質管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 業務の実施にあたり、仕様書等に定める損失補償基準等について、十分に理解した上で適用している。 2. 業務の実施は、仕様書等に定める損失補償基準及び特記仕様書に基づいて行われている。 3. 損失補償基準等に規定されていない特殊な案件について、具体的な対応策が記述されている。 4. 測量、調査等の精度向上のための社内基準等を設けている。 5. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。 調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、監督(調査)職員の承諾を得ている。 6. 資料の提出時に、転記・計算ミスがなく内容のチェックを行っている。 7. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 8. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 9. 主任(管理)技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査が行われている。 10. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。									品質管理について、監督(調査)職員が文書で改善指示を行った。	品質管理について、監督(調査)職員の文書による改善指示に従わなかった。

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 5/9)

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
実施状況 の評価	品質管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 11. 資料収集の実施に際し、貸与資料や仕様書等に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、 監督(調査)職員の承諾を得て実施している。 12. その他 [(対象:主任(管理)、担当技術者)										
		◎評定は1～12のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 6/9)

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管 理)、担当技術 者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況 の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは調査・算定等の手法・技術に関する提案がなされている。 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 * 業務評定、主任(管理)技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、1点から4点の加算評価とする。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)									

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 7/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術 者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					6	-	3	-	0	-3	-6	
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定)									説明調整につ いて、監督(調 査)職員が文 書で改善指示 を行った。	説明調整につ いて、監督(調 査)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。										
		2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。										
		3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。										
		4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。										
		5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。										
		6. 測量、調査等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。										
		7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。										
		8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。										
		9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。										
		10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。										
		11. その他 [(対象:主任(管理)、担当技術者)										

3 採点表 (1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 8/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管 理)、担当技術 者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	－	3	－	0	－3	－6
説明調整 能力の評 価	説明調整 能力 (2/2)	◎評価は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()									

3 採点表

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(主任監督(調査)員 9/9)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	-	6	-	0	-6	-12	
結果の評価	成果物の品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 仕様書等にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 2. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 3. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 4. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 5. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 6. 成果物は、仕様書等に基づき適切にとりまとめられている。 7. その他 []									成果物について、監督(調査)職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、監督(調査)職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～7のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()												

(1) 用地関係業務Ⅰ 業務名:

(総括監督(調査)員 1/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任(管理) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 主任(管理)技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 2. 主任(管理)技術者は、関連のある業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 3. 作業計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 6. その他 [] ●評価点 * 業務評定、主任(管理)技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c), -5点(d), -10点(e)で評価する。 ※総括監督(調査)員は、主任監督(調査)員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督(調査)員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任監督(調査)員細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、 -5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。									

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(総括監督(調査)員 2/3)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任(管理) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	15	10	7.5	0	－	－
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					25	19	12.5	7	0	－	－
実施状況 の評価	業務特性 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が評価できる。 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が評価できる。 3. 厳しい自然、条件への対応が評価できる。 4. 業務の特殊性への対応が評価できる。 5. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が評価できる。 6. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、評価できる。 7. その他 [] ●評価点 [] 点 * 業務評定、主任(管理)技術者の評価に反映。 ●評価点 [] 点 * 担当技術者の評価に反映。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば業務評定、主任(管理)技術者は7.5点(b'), 担当技術者は7点(b')評価以上とする。 業務評定、主任(管理)技術者は20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)で評価する。									

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(総括監督(調査)員 3/3)

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任(管理) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				15	12	7.5	4	0	-	-	
取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観 (1/1)	●評価対象項目 (選択)(評定) 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して評価できるものがあった。 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問い合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど評価できるものがあった。 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり評価できるものがあった。 4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。 5. その他 [] ●評価点 点 * 業務評定、主任(管理)技術者の評価に反映。 点 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、主任(管理)技術者は10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a), 12点(a'), 7.5点(b), 4点(b'), 0点(c)で評価する。 ※総括監督(調査)員は、主任監督(調査)員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督(調査)員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任(管理)技術者は10点(a), 担当技術者は15点(a)評価も可)									

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(完了検査官 1/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任(管理) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				10	-	5	-	0	-5	-10		
実施能力 の評価	実施体制 と執行計 画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 作業計画書は、仕様書等に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した作業計画書が提出されている。 2. 作業計画書における実施方針は、特記仕様書等の項目を満足し指摘や修正がない。 3. 作業計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図表等による工夫が見られ、 かつ、内容がわかりやすく記載されている。 4. 作業計画書の記載内容と測量、調査等の方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 5. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、 管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 6. 守秘義務について具体的な計画を作業計画書等に記載している。 7. 個人情報の管理に関する管理体制等を作業計画書等に記載している。 8. その他 []									実施体制と執 行計画につい て、監督(調 査)職員が文 書で改善指示 を行った。	実施体制と執 行計画につい て、監督(調 査)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に
チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

- ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
- ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(完了検査官 2/4)

考查項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、 主任(管理) 技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				10	－	5	－	0	－5	－10		
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
実施状況 の評価	品質管理 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 仕様書等の内容を十分に理解し、業務に反映している。 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め作業計画書に記載している。 3. 品質確保のための社内検査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 4. 「作業計画書」において成果物の品質を確保する記述があり、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 5. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 6. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 7. その他 [](対象:主任(管理)、担当技術者)									品質管理につ いて、監督(調 査)職員が文 書で改善指示 を行った。	品質管理につ いて、監督(調 査)職員の文 書による改善 指示に従わな かった。
		◎評定は1～7のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()										

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(完了検査官 3/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	－	14	－	0	－14	－28	
結果の評価	成果物の品質 (1/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 1. 仕様書等に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 2. 活用した損失補償基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 3. 現地踏査の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。 4. 作業(業務)遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 5. 必要書類等が整備されていた。 6. 誤字・脱漏、記載ミスなどがない。 7. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 8. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい成果となっている。 9. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。									成果物について、監督(調査)職員が文書で改善指示を行った。	成果物について、監督(調査)職員の文書による改善指示に従わなかった。

(1)用地関係業務Ⅰ 業務名:

(完了検査官 4/4)

考査項目	細 別	選択 区分	評価 区分	業務、主任(管理)、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	－	14	－	0	－14	－28		
結果の評価	成果物の品質 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) 10. 成果物に引用されている図表、写真等は著作権に配慮されたものとなっている。 11. 成果物のチェック方法に工夫が見られた。 12. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、測量、調査等の精度の向上に繋がったものである。 13. その他 []										
		◎評定は1～13のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()												

(2) 用地関係業務Ⅱ ① [主任調査員用]

(1/2)

評価項目	評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目	
					優	標準	劣					
			重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	10	6	評価細目チェック数 0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 ☐ ・業務計画書に記載された内容が当該業務を的確に反映していた。 ☐ ・業務計画書に各作業段階における作業手順や留意事項が詳細に記載されていた。 ☐ ・提出資料等に当該業務の特徴、注意すべき事項などが適切に記述されていた。（地域特性など）	
		小 計	10	6								
		的確な履行	法令・技術基準の知識は十分か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務に必要な法令・損失補償基準・通達等が十分に理解されていた。 ☐ ・業務に必要な共通仕様書が十分に理解されていた。 ☐ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件が十分に理解されていた。 ☐ ・業務上必要となる、用地図面、建物図面、工事図面等の基礎資料について留意すべき専門的知識を十分有していた。
			業務内容についての判断は的確か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0」 〃 1⇒「0.2」 〃 2⇒「0.4」 〃 3⇒「0.6」 〃 4⇒「0.8」 〃 5⇒「1.0」						☐ ・業務遂行段階で、業務に必要な資料収集がなされていた。 ☐ ・業務実施の各段階において必要な作業がなされていた。 ☐ ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。 ☐ ・業務遂行段階において発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 ☐ ・業務（現場）で発生した諸問題に対して十分対応できる能力を有していた。
			関係者とのコミュニケーションは適切か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・日々の業務内容を調査職員に報告するなど常に連絡を密にしていた。 ☐ ・緊急性のあるもの、ないものとの判断が適切に行われ、調査職員に分かりやすく伝えられた。 ☐ ・現場での問題点などを迅速に調査職員に伝え、問題解決に繋がる提案をした。 ☐ ・関係者との対話を心がけ、受注者が原因となるトラブルがなかった。
		小 計	60	36								
		業務目的の達成度	必要事項が適切に記載されているか？	20	12	評価細目チェック数 0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・調査職員からの指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、適正な内容のものであった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務成果が得られた。
			業務に求められる的確な取りまとめがされているか？	10	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小 計	30	18	① ②							
		専門技術力計		100	60							
管理技術力	業務実施体制の的確性	40	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務計画書等、必要書類が遅滞なく提出されていた。 ☐ ・当該業務に必要な資格取得者が適切に配置されていた。 ☐ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が適切に履行された。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。		

(2) 用地関係業務Ⅱ ① [主任調査員用]

(2/2)

評価項目		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						優標準劣						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	管理技術力	打合せ内容の理解度	発注者との打ち合わせは適切か？	20	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.6」 〃 2⇒「1.0」					☐ ・打合せ記録が適切に整理され、遅滞なく作成されていた。 ☐ ・指示や打ち合わせ事項が的確に業務に反映された。	
		指揮系統の迅速性 確実性	情報伝達の基本は守られているか？	40	14	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.2」 〃 2⇒「0.4」 〃 3⇒「0.6」 〃 4⇒「0.8」 〃 5⇒「1.0」					☐ ・受注者内の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・当該業務に関する社内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた。又は、対応が迅速に行われた。 ☐ ・担当技術者又は業務従事者への技術的関与が的確であった。	
	管理技術力計			100	32	④ ⑥						
	取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点		100	8	評価細目チェック数 =0⇒「0」 〃 1⇒「0.2」 〃 2⇒「0.4」 〃 3⇒「0.6」 〃 4⇒「0.8」 〃 5⇒「1.0」					☐ ・主任担当者、担当技術者又は業務従事者として、責任逃れの対応はなかった。 ☐ ・打合せにおいて、確認・解決すべき事項について見逃しはなかった。 ☐ ・業務遂行の各段階において不明な点が生じた場合は、発注者を支援する立場としてとして関係機関等へ問い合わせや確認がなされた。 ☐ ・関係者に対する対応が適切であるとともに、必要な報告・調整が遅滞なく実施された。 ☐ ・業務の内容・精度を向上させる新たな取組が自主的になされた。	
取組姿勢 計				100	8	⑧						
計					100							

(2) 用地関係業務Ⅱ ②〔総括調査員用〕

(1/1)

評価項目	評価の視点	配点		得点率					得点	評価細目
		重み	実点	優 標準 劣						
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失		-15	評価細目チェック数1つ毎に3点減点						☐ ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 ☐ ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 ☐ ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 ☐ ・業務実施体制に問題があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	中立性・公平性に係る過失		-3	評価細目チェック数1つで3点減点（チェックは1つまで）						☐ ・中立性・公平性に関して、第三者から苦情があり、受注者に帰する過失があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	守秘性に係る過失		-3	評価細目チェック数1つで3点減点（チェックは1つまで）						☐ 業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 ☐ ・その他（理由： ）
	小計		-21							
指示系統の迅速性・確実性	指示系統の迅速性・確実性	100	14	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」、「0.4」、「0.6」（基準点）、「0.8」、「1.0」を付与する。						☐ ・指示系統の迅速性が確保されている。 ☐ ・指示系統が系統どおり確実に実施されている。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた、又は対応が迅速に行われた。 ☐ ・受注者内の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。
	小計	100	14	⑦						
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	100	8	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」、「0.4」、「0.6」（基準点）、「0.8」、「1.0」を付与する。						☐ ・企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。 ☐ ・当該業務遂行にあたって、取組への積極性・責任感に対して評価できるものであった。 ☐ ・地域への貢献等に関して、特に評価できるものであった。 ☐ ・業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、業務を完了させた。 ☐ ・その他（理由： ）
	小計	100	8	⑨						
計			22							

(2) 用地関係業務Ⅱ ③ [完了検査官用]

(1/1)

配分		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						優標準劣						
						1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	専門技術力	業務目的の達成度	業務に求められる確な取りまとめがされているか？	100	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小計		100	6	③						
	管理技術力	業務実施体制の的確性		100	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 1⇒「0.4」 〃 2⇒「0.6」 〃 3⇒「0.8」 〃 4⇒「1.0」						☐ ・業務計画書等、必要書類が遅滞なく提出されていた。 ☐ ・当該業務に必要な資格取得者が適切に配置されていた。 ☐ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が適切に履行された。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。
		小計		100	12	⑤						
	計					18						

4. 評定点集計表

用地関係業務成績採点表

(1)用地関係業務Ⅰ										業務名																					
審査項目		細 別	主任監督(調査)員						総括監督(調査)員						完了検査官						細別評定点(注1)										
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)				
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画																						12.0	/ 20	()					
	実施状況の評価	執行管理																						3.0	/ 5	()					
		品質管理																						12.0	/ 20	()					
		業務特性																						6.0	/ 10	()					
		創意工夫																						2.4	/ 4	()					
	説明調整能力の評価	説明調整能力																						3.6	/ 6	()					
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																						3.0	/ 5	()					
結果評価	成果物の品質																						18.0	/ 30	()						
評定者別評価点 ①																															
評定者別基礎点 ②			60.0																												
評定者別評定点 ③=①+②			④						⑤						⑥																
業務評定点計(注2) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																													/ 100	()	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																															
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																															
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																															
総合評定点の算定			総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																												
所 見			(主任監督(調査)員)						(総括監督(調査)員)						(完了検査官)																

主任(管理)技術者		担当技術者		照査技術者	
基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点
12.0	/ 20	3.0	/ 5		
3.0	/ 5	3.0	/ 5		
12.0	/ 20	18.0	/ 30	30.0	/ 50
6.0	/ 10	7.5	/ 12.5		
2.4	/ 4	2.4	/ 4		
3.6	/ 6	3.6	/ 6		
3.0	/ 5	4.5	/ 7.5		
18.0	/ 30	18.0	/ 30	30.0	/ 50
	/ 100		/ 100		/ 100
注：1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。 2. 「⑦」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。					

[illegible]

第7 工事成績確認書の交付について

平成 17 年 5 月 26 日 事務連絡

最終改正 令和 6 年 2 月 8 日 事務連絡

工事管理課長から会計課長、営繕管理課長及びあて
各開発建設部次長（総務担当）

当局が発注する一般競争入札方式及び工事希望型競争入札方式においては、入札参加希望者が提出する競争参加資格確認資料又は技術資料に、同種又は類似工事（一般競争にあつては同種工事のみ。）の施工実績を記載することとされており、このうち、当局が発注した工事に係る施工実績については、「北海道開発局請負工事成績評定点通知実施要領」（平成 8 年 6 月 7 日付け北開局工第 42 号）の別記様式第 1 の「工事成績評定通知書」を添付することとされているところである。この場合において、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付する措置を採るものとされているところであるが、その運用については下記のとおり取り扱われたい。

また、「工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 28 日付け北開局工管第 97 号）における工事成績評定通知書の写しの取扱いも同様とする。

記

- 1 相手方（評定の結果の通知を受けた者）の確認について
身分証明書等の提示により相手方の確認を必ず行うこと。
なお、郵送により別紙 3「工事成績確認申請書」の提出を受けた場合は、同紙記 5 に記載してある「担当者」に申請の意思の確認を行うこと。
- 2 工事成績評定通知書が保存されている場合の取扱いについて
 - (1) 相手方から、別紙 3 の「工事成績確認申請書」を提出させる。
 - (2) 記 1 の相手方の確認を行った上、別紙 1 の「工事成績確認書」及び工事成績評定通知書の写しを交付する。
 - (3) なお、当該工事の工事成績評定通知書の写しは、1 回の交付により、以降の技術資料等に添付できるものとする。
- 3 文書保存期間の経過等により、工事成績評定通知書が保存されていない場合の取扱いについて
 - (1) 相手方から、別紙 3 の「工事成績確認申請書」を提出させる。
 - (2) 記 1 の相手方の確認を行った上、別紙 2 の「工事成績確認書」を交付する。
 - (3) なお、当該工事の工事成績確認書は、1 回の交付により、以降の技術資料等に添付できるものとする。

別紙 1

○建 第 年 月 号 日

申請者 住 所
氏 名 殿

契約担当官等
官 職 ・ 氏 名

工 事 成 績 確 認 書

下記工事における工事成績評定通知書の写しを別添のとおり送付する。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 受 注 者 名
- 4 最終請負代金額 ￥

※以下を記入することで押印不要
本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)
担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

別紙2

○建 第 年 月 号 日

申請者 住 所
氏 名 殿

契約担当官等
官 職 ・ 氏 名

工 事 成 績 確 認 書

下記工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 受 注 者 名
- 4 最終請負代金額 ¥

※以下を記入することで押印不要

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)
担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

契約担当官等
官 職 ・ 氏 名 殿

申請者 住 所
氏 名

工 事 成 績 確 認 申 請 書

下記工事における工事成績評定点について、工事成績評定通知書を有していないため、確認をお願いします。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 受 注 者 名
- 4 請負代金額（最終） 円
- 5 担当者及び連絡先

※以下を記入することで押印不要

本件責任者

（部署名・氏名）

（連絡先）

担当者

（部署名・氏名）

（連絡先）

第8 業務成績確認書の交付について

平成 21 年 1 月 21 日 事務連絡
工事管理課長から会計課長、営繕管理課長及びあて
各開発建設部次長（総務担当）

当局が発注する委託業務においては、「北海道開発局委託業務成績評定通知実施要領」（平成 18 年 3 月 7 日 北開局工管第 236-1 号）に基づき、別記様式第 3 の「委託業務成績評定通知書」を交付しているところであるが、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、委託業務成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、下記の通り取り扱われる。

記

- 1 相手方（評定の結果の通知を受けた者）の確認について
身分証明書等の提示により相手方の確認を必ず行うこと。
なお、郵送により別紙 3「委託業務成績確認申請書」の提出を受けた場合は、同紙記 5 に記載してある「担当者」に申請の意思の確認を行うこと。
- 2 委託業務成績評定通知書が保存されている場合の取り扱いについて
 - (1) 相手方から、別紙 3 の「委託業務成績確認申請書」を提出させる。
 - (2) 記 1 の相手方の確認を行った上、別紙 1 の「委託業務成績確認書」及び委託業務成績評定通知書の写しを交付する。
 - (3) なお、当該業務の委託業務成績評定通知書の写しは、1 回の交付により、以降の技術資料等に添付できるものとする。
- 3 文書保存期間の経過等により、委託業務成績評定通知書が保存されていない場合の取り扱いについて
 - (1) 相手方から、別紙 3 の「委託業務成績確認申請書」を提出させる。
 - (2) 記 1 の相手方の確認を行った上、別紙 2 の「委託業務成績確認書」を交付する。
 - (3) なお、当該業務の委託業務成績確認書は、1 回の交付により、以降の技術資料等に添付できるものとする。

○建 第 年 月 号 日

申請者 住 所
氏 名 殿

契約担当官等
官 職 ・ 氏 名

委託業務成績確認書

下記業務における委託業務成績評定通知書の写しを別添のとおり送付する。

記

- 1 業 務 名
- 2 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 受 注 者 名
- 4 最終契約金額 円

※以下を記入することで押印不要
本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)
担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

別紙2

○建 第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名 殿

契約担当官等
官 職 ・ 氏 名

委託業務成績確認書

下記業務における委託業務成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

- 1 業 務 名
- 2 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 受 注 者 名
- 4 最終契約金額 円

※以下を記入することで押印不要

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

申請者 住 所
氏 名

下記業務における委託業務成績評定点について、委託業務成績評定通知書を有していないため、確認をお願いします。

5 担当者及び連絡先 TEL

(連絡先)

第9 請負工事成績評定結果の取扱いについて

平成18年10月26日 北開局工管第128号

最終改訂 平成19年6月20日 北開局工管第46号

工事の施工状況の評価については、「北海道開発局請負工事成績評定要領」（平成4年4月1日付け北開局工第2号）により実施しているところであるが、今般、公共工事の透明性の確保や民間事業者の技術力の向上を一層促進するため、北海道開発局の実施する請負工事成績評定の結果について、下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏なきよう実施されたい。

記

1 請負工事成績評定結果の公表

公共工事の透明性の一層の確保を図るため、北海道開発局が所掌する土木工事における請負工事成績評定の結果について、企業毎の請負工事成績評定の平均点を算出し順位付けを行い、その結果について公表するものとする。

2 請負工事成績評定結果の活用

民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、上記1において算出した各企業の請負工事成績評定の平均点が別紙「請負工事成績評定結果策定基準」に定める一定以上の点数となる企業については、北海道開発局が所掌する土木工事において、中間技術検査の実施回数の減免や総合評価落札方式の評価基準として活用するなど措置を講じるものとする。

北開局工管第46号
平成19年6月20日

各開発建設部長 殿

事業振興部長

「請負工事成績評定結果の取扱いについて」の一部改正について

「請負工事成績評定結果の取扱いについて」（平成18年10月26日付北開局工管第128号）により通知しているところであるが、その取扱いの別紙「請負工事成績評定結果策定基準」の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

記

1 改正箇所

別紙「請負工事成績評定結果策定基準」の「2 対象工事」に「維持工事」を追加した。

2 適用時期

この取扱いは、平成19年度公表対象工事（平成17年4月1日から平成19年3月31日に完成した工事）から適用する。

（発議 工事管理課技術調整第1係）

(別紙)

平成18年10月26日 北開局工管第128号
最終改訂 平成19年 6月20日 北開局工管第 46号

請負工事成績評定結果策定基準

1 対象企業

請負工事成績評定結果の公表の対象となる企業は、下記「2 対象工事」に該当する工事の実績を3件以上有する企業とし、北海道開発局は、企業毎の平均点を算出し順位付けを行い、その結果について公表することとする。

2 対象工事

上記1において、企業毎の請負工事成績評定の平均点を算出する対象となる工事としては、北海道開発局が所掌する、過去2カ年度内に完成した土木工事のうち、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、P Sコンクリート工事、しゅんせつ工事、グラウト工事及び維持工事とする。

なお、年度とは、当該年4月1日から翌年3月31日とする。

3 共同企業体の請負工事成績評定の取扱い

共同企業体（特定・経常 JV）が受注した工事における請負工事成績評定点は、各構成企業の請負工事成績評定の実績として各々の企業に算入する。

4 公表項目

請負工事成績評定結果の公表にあたっては、「企業名」、「平均点（少数第1位を四捨五入）」、の各項目について、平均点の高い企業から順位を付けて公表することとする。なお、必要に応じて、「建設業法許可番号」「本店所在地」等を併せて公表することができるものとする。

各企業の請負工事成績評定の平均点に基づく順位付けを行うにあたり、少数第1位を四捨五入後、同順位の企業が複数存在する場合には、企業名の掲載を五十音順で行うこととする。

5 請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数等

請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数とは、当面、80点を原則とする。

ただし、下記に該当する場合については、「請負工事成績評定結果の取扱いについて」（平成18年10月26日付北開局工管第128号）「2 請負工事成績評定結果の活用」の適用の対象外とする。

- ①各企業の平均点の算出に用いた工事の請負工事成績評定点において65点未満の実績を有する場合
- ②その他北海道開発局長が不適切と認める場合

6 公表時期

毎年度6月末を目途に公表することとする。

7 その他

北海道開発局における請負工事成績評定結果の策定方法については、原則、上記1から6に従うものとするが、状況等により、真にやむを得ない場合においては、関係機関と調整の上、対象企業の工事实績や請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数等を変更できることとする。

(参考) 請負工事成績評定結果を公表する際の様式例

【公表用データ】

順位	会社	本店所在地	請負工事成績評定 平均点
1	〇〇建設	〇〇市	82
2	・		81
3	・		80
3	・		80
3	・		80
6	・		78
...	...		...
			75
100			
・			
160			

※「建設業許可番号」、「本社等所在地」、「対象工事の受注件数」、「対象工事毎の工事成績評定点」、「低入札・指名停止・民事再生法適用実績」、「廃業実績」等を必要に応じて把握しておくことが望ましい。

事 務 連 絡
令和7年3月19日

各 開 発 建 設 部 技 術 管 理 官 殿

工事管理課工事評価管理官

請負工事成績評定結果取扱細則の一部改正について

請負工事成績評定結果の公表については、「請負工事成績評定結果の取扱いについて」（平成18年10月26日付北開局工管第128号）により通知しているところであるが、請負工事成績評定結果の取扱に係る細則を別添のとおり一部改正したので、通知する。

（発議 技術調整第1係）

請負工事成績評定結果取扱細則

本細則は、『「請負工事成績評定結果の取扱いについて」の一部改正について』（平成 19 年 6 月 20 日付北開局工管第 4 6 号）（以下、「通知」とする。）の別紙「請負工事成績評定結果策定基準」（以下、「策定基準」とする。）の 5 「請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数等」を満足する企業への措置等請負工事成績評定結果の取扱いに係る細則について定めたものである。

なお、本細則に基づいて実施する工事成績評定優秀企業の認定や当該企業に対する措置等については、通称「ゴールドカード制度」と呼ぶこととする。

1. 認定対象企業

1-1. 認定優秀企業

北海道開発局は、策定基準の 1、2 に該当する企業のうち、策定基準の 5 「請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数等」を満足する企業を「工事成績優秀企業」（以下、「認定優秀企業」とする。）として認定するものとする。

1-2. 不適切事項

通知の別紙 5 「②その他北海道開発局長が不適切と認める場合」とは、過去 2 カ年度（認定を行う年度の前年度及び前々年度）、及び、認定を行う年度当初（4 月 1 日）から認定を行う日の間に、原則、下記①～③に該当する事案が発生した場合とする。

- ① 北海道開発局が所掌する工事の請負工事成績評定で 6 5 点未満となった場合（通知の別紙「請負工事成績評定結果策定基準」の 2 に規定する 7 工種の工事に限る）。
- ② 当該北海道開発局発注工事において、工事事故や現場説明書の指導事項への抵触等により文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合（ただし、通知の別紙「請負工事成績評定結果策定基準」の 2 に規定する 7 工種以外については、過去 1 カ年度（認定を行う年度の前年度）及び、認定を行う年度当初（4 月 1 日）から認定を行う日の間を適用とする）。
- ③ その他、法令遵守違反、民事再生法の申請その他不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。

※ 共同企業体が請け負う工事において、共同企業体が①～③に該当した場合は、共同企業体の構成会社全てに対し適用する。

2. 認定方法

- ・ 北海道開発局は、別添 1「工事成績優秀企業認定書」を作成し、認定優秀企業に授与するものとし、認定にあたっては、北海道開発局長名で行うものとする。
- ・ 認定時期は、「請負工事成績評定結果の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 26 日付北開局工管第 1 2 8 号）の 1 に基づく請負工事成績評定結果の公表後、速やかに行うものとする。

※請負工事成績評定の公表後、企業に対する認定書の授与が速やかに行えない場合においては、認定書の授与とは別に、企業に対し工事成績優秀企業の対象となった旨を通知してもよい。

3. 認定優秀企業に対する措置

認定優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

（シール等の使用）

- ① 認定優秀企業は、「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」「ピンバッジ」を使用することができる。

（認定ロゴマークの使用）

- ② 認定優秀企業は、別添 2「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」とする。）を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示することができる。

ただし、それに要する費用は当該企業が負担するものとする。

なお、認定優秀企業については、別添 3 の様式にある名札を作成し、着用することが出来るものとする。

（中間技術検査の減免）

- ③ 北海道開発局が所掌する土木工事について、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。

ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事※については中間技術検査減免の適用の対象外とする。

なお、中間技術検査の実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（総合評価落札方式での活用）

- ④ 北海道開発局が所掌する土木工事（営繕工事は除く）における総合評価落札方式の評価項目として活用する。

なお、取扱いについては別途通知するものとする。

③※「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」（平成 15 年 7 月 17 日付け国官技第 105 号大臣官房技術調査課長通知）に基づき重点的な監督業務の実施対象工事のことを指す。

（その他）

- ・ 上記③、④の適用については、取扱い通知の別紙「請負工事成績評定結果策定基準」の 2. に規定する下記の 7 工種による発注工事に限るものとする。

①一般土木工事、②舗装工事、③鋼橋上部工事、④P S コンクリート工事、⑤しゅんせつ工事、⑥グラウト工事、⑦維持工事
- ・ 共同企業体を構成する全て企業が認定優秀企業の場合、上記 3. の①～④について適用出来るものとする。

4. 認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期限は、当該企業を「工事成績優秀企業」として認定した後、1 年間（以下、「有効期限」とする。）とし、原則、当該年度の 8 月 1 日※¹から翌年 7 月 31 日※¹の間とする。

また、上記 3. 「認定優秀企業に対する措置」の各項目の適用期間は、原則、下記のとおりとする。

- ・ ①、②の適用は、有効期限内においてその使用を認めるものとする。
- ・ ③の適用期間は、有効期限内に、工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期限内において措置を適用できるものとする。
- ・ ④の適用期間は、原則、有効期限内に、工事発注の手続きを行う工事について措置を適用するものとする。

※ 1 通知の別紙 6「公表時期（毎年度 6 月末を目途に公表することとする。）」や北海道開発局の局長表彰等の時期を踏まえ、原則、当該年度の 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする（ただし、平成 18 年度は 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までとする）。

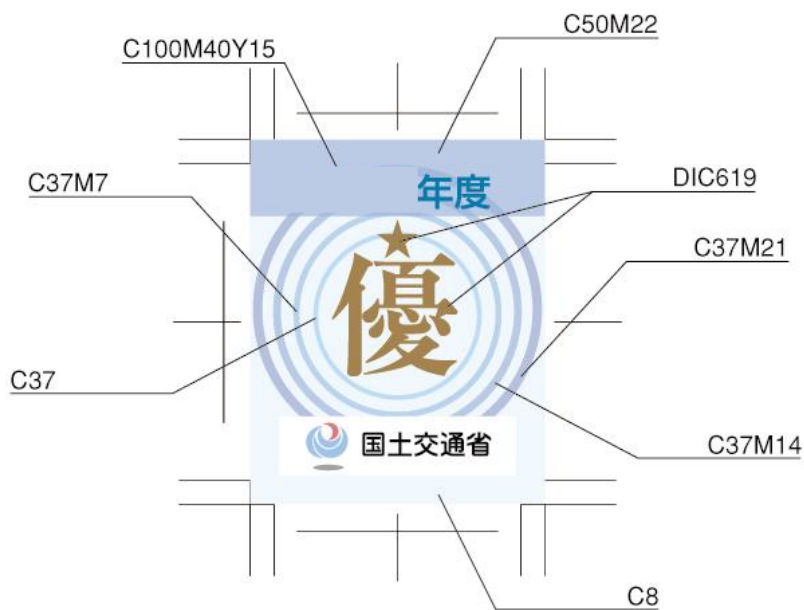
5. 認定優秀企業の資格失効

- ・ 適用期間内に本細則 1 の 1－2 の①～③に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。
- ・ その際、北海道開発局は、当該企業に対し、速やかに「失効」の旨の通知を行うものとする（併せて、関係部局に情報提供を行うこと）。

別添 1 (認定書様式例)

	
年度 工事成績優秀企業認定書	
建設業許可番号	: ○○第○○○○○○○号
本店所在地	: _____
商号又は名称	: _____
貴社は、_____年度に完成した 局発注の土木工事の施工にあたり優秀 な成績をおさめたので、ここに _____年度 工事成績優秀企業として認定します。	
工事成績評定点(平均点)	: ○点
施工実績	: ○件
有効期限	: 平成○○年○月○日まで
○○年○月○日 国土交通省 局長 ○ ○ ○ ○	

別添 2（工事成績優秀企業認定ロゴマークのデザイン）



認定ロゴマーク使用色彩



名刺等での使用デザイン

認定ロゴマークの下部に「工事成績優秀企業」及び認定地方整備局名を記入すること

別添 3（特記仕様書記載例：名札の様式）

【現場の管理】

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期間内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。